

地方独立行政法人制度改革に関する研究会報告書
参考資料 目次

I	地方独立行政法人を取り巻く状況	1
II	地方独立行政法人制度の見直しの必要性	
1	国の独立行政法人制度改革を踏まえた対応	6
2	地方公共団体からの要望への対応	7
3	人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方	9
III	地方独立行政法人制度の見直しのあり方について	
1	国の独立行政法人制度改革を踏まえた対応	
(1)	独立行政法人通則法改正の概要	16
(2)	業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項	17
(3)	P D C Aサイクルが機能する目標・評価の仕組みに関わる検討事項	23
(4)	法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入に関わる検討事項	
(4-1)	法人の内部からの業務運営改善に関わる検討事項	30
(4-2)	法人の外部からの業務運営改善に関わる検討事項	35
2	地方公共団体からの要望への対応	
(1)	公立大学法人に係る要望	36
(2)	公営企業型地方独立行政法人に係る要望	56
3	人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方	
(1)	地方独立行政法人の適格性	58
(2)	対象業務の範囲	62
(3)	法人類型（一般型、特定型）の考え方	73
(4)	市町村連携の方法	75
(5)	その他運用のイメージ等	

導入年	制度概要	対象業務
平成11年9月	<p>PFI制度の導入</p> <p>公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う。</p>	<p>○ PFI法第2条に規定 (以下の公共施設等の整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設 ・ 庁舎、宿舍等の公用施設 ・ 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設 ・ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設 ・ 船舶、航空機等の輸送施設、人工衛星 等
平成13年1月	<p>独立行政法人制度の導入</p> <p>研究機関、美術館、病院など、現在国が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を持つ法人(=独立行政法人)を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より良い行政サービスの提供を目指す。</p>	<p>○ 各法人の業務を規定する個別法に規定</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究(各種研究所) ・ 文教研修・医療厚生(美術館、各種大学校、病院等) ・ 検査検定(各種検査所等) ・ 作業施設(統計センター等) 等
平成16年4月	<p>指定管理者制度の導入</p> <p>地方公共団体の公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせる。</p>	<p>○ 地方自治法第244条の2に規定 (地方公共団体の公の施設の管理)</p>

国及び地方公共団体の外部資源の活用に関する主な制度の沿革について ②

導入年	制度概要	対象業務
平成16年4月	<p>地方独立行政法人制度の導入</p> <p>試験研究機関、公立大学等、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人(=地方独立行政法人)を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。国の独立行政法人制度の導入を受けて導入。</p>	<p>○ 地方独立行政法人法第21条に規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究 ・ 大学の設置・管理 ・ 公営企業相当事業 ・ 社会福祉事業 等 <p>※ 以後、地方公共団体からの要望や国の独立行政法人制度の改正(不要財産納付)を受けて制度を改正。</p>
平成18年7月	<p>市場化テスト(官民競争入札制度)の導入</p> <p>公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者がそのサービスの提供を担う。</p>	<p>○ 公共サービス改革法第2条に規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の行政機関等によるサービス提供等のうち、次に掲げるもの(施設の設置・運営・管理、研修、相談、調査・研究 等) ・ 特定公共サービス(国の行政機関・地方公共団体によるサービス提供等であって、法律の特例が適用されるもの。具体的には、ハローワーク関連業務、社会保険庁関連業務、地方公共団体の窓口業務 等)
平成24年11月	<p>公共施設等運営権制度の導入</p> <p>PFI制度のひとつとして、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式を新設。</p>	<p>○ PFI法第2条に規定</p> <p>PFI事業のうち、事業者が、運営権の設定を受けて、管理者等が所有権を有する公共施設等の運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの(※重点事業:水道、下水道、空港、道路)</p>

目的

公共上の見地から地域において確実に実施される必要がある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業を地方独立行政法人に担わせることにより、住民の生活の安定、地域社会及び地域経済の発展に資すること。

制度の基本理念

- 目標による業績管理** : 中期目標・中期計画・年度計画に基づき、計画的に業務を運営
- 適正な業務実績の評価** : 中期目標に基づいて評価委員会が法人の業務実績を定期的に評価し、必要に応じて法人に勧告することにより、PDCAサイクルを確立
- 業績主義の人事管理** : 法人の業務実績、職員の業績を反映した職員の給与の仕組み等を確立
- 財務運営の弾力化等** : 原則として企業会計原則による業務運営、使途制限のない運営費交付金の財源措置
- 積極的な情報公開** : 中期目標、業務実績、評価結果、財務諸表等を積極的に公開

業務の特性を踏まえた法人の分類

- 地方独立行政法人** : 試験研究、社会福祉事業、公共施設の設置・管理を行う法人
- 公立大学法人** : 大学等の設置・管理を行う法人
学長の任命等に関する特例が設けられている
- 公営企業型 地方独立行政法人** : 地方公営企業に相当する事業を行う法人
財務運営に関する特例が設けられている

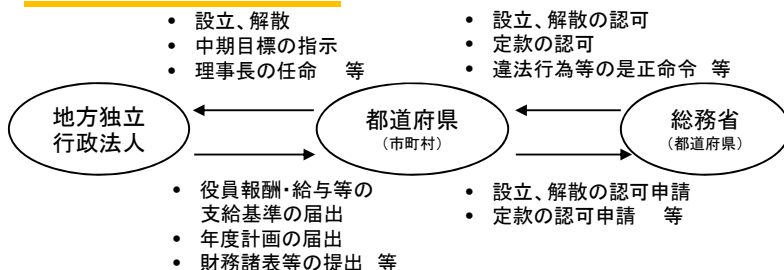
対象業務

- ・ 試験研究 (10法人)
- ・ 公立大学の設置・管理 (66法人)
- ・ 公営企業相当事業 (45法人)
- ・ 社会福祉事業 (1法人)
- ・ 公共的施設の設置・管理 (なし)

※カッコ内は平成27年4月1日現在の法人数(計122法人)

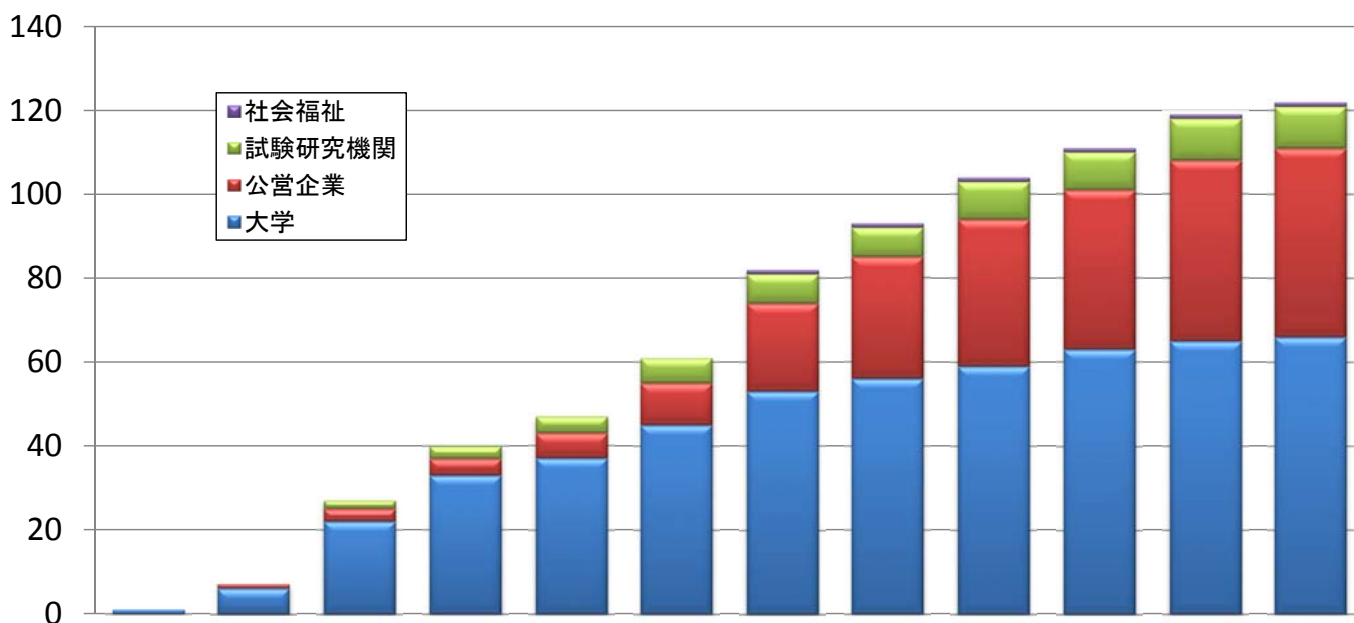
※公務員型・非公務員型の2つの類型が存在(公務員型は5法人)

地方公共団体との関係



地方独立行政法人の設立状況の年度推移について

(法人)



※いずれも4月1日現在

地方独立行政法人の設立状況(平成27年4月1日現在)

【大学】:66 【公営企業】:45 【試験研究機関】:10 【社会福祉】:1 【合計】:122

【都道府県設立分】

設立団体	対象業務	法人名	設立時期
北海道	大学	北海道公立大学法人札幌医科大学	H19.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	H22.4.1
青森県	大学	公立大学法人青森県立保健大学	H20.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人青森県産業技術センター	H21.4.1
岩手県	大学	公立大学法人岩手県立大学	H17.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	H18.4.1
宮城県	公営企業	地方独立行政法人宮城県立こども病院	H18.4.1
	大学	公立大学法人宮城大学	H21.4.1
秋田県	公営企業	地方独立行政法人宮城県立病院機構	H23.4.1
	大学	公立大学法人国際教養大学	H16.4.1
	大学	公立大学法人秋田県立大学	H18.4.1
	公営企業	地方独立行政法人秋田県立病院機構	H21.4.1
山形県	社会福祉	地方独立行政法人秋田県立療養機構	H22.4.1
	大学	公立大学法人山形県立保健医療大学	H21.4.1
山形県・酒田市	大学	山形県公立大学法人	H21.4.1
	公営企業	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H20.4.1
福島県	大学	公立大学法人福島県立医科大学	H18.4.1
	大学	公立大学法人会津大学	H18.4.1
埼玉県	大学	公立大学法人埼玉県立大学	H22.4.1
	大学	公立大学法人首都大学東京	H17.4.1
東京都	試験研究機関	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	H18.4.1
	公営企業	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	H21.4.1
神奈川県	公営企業	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	H22.4.1
	大学	公立大学法人新潟県立大学	H21.4.1
新潟県	大学	公立大学法人新潟県立看護大学	H25.4.1
	大学	石川県公立大学法人	H23.4.1
富山県	大学	公立大学法人富山県立大学	H27.4.1
	大学	公立大学法人福井県立大学	H19.4.1
福井県	大学	公立大学法人山梨県立大学	H22.4.1
	公営企業	地方独立行政法人山梨県立病院機構	H22.4.1
山梨県	公営企業	地方独立行政法人山梨県立看護大学	H22.4.1
	大学	公立大学法人岐阜県立看護大学	H22.4.1
長野県	公営企業	地方独立行政法人岐阜県立総合医療センター	H22.4.1
	公営企業	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	H22.4.1
岐阜県	公営企業	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	H22.4.1

(注)※は特定地方独立行政法人(公務員型)を示す。

設立団体	対象業務	法人名	設立時期
静岡県	大学	静岡県公立大学法人	H19.4.1
	公営企業	地方独立行政法人静岡県立病院機構	H21.4.1
愛知県	大学	公立大学法人静岡文化芸術大学	H22.4.1
	大学	愛知県公立大学法人	H19.4.1
三重県	大学	公立大学法人三重県立看護大学	H21.4.1
	公営企業	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	H24.4.1
滋賀県	大学	公立大学法人滋賀県立大学	H18.4.1
	大学	京都府公立大学法人	H20.4.1
大阪府	大学	公立大学法人大阪府立大学	H17.4.1
	公営企業	地方独立行政法人大阪府立病院機構	H18.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所	H24.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	H24.4.1
兵庫県	大学	公立大学法人兵庫県立大学	H25.4.1
	大学	公立大学法人奈良県立医科大学	H19.4.1
奈良県	大学	公立大学法人奈良県立大学	H27.4.1
	公営企業	地方独立行政法人奈良県立病院機構	H26.4.1
和歌山県	大学	公立大学法人和歌山県立医科大学	H18.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	H19.4.1
鳥取県・鳥取市	大学	公立大学法人公立鳥取環境大学	H24.4.1
	大学	公立大学法人鳥根県立大学	H19.4.1
島根県	大学	公立大学法人島根県立大学	H19.4.1
	公営企業	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	H19.4.1
岡山県	大学	公立大学法人岡山県立大学	H19.4.1
	大学	公立大学法人山口県立大学	H18.4.1
広島県	大学	公立大学法人山口県立大学	H18.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人山口県産業技術センター	H21.4.1
山口県	公営企業	地方独立行政法人山口県立病院機構	H23.4.1
	公営企業	地方独立行政法人山口県立総合医療センター	H23.4.1
徳島県	公営企業	地方独立行政法人徳島県鳴門病院	H25.4.1
	大学	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	H22.4.1
愛媛県	大学	高知県公立大学法人	H23.4.1
	大学	公立大学法人九州歯科大学	H18.4.1
福岡県	大学	公立大学法人福岡女子大学	H18.4.1
	大学	公立大学法人福岡県立大学	H18.4.1
佐賀県	公営企業	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	H22.4.1
	大学	長崎県公立大学法人	H17.4.1
熊本県	大学	長崎県公立大学法人	H17.4.1
	大学	公立大学法人熊本県立大学	H18.4.1
大分県	大学	公立大学法人大分県立看護科学大学	H18.4.1
	大学	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	H18.4.1

地方独立行政法人の設立状況(平成27年4月1日現在)

【大学】:66 【公営企業】:45 【試験研究機関】:10 【社会福祉】:1 【合計】:122

【指定都市設立分】

設立団体	対象業務	法人名	設立時期
札幌市	大学	公立大学法人札幌市立大学	H18.4.1
横浜市	大学	公立大学法人横浜市立大学	H17.4.1
名古屋市	大学	公立大学法人名古屋市立大学	H18.4.1
	公営企業	地方独立行政法人京都市立病院機構	H23.4.1
京都市	大学	公立大学法人京都市立芸術大学	H24.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	H26.4.1
大阪市	大学	公立大学法人大阪市立大学	H18.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人大阪市立工業研究所	H20.4.1
堺市	公営企業	地方独立行政法人大阪市民病院機構	H26.10.1
	公営企業	地方独立行政法人堺市立病院機構	H24.4.1
神戸市	大学	公立大学法人神戸市外国語大学	H19.4.1
	公営企業	地方独立行政法人神戸市立病院機構	H21.4.1
岡山市	公営企業	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	H26.4.1
	大学	公立大学法人広島市立大学	H22.4.1
広島市	公営企業	地方独立行政法人広島市立病院機構	H26.4.1
	大学	公立大学法人北九州市立大学	H17.4.1
北九州市	大学	公立大学法人北九州市立大学	H17.4.1
福岡市	公営企業	地方独立行政法人福岡市立病院機構	H22.4.1

【市町村設立分】

設立団体	対象業務	法人名	設立時期	
青森県	青森市	大学	公立大学法人青森公立大学	H21.4.1
	秋田県	秋田市	大学	公立大学法人秋田公立美術大学
秋田県	秋田市	公営企業	地方独立行政法人市立秋田総合病院	H26.4.1
	秋田市	公営企業	地方独立行政法人新小山市民病院	H25.4.1
群馬県	高崎市	大学	公立大学法人高崎経済大学	H23.4.1
	前橋市	大学	公立大学法人前橋工科大学	H25.4.1
千葉県	山武市	公営企業	地方独立行政法人さんむ医療センター	H22.4.1
	東金市	公営企業	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター	H22.10.1
新潟県	長岡市	大学	公立大学法人長岡造形大学	H26.4.1
	金沢市	大学	公立大学法人金沢美術工芸大学	H22.4.1
福井県	敦賀市	大学	公立大学法人敦賀市立看護大学	H26.4.1
	都留市	大学	公立大学法人都留工科大学	H21.4.1
山梨県	桑名市	公営企業	地方独立行政法人桑名市総合医療センター	H21.10.1
	泉佐野市	公営企業	地方独立行政法人りんくう総合医療センター	H23.4.1
大阪府	吹田市	公営企業	地方独立行政法人市立吹田市民病院	H26.4.1
	加古川市	公営企業	地方独立行政法人加古川市民病院機構	H23.4.1
兵庫県	明石市	公営企業	地方独立行政法人明石市立市民病院	H23.10.1
	新見市	大学	公立大学法人新見公立大学	H20.4.1
岡山県	尾道市	大学	公立大学法人尾道市立大学	H24.4.1
	府中市	公営企業	地方独立行政法人府中市病院機構	H24.4.1
山口県	下関市	大学	公立大学法人下関市立大学	H19.4.1
	下関市	公営企業	地方独立行政法人下関市立市民病院	H24.4.1
福岡県	大牟田市	公営企業	地方独立行政法人大牟田市立病院	H22.4.1
	筑後市	公営企業	地方独立行政法人筑後市立病院	H23.4.1
	川崎町	公営企業	地方独立行政法人川崎町立病院	H23.4.1
	鞍手町	公営企業	地方独立行政法人くらで病院	H25.4.1
長崎県	芦屋市	公営企業	地方独立行政法人芦屋中央病院	H27.4.1
	佐佐保市	公営企業	地方独立行政法人北松中央病院	H17.4.1
宮崎県	長崎市	公営企業	地方独立行政法人長崎市立病院機構	H24.4.1
	宮崎市	大学	公立大学法人宮崎公立大学	H19.4.1
沖縄県	那覇市	公営企業	地方独立行政法人那覇市立病院	H20.4.1

【一部事務組合・広域連合設立分】

設立団体	対象業務	法人名	設立時期	
北海道	南幌郡公立大学 広域連合 (2市1町)	大学	公立大学法人公立はこだて未来大学	H20.4.1
沖縄県	北部広域 市町村間 事務組合 (1市2町9村)	大学	公立大学法人名桜大学	H22.4.1

地方公共団体が施策を実施する際に必要な組織を弾力的に見直すことにより、地方公共団体が地域の実情に応じた行政サービスを効率的かつ効果的に提供できるようにするため、地方公共団体の要望等も踏まえ、地方独立行政法人法（以下「法律」という）について所要の改正を行った。

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による改正

また、地方独立行政法人法施行令等の関係法令について、法律改正及び地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の改正を行った。（平成26年4月1日までにすべて施行済み）

1. 定款変更による特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行（法律を改正）

- 特定地方独立行政法人を一般独立行政法人へ移行するための定款変更を行うことができるようにした。

【背景】

- 従来の制度においては、法人設立後の社会経済情勢の変化等によって、公務員型から非公務員型へ移行することとした際に、解散と再度の設立という煩雑な手続をとる必要があったため、地方公共団体からの要望等も踏まえ、法人としての同一性を維持したまま非公務員型への移行を認める制度改正を行ったもの。
- なお、国の独立行政法人制度においては、政策的に非公務員型への移行が推進され、その後実際に、一定の方針に基づいて多くの法人が非公務員型へ移行している。

地方独立行政法人制度の見直しについて

2. 地方公共団体からの出資等に係る財産の返納（法律、施行令等を改正）

- 地方独立行政法人が保有する財産のうち、地方公共団体からの出資等に係る財産が不要となった場合の返納手続を設けるとともに、これに伴う資本金の減少に関する手続を設けた。

【背景】

- 地方独立行政法人については、制度上減資を行うことができないため、不要な財産が生じたとしても、出資財産の地方公共団体への返納が妨げられていたことから、減資を認める制度改正を行ったもの。
- なお、国の独立行政法人制度においては、平成22年の制度改正において、独立行政法人の有する不要財産の国庫への返納手続及び出資に係る財産の国庫返納に伴う減資に関する規定を設けている。

3. 地方独立行政法人の合併（法律、施行規則等を改正）

- 地方独立行政法人の合併に関する手続を設けた。

【背景】

- 従来の制度においては、法人を合併する際は一度法人を解散し、その職員・財産等を他の法人（もしくは新設する法人）に承継させるという煩雑な手続が必要だったため、地方公共団体からの要望等も踏まえ、法人の合併に伴う組織の移行を円滑に行えるよう、合併手続等の規定を設けたもの。

4. 対象業務の見直し（施行令を改正）

- 地方独立行政法人が設置・管理できる公共的な施設に、博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館を加えた。

【背景】

- 地方公共団体からの要望を踏まえ、地方独立行政法人の対象業務に博物館等を加えたもの。
- なお、国の独立行政法人では、既に国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館が博物館の運営を行っている。

5. 定款変更手続の簡素化（施行令を改正）

○ 議会の議決や認可を要しない軽微な定款変更事項に、以下3点を加えた。

- ・主たる事務所の所在地の名称変更があった場合
- ・(公共的な施設の設置管理を行う場合の)施設の所在地の名称変更があった場合
- ・財産の所在地の名称変更があった場合

【背景】

- これらの事項は、法人の業務に何ら影響がないにもかかわらず通常の認可手続が必要とされているため、地方公共団体から、業務の効率化の観点から認可等を不要とするべきとの要望があり、業務効率化の観点から手続を簡素化する制度改正を行ったもの。

6. 税制改正

○ 地方独立行政法人に対する非課税措置の拡充(対象を全法人に拡充)

【背景】

- 従来は、地方独立行政法人に対する非課税措置は移行型（成立の前日に設立団体が行っていた業務に相当する業務を行うもの）等に対象が限定されていたが、近年生じた以下の事情により、地方公共団体からの要望を受けて、対象を全法人に拡充する改正を行ったもの。
 - ・新設型として設立された法人であるが、実態上移行型と同視しうするため、課税対象とすることが不合理と考えられる事例が生じている。
 - ・設立時は移行型であったが、その後に公共上の見地から新たな業務を追加する必要性が生じた場合、課税対象となるため、必要な業務の追加に当たって支障が生じている。
 - ・法人の合併が可能になったことに伴い、移行型・新設型の合併や、合併に合わせた業務の追加が想定される。

○地方独立行政法人に対する寄付金等に係る課税標準の特例措置の拡充(博物館等を対象に追加)

1. 独立行政法人通則法の一部を改正する法律

資料5

2. 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

独立行政法人が、制度導入の本来の趣旨に則り、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、法人運営の基本となる共通制度について見直しを行うもの。

※「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき立案。

法律の概要

1. 独法通則法一部改正法

(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類【第2条】

- 全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、三つの分類（中期目標管理型、単年度管理型（行政事務に密接関連）、研究開発型（注））を設ける。

注：研究開発型の法人のうち、世界トップレベルの成果が期待される法人については、別の法律により特別な措置を講ずる

(2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築【第28条の2、第29条、第32条、第35条等】

- 主務大臣の下での政策のPDCA（注）サイクルを強化し、目標・評価の一貫性・実効性を向上させる。

注：PDCA：P(Plan:目標、計画)→D(Do:実施)→C(Check:評価)→A(Action:改善)

- ・政策責任者である主務大臣が、毎年度、業績評価を実施。第三者機関は主務大臣による業績評価結果等を点検
- ・主務大臣は目標を具体的に設定（総務大臣が指針を策定）

(3) 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入【第19条、第25条の2、第32条、第50条の4等】

- 法人の内外から業務運営を改善し得るよう、法人内部のガバナンスを強化するほか、主務大臣による是正措置を整備する。

- ・監事の機能強化（監事の調査権限を明記等）、役員の損害賠償責任、役職員の再就職あっせん規制等の導入
- ・主務大臣に法人への是正・改善命令権を付与

2. 整備法

独法通則法一部改正法の施行に伴う関係法律(229法律)の規定を整備

施行期日

平成27年4月1日

※総務省行政管理局資料

設立年月日	設立団体	法人の名称	設置大学	法第59条第2項の適用	理事長・学長の別
平成16年4月1日(1)	秋田県	1 公立大学法人国際教養大学	国際教養大学	大学新規設立	同
平成17年4月1日(6)	岩手県	2 公立大学法人岩手県立大学	岩手県立大学 岩手県立大学盛岡短期大学部 岩手県立大学宮古短期大学部	移行型	別
	東京都	3 公立大学法人首都大学東京	首都大学東京 産業技術大学院大学 (東京都立産業技術高等専門学校)	移行型(大学新規設立) (平成18年大学新設) (平成20年高専設置)	別
	大阪府	4 公立大学法人大阪府立大学	大阪府立大学 (大阪府立大学工業高等専門学校)	移行型(大学新規設立) (平成23年高専設置)	同
	長崎県	5 長崎県公立大学法人	長崎県立大学	移行型	別
	横浜市	6 公立大学法人横浜市立大	横浜市立大学	移行型	別
	北九州市	7 公立大学法人北九州市立大学	北九州市立大学	移行型	別
	秋田県	8 公立大学法人秋田県立大学	秋田県立大学	移行型	同
平成18年4月1日(15)	福島県	9 公立大学法人会津大学	会津大学 会津大学短期大学部	移行型	同
	福島県	10 公立大学法人福島県立医科大学	福島県立医科大学	移行型	同
	滋賀県	11 公立大学法人滋賀県立大学	滋賀県立大学	移行型	同
	和歌山県	12 公立大学法人和歌山県立医科大学	和歌山県立医科大学	移行型	同
	山口県	13 公立大学法人山口県立大学	山口県立大学	移行型	別
	福岡県	14 公立大学法人九州歯科大学	九州歯科大学	移行型	同
		15 公立大学法人福岡女子大学	福岡女子大学	移行型	同
		16 公立大学法人福岡県立大学	福岡県立大学	移行型	同
	大分県	17 公立大学法人大分県立看護科学大学	大分県立看護科学大学	移行型	同
		18 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	大分県立芸術文化短期大学	移行型	同
	熊本県	19 公立大学法人熊本県立大学	熊本県立大学	移行型	別
札幌市	20 公立大学法人札幌市立大学	札幌市立大学	大学新規設立	同	
名古屋市長	21 公立大学法人名古屋市長立大学	名古屋市長立大学	移行型	同	
大阪市	22 公立大学法人大阪市立大学	大阪市立大学	移行型	同	
平成19年4月1日(11[2])	北海道	23 北海道公立大学法人札幌医科大学	札幌医科大学	移行型	同
	静岡県	24 静岡県公立大学法人	静岡県立大学 静岡県立大学短期大学部	移行型	別
	福井県	25 公立大学法人福井県立大学	福井県立大学	移行型	別
	愛知県	26 愛知県公立大学法人	愛知県立大学 愛知県立芸術大学	移行型	別
	奈良県	27 公立大学法人奈良県立医科大学	奈良県立医科大学	移行型	同
	島根県	28 公立大学法人島根県立大学	島根県立大学 島根県立大学短期大学部	移行型	同
	岡山県	29 公立大学法人岡山県立大学	岡山県立大学	移行型	同
	広島県	30 公立大学法人広島県立大学	広島県立大学	移行型	同
	神戸市	31 公立大学法人神戸市外国語大学	神戸市外国語大学	移行型	同
	宮崎市	32 公立大学法人宮崎公立大学(※)	宮崎公立大学	移行型	別
	下関市	33 公立大学法人下関市立大学(※)	下関市立大学	移行型	別
平成20年4月1日(4[2])	青森県	34 公立大学法人青森県立保健大学	青森県立保健大学	移行型	同
	京都府	35 京都府公立大学法人	京都府立大学 京都府立医科大学	移行型	別
	函館圏公立大学広域連合	36 公立大学法人公立ほこだて未来大学(※)	公立ほこだて未来大学	移行型	同
	新見市	37 公立大学法人新見公立大学(※)	新見公立大学 新見公立短期大学	移行型	同
平成21年4月1日(8[2])	高知県	公立大学法人高知工科大学(H21に高知県公立大学法人に吸収合併)	高知工科大学	前身は公設民営の学校法人	別
	宮城県	38 公立大学法人宮城大学	宮城大学	移行型	同
	山形県	39 公立大学法人山形県立保健医療大学	山形県立保健医療大学	移行型	同
	山形県	40 山形県公立大学法人	山形県立米沢栄美大学 山形県立米沢女子短期大学	移行型	同
	新潟県	41 公立大学法人新潟県立大学	新潟県立大学	移行型	同
	三重県	42 公立大学法人三重県立看護大学	三重県立看護大学	移行型	同
	青森市長	43 公立大学法人青森公立大学(※)	青森公立大学	移行型	別
都留市長	44 公立大学法人都留文科大学(※)	都留文科大学	移行型	別	
平成22年4月1日(8[2])	埼玉県	45 公立大学法人埼玉県立大学	埼玉県立大学	移行型	別
	山梨県	46 公立大学法人山梨県立大学	山梨県立大学	移行型	同
	静岡県	47 公立大学法人静岡文化芸術大学	静岡文化芸術大学	前身は公設民営の学校法人	別
	岐阜県	48 公立大学法人岐阜県立看護大学	岐阜県立看護大学	移行型	同
	広島市長	49 公立大学法人広島市長立大学	広島市長立大学	移行型	同
	愛媛県	50 公立大学法人愛媛県立医療技術大学	愛媛県立医療技術大学	移行型	同
	金沢市長	51 公立大学法人金沢美術工芸大学(※)	金沢美術工芸大学	移行型	同
北都広域市町村圏事務組合	52 公立大学法人名桜大学(※)	名桜大学	前身は公設民営の学校法人	別	
平成23年4月1日(3[1])	石川県	53 石川県公立大学法人	石川県立大学 石川県立看護大学	移行型	別
	高知県	54 高知県公立大学法人	高知県立大学 高知短期大学 高知工科大学	移行型 移行型 前身は公設民営の学校法人	別 別 別
		高崎市長	55 公立大学法人高崎経済大学(※)	高崎経済大学	移行型
平成24年4月1日(3[1])	鳥取県・鳥取市長	56 公立大学法人鳥取環境大学	鳥取環境大学	前身は公設民営の学校法人	同
	京都市	57 公立大学法人京都市立芸術大学	京都市立芸術大学	移行型	同
	尾道市長	58 公立大学法人尾道市立大学(※)	尾道市立大学	移行型	同
平成25年4月1日(4[2])	新潟県	59 公立大学法人新潟県立看護大学	新潟県立看護大学	移行型	同
	兵庫県	60 公立大学法人兵庫県立大学	兵庫県立大学	移行型	同
	秋田市長	61 公立大学法人秋田公立美術大学(※)	秋田公立美術大学	移行型	同
平成26年4月1日(2[2])	前橋市長	62 公立大学法人前橋工科大学(※)	前橋工科大学	移行型	別
	長岡市長	63 公立大学法人長岡造形大学(※)	長岡造形大学	前身は公設民営の学校法人	別
平成27年4月1日(2[0])	敦賀市長	64 公立大学法人敦賀市立看護大学(※)	敦賀市立看護大学	移行型	同
	富山県	65 公立大学法人富山県立大学	富山県立大学	移行型	別
奈良県	66 公立大学法人奈良県立大学	奈良県立大学	移行型	別	

計(66[14])
(法人数[うち県認可])

(※)については県が認可を行ったもの

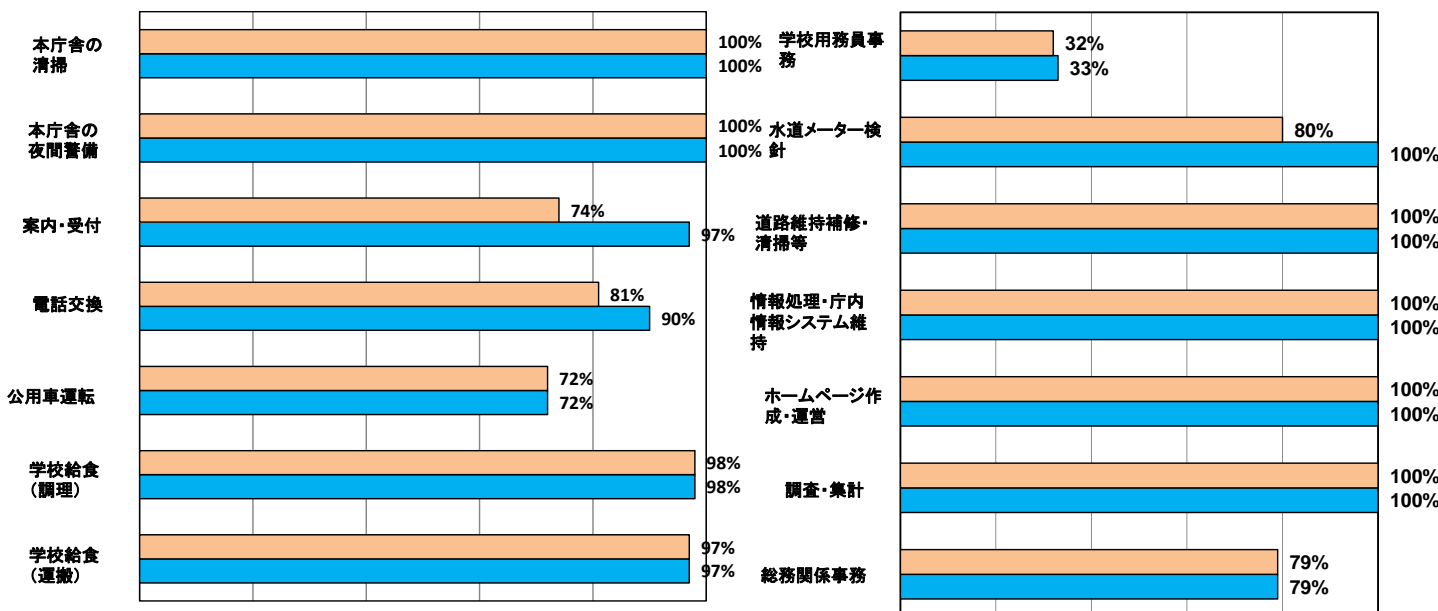
法人: 66(うち県認可14)、大学: 70(うち県認可14)、短大: 9(うち県認可1)、高専: 2

公営企業型地方独立行政法人の設立状況（平成27年4月1日現在）

区分	設立団体	対象業務	法人名	設立時期	
都道府県	宮城県	公営企業	地方独立行政法人宮城県立こども病院	H18.4.1	
		公営企業	地方独立行政法人宮城県立病院機構	H23.4.1	
	秋田県	公営企業	地方独立行政法人秋田県立病院機構	H21.4.1	
	山形県・酒田市	公営企業	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H20.4.1	
	東京都	公営企業	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	H21.4.1	
	神奈川県	公営企業	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	H22.4.1	
	山梨県	公営企業	地方独立行政法人山梨県立病院機構	H22.4.1	
	長野県	公営企業	地方独立行政法人長野県立病院機構	H22.4.1	
	岐阜県	公営企業	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	H22.4.1	
		公営企業	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	H22.4.1	
		公営企業	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	H22.4.1	
	静岡県	公営企業	地方独立行政法人静岡県立病院機構	H21.4.1	
	三重県	公営企業	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	H24.4.1	
	大阪府	公営企業	地方独立行政法人大阪府立病院機構	H18.4.1	
	奈良県	公営企業	地方独立行政法人奈良県立病院機構	H26.4.1	
	岡山県	公営企業	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	H19.4.1	
	山口県	公営企業	地方独立行政法人山口県立病院機構	H23.4.1	
	徳島県	公営企業	地方独立行政法人徳島県鳴門病院	H25.4.1	
	佐賀県	公営企業	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	H22.4.1	
	指定都市	京都市	公営企業	地方独立行政法人京都市立病院機構	H23.4.1
大阪市		公営企業	地方独立行政法人大阪市民病院機構	H26.10.1	
堺市		公営企業	地方独立行政法人堺市立病院機構	H24.4.1	
神戸市		公営企業	地方独立行政法人神戸市民病院機構	H21.4.1	
岡山市		公営企業	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	H26.4.1	
広島市		公営企業	地方独立行政法人広島市立病院機構	H26.4.1	
福岡市		公営企業	地方独立行政法人福岡市立病院機構	H22.4.1	
市区町村	秋田県	秋田市	公営企業	地方独立行政法人市立秋田総合病院	H26.4.1
	栃木県	小山市	公営企業	地方独立行政法人新小山市民病院	H25.4.1
	千葉県	山武市	公営企業	地方独立行政法人さんむ医療センター	H22.4.1
		東金市・九十九里町	公営企業	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター	H22.10.1
	三重県	桑名市	公営企業	地方独立行政法人桑名市総合医療センター	H21.10.1
	大阪府	泉佐野市	公営企業	地方独立行政法人りんくう総合医療センター	H23.4.1
		吹田市	公営企業	地方独立行政法人市立吹田市民病院	H26.4.1
	兵庫県	加古川市	公営企業	地方独立行政法人加古川市民病院機構	H23.4.1
		明石市	公営企業	地方独立行政法人明石市立市民病院	H23.10.1
	広島県	府中市	公営企業	地方独立行政法人府中市病院機構	H24.4.1
	山口県	下関市	公営企業	地方独立行政法人下関市立市民病院	H24.4.1
	福岡県	大牟田市	公営企業	地方独立行政法人大牟田市立病院	H22.4.1
		筑後市	公営企業	地方独立行政法人筑後市立病院	H23.4.1
		川崎町	公営企業	地方独立行政法人川崎町立病院	H23.4.1
		鞍手町	公営企業	地方独立行政法人くらて病院	H25.4.1
		芦屋町	公営企業	地方独立行政法人芦屋中央病院	H27.4.1
	長崎県	佐世保市	公営企業	地方独立行政法人北松中央病院	H17.4.1
		長崎市	公営企業	地方独立行政法人長崎市立病院機構	H24.4.1
沖縄県	那覇市	公営企業	地方独立行政法人那覇市立病院	H20.4.1	

都道府県

都道府県における委託実施状況は以下のとおり(下段については、業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等に対応している団体を除いた比率を参考までに示したもの)。



※平成26年10月1日現在

※委託実施団体の比率=委託実施団体数÷事業実施団体数×100

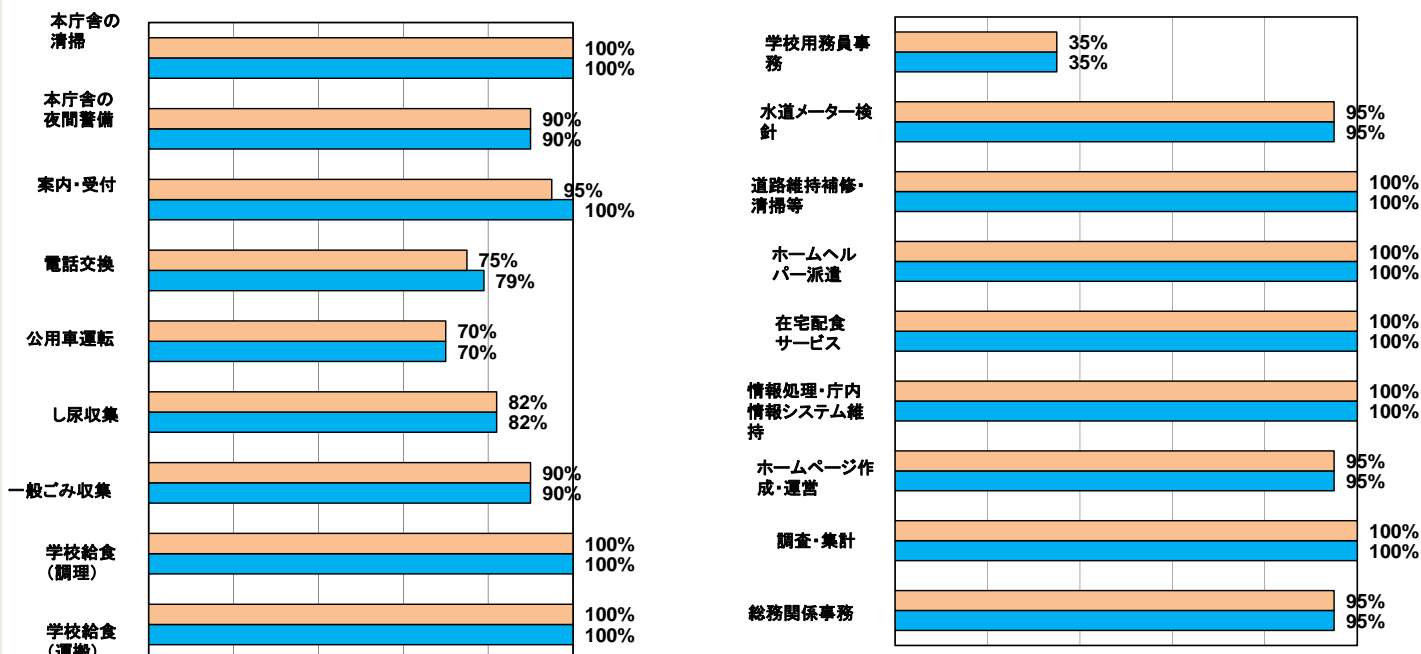
「地方公共団体における行政改革の取組状況(平成27年3月31日公表)」より

※委託実施団体の比率=委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100

民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率) ②

政令指定都市

政令指定都市における委託実施状況は以下のとおり(下段については、業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等に対応している団体を除いた比率を参考までに示したもの)。



※平成26年10月1日現在

※委託実施団体の比率=委託実施団体数÷事業実施団体数×100

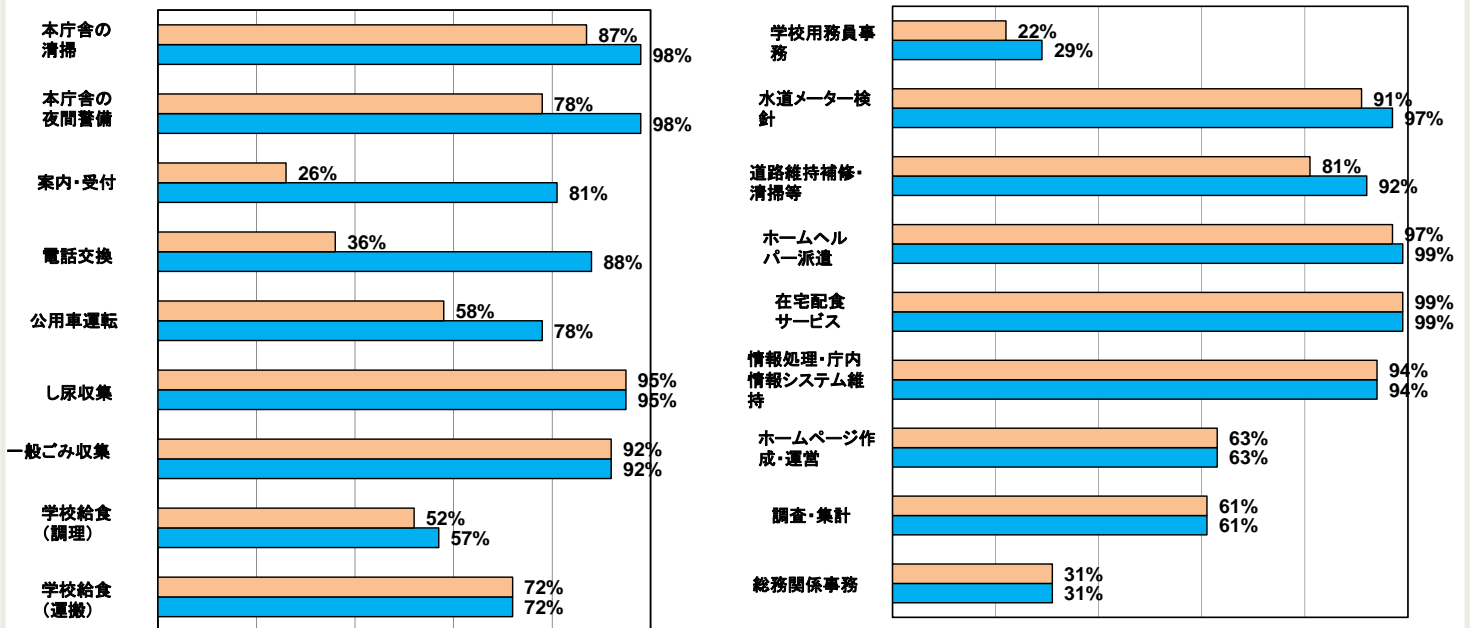
「地方公共団体における行政改革の取組状況(平成27年3月31日公表)」より

※委託実施団体の比率=委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100

民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率) ③

市区町村

市区町村における委託実施状況は以下のとおり(下段については、業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等に対応している団体を除いた比率を参考までに示したもの)。



※平成26年10月1日現在

※委託実施団体の比率=委託実施団体数÷事業実施団体数×100

※委託実施団体の比率=委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100

「地方公共団体における行政改革の取組状況(平成27年3月31日公表)」より

民間事業者に委託することが可能な窓口業務の範囲 ①

資料9

○ 市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について(平成27年6月4日付け内閣府公共サービス改革推進室通知。以下「H27内閣府通知」という。)抄

1 民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲

- 窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれるため、別紙は、現行法において民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為又は補助的業務に該当する業務について整理されています。

2 別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項

(1) 市町村の適切な管理

- 民間事業者に業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意してください。具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。
- また、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿(住民基本台帳、戸籍簿、学齢簿、犬登録原簿等)の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は確実に行ってください。

【参考】住民異動窓口(転入届の受付かつ住民票の写しの交付)における業務フロー図
(市町村における運用の事例)



民間事業者に委託することが可能な窓口業務の範囲 ②

○ H27内閣府通知別紙 市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
住民異動届	1 住民異動届の受付に関する業務 ・ 届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 2 住民票の記載に関する業務 ・ 住民票の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 転出証明書の作成に関する業務 ・ 転出証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 転出証明書の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 ※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。	総務省	地方税法に基づく納税証明書の交付	以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出する通知に従い、市町村の適切な管理のもと（庁舎内）において、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。 1 証明書の交付請求の受付に関する業務 ・ 請求者の確認、請求書の記載事項の確認 2 証明書の作成に関する業務 ・ 証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作 3 証明書の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 ※ 証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセスに制限する等の策を講じる必要がある。	総務省
住民票の写し等の交付	1 住民票の写し等の交付請求の受付に関する業務 ・ 請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・ 第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 住民票の写し等の作成に関する業務 ・ 住民票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 住民票の写し等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 ※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。	総務省	戸籍の届出	1 戸籍の各届出の受付に関する業務 ・ 届出人の確認、届書の記載事項及び添付書類の確認 2 戸籍の記載に関する業務 ・ 戸籍の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 ※ ただし、1の届出人の本人確認業務のうち、戸籍法施行規則第53条の2において準用する第11条の2第3号に規定する本人確認（問を発してする本人確認）については、市町村職員の裁量的判断を伴うものであるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。 また、2の戸籍の記載業務（端末操作を含む。）のうちの移記事項の記載については、移記を要するか否かにつき、法令・通達等に照らして明白ではなく、高度な判断を要する場合には、市町村職員においてその判断をして、記載する必要があるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。	法務省
戸籍の附票の写しの交付	1 戸籍の附票の写しの交付請求の受付に関する業務 ・ 請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・ 第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 戸籍の附票の写しの作成に関する業務 ・ 戸籍の附票の写しの作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍の附票の写しの引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務	総務省			

民間事業者に委託することが可能な窓口業務の範囲 ③

○ H27内閣府通知別紙 市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務（続き）

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
戸籍謄抄本等の交付	1 戸籍謄抄本等の交付請求の受付に関する業務 ・ 請求者の確認、請求書の記載事項及び添付書類の確認 ・ 第三者（本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者）からの請求の受付も含む。 2 戸籍謄抄本等の作成に関する業務 ・ 戸籍の謄抄本等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍謄抄本等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 ※ ただし、1の請求者の本人確認業務のうち、戸籍法施行規則第11条の2第3号に規定する本人確認（問を発してする本人確認）は、市町村職員の裁量的判断を伴うものであるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。	法務省	特別永住許可等の申請、住居地等の届出及び特別永住許可書等の交付	1 申請・届出の受付に関する業務（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第4条第4項に規定する審査を除く。） ・ 申請者・届出人の確認、申請・届出書の記載事項、添付書類の確認 ・ 代理人及び取次者（ただし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則第17条第2項第1号に該当する場合に限る。）からの申請・届出の受付も含む。 2 特別永住者証明書への住居地及び交付年月日の記載に関する業務 ・ 特別永住者証明書への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 特別永住許可書及び特別永住者証明書の交付（特別永住者証明書については再交付を含む）・特別永住者証明書の返還・失効した特別永住者証明書の返納に関する業務 4 その他、事実上の行為又は補助業務 ※ ただし、出入国管理及び難民認定法第61条の8の2に規定する通知に係る業務については、民間事業者の取扱いは認められない。	法務省
中長期在留者に係る住居地の届出	1 住居地の届出の受付に関する業務 ・ 届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 ・ 代理人からの届出の受付も含む。 2 在留カードへの住居地の記載に関する業務 ・ 在留カードへの記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 在留カードの返還に関する業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 ※ ただし、出入国管理及び難民認定法第61条の8の2に規定する通知に係る業務については、民間事業者の取扱いは認められない。	法務省	転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知（教育委員会から市町村に事務委任されている場合）	1 学齢簿への記載に関する業務 ・ 学齢簿への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 2 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の作成に関する業務 ・ 通知文書への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の引き渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務	文部科学省

民間事業者に委託することが可能な窓口業務の範囲 ④

○ H27内閣府通知別紙 市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務（続き）

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
埋葬・火葬許可	<ol style="list-style-type: none"> 埋葬・火葬許可申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 埋葬・火葬許可証の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 埋葬・火葬許可証の作成のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 埋葬・火葬許可証の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	<ol style="list-style-type: none"> 各種届出書・申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> 届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 被保険者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省
国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	<ol style="list-style-type: none"> 各種届出書・申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> 届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 被保険者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	国民年金関係（老齢福祉年金等、特別障害給付金を含む。）の各種届出書・申出書・申請書・請求書の受付	<ol style="list-style-type: none"> 届出書・申出書・申請書・請求書（以下「届出書等」という。）の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 届出者等の確認、届出書等の記載事項、添付書類の確認 受付処理簿に記載する業務 <ul style="list-style-type: none"> 受付処理簿の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 届出書等の報告・送付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 届出書等の件名ごとに区分、送付書の作成、書類の送付 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省
後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付	<ol style="list-style-type: none"> 各種届出書・申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> 届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 被保険者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 被保険者証等の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付	<ol style="list-style-type: none"> 妊娠届の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認 母子健康手帳の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健師がすべてのケースを把握すること。</p>	厚生労働省

民間事業者に委託することが可能な窓口業務の範囲 ⑤

○ H27内閣府通知別紙 市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務（続き）

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省	事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
飼い犬の登録	<ol style="list-style-type: none"> 飼い犬の登録に関する申請の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項の確認 原簿への記載 <ul style="list-style-type: none"> 原簿への記載のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 犬鑑札の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付（市町村の経由事務）	<ol style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 身体障害者手帳の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 身体障害者手帳の交付は、都道府県（指定都市及び中核市）の事務であるが、上記業務については、身体障害者福祉法施行令第4条に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>	厚生労働省
狂犬病予防注射済票の交付	<ol style="list-style-type: none"> 狂犬病予防注射済票の交付に関する受付業務 <ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防注射済票等の確認（交付及び再交付に際し、申請書の提出を求めている場合は、申請者の確認、記載事項の確認を含む。） 狂犬病予防注射済票の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	療育手帳の交付（市町村の経由事務）	<ol style="list-style-type: none"> 療育手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 療育手帳の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 療育手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、療育手帳制度要綱第5の1に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>	厚生労働省
児童手当の各種請求書・届出書の受付	<ol style="list-style-type: none"> 児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 請求人の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 受給者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 通知書等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 認定通知書、却下通知書等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力を含む。 通知書等の送付に関する業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	厚生労働省	自動車臨時運行許可	<ol style="list-style-type: none"> 自動車臨時運行許可申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 自動車臨時運行許可証の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 自動車臨時運行許可証の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 自動車臨時運行許可証の引渡し及び臨時運行番号標の貸与業務 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納の受付業務 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納がない場合における督促に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 電話等による催告業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 	国土交通省
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付（市町村の経由事務）	<ol style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳交付申請書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 精神障害者保健福祉手帳の引渡し業務 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 精神障害者保健福祉手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の2に基づき、市町村を経由して行うこととされている。</p>	厚生労働省			

（注） 印鑑登録、印鑑登録証明書等の交付及び住居表示証明書の交付については、法律に基づくものではないが、市町村の判断に基づく受付から引渡までの一連の業務の中での民間事業者の活用にあたっては、住民基本台帳事務に準じて考えるべきである。（総務省）

窓口業務の民間委託の実施状況について ①

○ 窓口業務の定義

法令に基づく申請等の受付その他処理に関する業務

「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」（平成20年1月17日付け内閣府公共サービス改革推進室通知。以下「H20内閣府通知」という）における定義。

H20内閣府通知においては、住民異動届の受付、住民票の写し等の交付、戸籍の届出の受付、国民健康保険や介護保険関係の各種届出書・申請書の受付等、民間事業者に取り扱わせることができる業務の範囲が整理されている。

○ 「地方公共団体における窓口業務の民間委託等に関する調査」（平成26年10月）

	民間委託導入団体数 (※)	市区町村数	割合
全市区町村	208団体	1,741団体	12%
指定都市	12団体	20団体	60%
特別区	16団体	23団体	70%
中核市	19団体	43団体	44%
指定都市・中核市以外の市	140団体	727団体	19%
町村	21団体	928団体	2%

(※) H20内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体数

(※) 公共サービス改革法に基づく窓口業務の委託を導入している団体も上記団体に含む

窓口業務の民間委託の実施状況について ②

○ 公共サービス改革法に基づく窓口業務の委託の実施状況

導入団体：6団体

北海道由仁町、宮城県丸森町、茨城県守谷市、長野県南牧村、大阪府箕面市、兵庫県神河町

	①戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し	②地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し	③住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し	④住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及びその引渡し	⑤印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し
由仁町	○	○	○	○	○
丸森町	○	○	○	○	○
守谷市	○	○	○	×	○
南牧村	○	○	○	○	○
箕面市	○	×	○	○	×
神河町	○	×	○	○	×

○ 公権力の行使に係る是正指導例

○戸籍事務現地調査結果（平成26年3月17日付け東京法務局長から足立区長あて）抄

1 受理決定等の処分決定について

戸籍法上の受理とは、戸籍事務管掌者である市区町村長が、提出された届書等の書類を適法なものとして判断してこれを受領することを認容する行政処分とされています。そして、受理の決定は、市区町村長が、届け出られた届出等が民法及び戸籍法所定の要件を具備していることを審査した上でなされなければなりません。

このことは、戸籍情報システムにより戸籍事務を処理する場合でも当然同様であり、戸籍情報システム標準仕様書上も、審査をした上で受理決定することが予定されています。

したがって、戸籍事務を民間事業者へ委託する場合の業務手順（業務フロー）の構築に当たっては、上記の手順を踏まえる必要があります。

しかしながら、足立区の業務手順では、区職員の審査前に民間事業者が受理決定（処分決定）の入力行為を行うことになっていきますので、早急に上記手順を踏まえた業務手順の見直しを求めます。

2 窓口対応について

戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務として、届書の受領及び本人確認がありますが（平成25年3月28日付け法務省民一第317号通知参照）、民間事業者が、窓口において書類の不備等を理由として届書を受領しない行為（届出人を帰してしまうなど）をすることは、民間事業者が実質的な不受理行為を行っているに等しいので、民間事業者への委託の範囲を超えているものと考えられます。

足立区が民間事業者へ委託している「戸籍届書受付業務」において、届書に不備等があった場合には、上記の委託範囲の考え方を踏まえ、区職員が適切な対応をとることが必要ですので、その対応が可能な体制を構築するよう求めます。

出典：足立区HPより

窓口業務の民間委託における課題 ②

○ 偽装請負の是正指導例

○是正指導書（平成26年7月15日付け東京労働局長から足立区長あて）抄

(違反事項)

足立区役所（以下「足立区」という。）は、平成25年3月25日に富士ゼロックスシステムサービス株式会社（以下「富士ゼロックス」という。）と業務委託と称する契約を締結し、平成26年1月6日から足立区戸籍・区民事務所窓口の業務を行わせていたが、実態は、

(1) 受託者である富士ゼロックスが、受託した業務の完了までの間に、あらかじめ「判断基準書」「業務手順書」等で定められていない事項については、発注者である足立区に対してエスカレーションと称した行為により疑義照会することが定められており、足立区が富士ゼロックスの業務に関与することがあらかじめ想定された内容となっていること。

(2) 足立区と富士ゼロックスの間で行うエスカレーションについて、責任者間で行う調整行為と評価することはできず、事実上の指揮命令となっていること。

から、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」（昭和61年労働省告示第37号）第二条第一号イ（1）並びに第二号ハ（2）を満たしておらず、労働者派遣事業に該当する。

このため、足立区は、厚生労働大臣の許可を受けずに労働者派遣事業を行っている事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けていることから、左記条項（事務局注：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第24条の2）に違反する。

出典：足立区HPより

○ 「地方公共団体における窓口業務の民間委託等に関する調査」(平成26年10月)

【調査主体】総務省自治行政局行政経営支援室

【調査対象】202市町村(抽出)

【調査時点】平成26年10月1日

【回答】199市町村(98.5%)

【調査内容】

・ 窓口業務の民間委託について、その推進を阻害もしくは躊躇させる要因と考えているものを以下の選択肢から**3つまで**選び回答してください。

- ①窓口業務の件数が少なく、委託することの効率化が見込めないため
- ②個人情報の取扱いに課題があるため
- ③サービスの質の低下の恐れがあるため
- ④制度上市区町村職員が行うこととされている事務であるため(もしくは、市区町村職員が行うこととされている事務との切り分けが困難であるため)
- ⑤業務請負に出したいが、労働者派遣法(偽装請負等)との関係で躊躇する部分があるため
- ⑥市民の理解が得られないと考えられるため
- ⑦窓口職員の再配置に課題があるため
- ⑧その他

【調査結果】

	① 件数	② 個人情報	③ サービス	④ 直営	⑤ 労働者 派遣法	⑥ 住民理解	⑦ 職員 再配置	⑧ その他	回答 合計数
市町村(199)	44 (22%)	108 (54%)	68 (34%)	68 (34%)	62 (31%)	23 (12%)	11 (6%)	57 (29%)	441
指定都市(9)	2 (22%)	6 (67%)	4 (44%)	3 (33%)	2 (22%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (33%)	20
中核市(28)	3 (11%)	15 (54%)	14 (50%)	10 (36%)	13 (46%)	0 (0%)	3 (11%)	8 (29%)	66
指定都市・中核市以 外の市(139)	28 (20%)	76 (55%)	46 (33%)	49 (35%)	47 (34%)	20 (14%)	7 (5%)	42 (30%)	315
町村(23)	11 (48%)	11 (48%)	4 (17%)	6 (26%)	0 (0%)	3 (13%)	1 (4%)	4 (17%)	40

※ ()内の数は回答団体数。複数回答可のため、回答合計数とは数が異なる。また、割合は回答件数/回答団体数である。

1. 業務の特性を踏まえた独立行政法人の分類

○ 全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応した三つの分類を設ける。

(1) 国立研究開発法人 [非公務員型]

- ・ 研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的(5～7年)な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人。

(2) 行政執行法人 [公務員型]

- ・ 国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人。

(3) 中期目標管理法 [非公務員型]

- ・ 上記の2分類以外の全法人が該当。公共上の事務・事業を中期的(3～5年)な目標・計画に基づき行う法人。

○ 本法の運用に当たっては、法人の事務・事業の特性に十分配慮されなければならないものとする。

2. PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

(1) 評価体制の見直し

- ・ 法人に目標を指示する主務大臣が、毎年度、業績評価を実施する。
- ・ 主務大臣は、業績評価の結果に基づき、必要な業務改善命令を行う。

(2) 目標設定、評価のあり方

- ・ 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定。
 - ー 研究開発業務の目標・評価については、総合科学技術・イノベーション会議が指針案を作成し、総務大臣の指針に、その内容を適切に反映させる。
 - ー 国立研究開発法人の目標・評価等に関しては、主務大臣は、研究開発に関する審議会(外国人の委員任命も可能)の意見を聴取する。
- ・ 主務大臣は、目標を具体的に設定する。
 - ー 国立研究開発法人の中長期目標・計画には、「研究開発の成果の最大化」に関する事項を記載。

独立行政法人通則法改正の概要 ②

- ・ 法人は、評価結果を業務運営の改善に反映させる。
- ・ 中期目標に係る業績評価の時期を1年前倒しして、中期目標期間の最終年度に行う。

(3) 第三者機関のチェック

総務省に独立行政法人評価制度委員会を設置し、以下のチェック等を実施する。

- ・ 主務大臣の目標案、目標期間の評価結果、目標期間終了時の見直し内容のチェック・意見具申を行う。
- ・ 目標期間終了時の見直しに際し、法人の主要な事務・事業の改廃について、主務大臣に勧告する。

3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

(1) 監事の機能強化等による法人内部のガバナンス強化

- ・ 監事及び会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等の主務大臣等への報告や監査報告の作成を義務付ける。
- ・ 法人の長及び監事の任期を中期(中長期)目標期間に対応させる。
- ・ 法人役員の職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を明記する。
- ・ 業務方法書に法令遵守等内部統制の体制を記載する。
- ・ 非公務員型の法人にも役職員の再就職規制を導入する。
- ・ 法人の役職員の報酬・給与等の基準は、国家公務員、民間企業、法人の業務実績、職務の特性及び雇用形態その他の事情を参酌又は考慮する。

(2) 主務大臣による適材適所の人材登用

- ・ 主務大臣は、法人の長及び監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募、候補者の推薦の求めその他の適任者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(3) 主務大臣による是正措置の整備

- ・ 主務大臣は、法人の違法行為、著しく不適正な業務運営等に対し、是正又は業務改善の措置を命ずることができることとする。

(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項

- 試験研究業務を行う地方独立行政法人について、中長期目標期間の設定等、国の「国立研究開発法人」のマネジメントを参考とした特例規定を設ける必要があるか。
- 公務員型の地方独立行政法人について、単年度の目標期間や設立団体の関与等、国の「行政執行法人」のマネジメントを参考とした特例規定を設け、各法人の業務分野に関わらず、一律に適用する見直しが必要か。

(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項

(1) 独立行政法人通則法(以下「独法通則法」)改正の趣旨

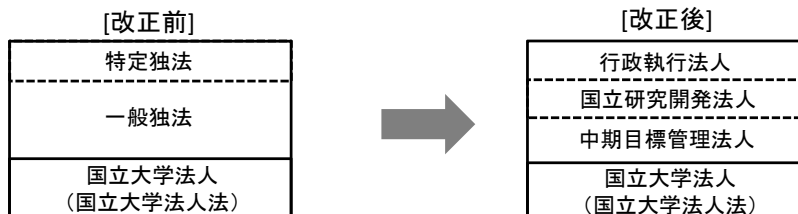
独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、(中略) 制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする

【法人分類を設けることとした理由】

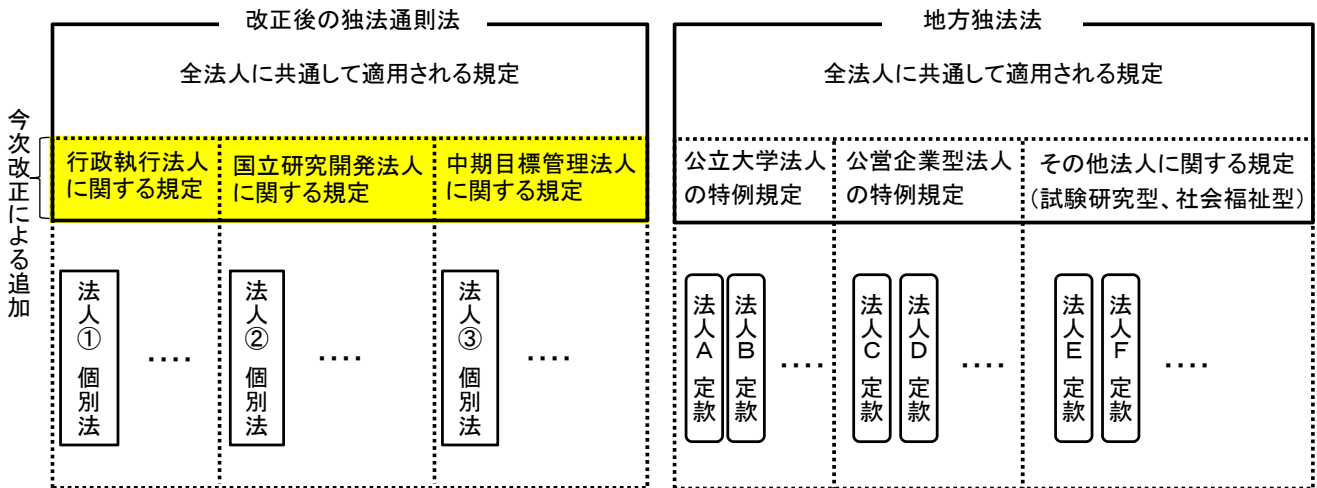
- 国の独立行政法人(以下「独法」)制度が、全法人一律の規律を適用していた理由は、以前の特殊法人制度において、共通的な運営原則、制度的枠組みが欠如していたことから、事業運営の非効率性、硬直性、経営内容の不透明性などの問題が生じたのではないかと、との反省による。他方、多種多様な独法に、一律の規律を適用することで、法人のガバナンスが最適なものとならず、政策の実施機能が十分に発現されない状態となっていた。
- 法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、以下のような観点から、法人を分類することとした。
 - ① 業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方
 - ② 業務運営における法人の裁量と国の関与の程度
 - ③ 業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い



(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項

(2) 地方独立行政法人法(以下「地方独法法」と)と独法通則法の相違点

- 改正前の独法制度では、業務等の詳細を規定した個別法と、全法人対象の通則法しか存在しなかったため、全法人一律のマネジメントを行うことしかできなかった。今次改正では、一定の共通する特性を持つ分類ごとに、特性に応じたマネジメントの仕組みを確立するため、通則法において法人分類の規定を設けることとした。
- 他方、地方独立行政法人(以下「地独法」)制度については、地方公共団体が行ってきた公共性の高い事務・事業を行う別の法人格を設置する制度であることに鑑み、具体的な事務・事業を、地方独法法に限定列挙し、独法における通則法と個別法の両方の役割を担う法的枠組みを採用した。その中で、地独法制度は、法人の業務特性に応じたマネジメントのための規定を既に設けており、独法通則法のような法人分類のための規定を改めて設ける必要はないものと考えられる。



(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項

資料16

- 試験研究業務を行う地独法について、中長期目標期間の設定等、国の「国立研究開発法人」のマネジメントを参考とした特例規定を設ける必要があるか。

(1) 独法通則法改正の趣旨

研究開発事業を行う独法は次のような特徴を有するため、特別なマネジメントを行う必要がある。

- ・ 国における社会及び公共のための政策の実施機関として国の科学技術基本計画などにに基づき研究開発を担い、自主性・自立性を発揮し、公益に資する研究開発の成果の最大化を図る。
- ・ 公益に資する科学技術に関する試験、研究又は開発の業務は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性が特に高いため、他の業務を行う独法と質的な違いがある。
- ・ 研究開発業務には、中期的な展望にとどまらず長期的な展望を加えた、中長期的な視点での目標・計画に基づく業務運営が要求される。
- ・ 絶えず変化する研究開発の国際情勢に的確に対応できる高度な専門性が要求される。
- ・ 政府の科学技術・イノベーションに関する各種計画等を実現するための政府の研究開発機関との位置付けを有し、科学技術基本計画などとの整合性を確保する必要がある。

【「中期目標管理法」と「国立研究開発法人」の主な相違点】

目標期間	【中期目標管理法】 3～5年(中期目標) 【国立研究開発法人】 5～7年(中長期目標)
法人の長の任期	【共通】 任命の日から中期目標期間の末日まで。 【国立研究開発法人】 中長期目標期間が6年又は7年の場合、特に必要なときは3年又は4年とすることができる。
評価等の指針	【共通】 総務大臣は、中期目標の策定並びに各事業年度及び中期目標期間の評価についての指針を策定する。この場合、総務大臣はあらかじめ独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 【国立研究開発法人】 総合科学技術・イノベーション会議は、総務大臣の求めに応じ、研究開発の事務及び事業に関する指針の案を作成する。
目標の策定	【共通】 主務大臣は、中長期目標の策定・変更を行おうとするときは、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 【国立研究開発法人】 独立行政法人評価制度委員会の意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。当該審議会の委員として、高い識見を有する外国人を任命できる。
実績評価	【共通】 法人は、主務大臣の評価を受けようとするときは、自己評価に関する報告書を主務大臣に提出・公表する。 【国立研究開発法人】 主務大臣は、評価を行おうとするときは、研究開発の事務及び事業について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項

(2) 地独法制度における「国立研究開発法人」型の特例の要否

○ 研究開発業務を行っている試験研究機関型の地独法は10法人(平成27年4月1日時点)あるが、これらの法人は、試験機器や試験施設の貸与等を通じた地元中小企業の技術支援や産業人材育成を主要業務として行っており、研究開発に業務の重点を置いている国立研究開発法人とは役割が異なる。

(例1)カーボンナノチューブに関する研究開発

大阪府立産業技術総合研究所	・ナノカーボン材料に関する研究開発 ・カーボンナノチューブを用いた高熱伝導性複合材料の開発
産業技術総合研究所	・部材の軽量化や低消費電力デバイス等への応用が期待される単層カーボンナノチューブの量産技術やダイヤモンド大型単結晶基板の開発

(例2)食品の高品質化に関する研究開発

鳥取県産業技術センター	・県内で生産される特徴ある農・林・畜・水産地域資源の高付加価値化を目指した食品の開発及び高品質化に関する研究開発
農業・食品産業技術総合研究機構	・ブランド化に向けた高品質な農産物・食品の開発

<参考>「科学技術に関する試験、研究又は開発に係るものを主要な業務として」いるかどうか(独法通則法第2条第3項)については、以下の点から研究開発業務が中核業務と位置付けられた法人であるかどうかを総合的に判断することとされている。

- ・各法人の設置法において、所掌事務の第一号事務に研究開発が位置付けられていること
- ・研究開発に関する業務量、予算額、従事する研究者や事務者の割合など

○ 地独法が行う研究開発業務も、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性の高さという点では、国立研究開発法人と類似の性質を有すると考えられるが、各設立団体に意見を聴取したところ、主に以下のような回答を得た。

- ・ 地独法の試験研究機関は、研究だけでなく、地元の中小企業の技術・製品開発支援も主要な業務としており、製品市場の短期的な動向に応じて研究開発の方向性を臨機応変に変える必要があるため、長期の目標期間を設定するニーズが無い。
- ・ 基礎研究に重きを置く国独法の産業技術総合研究所と業務の役割分担をしており、緊密なコミュニケーションや、OB同士による間接的な人事交流などによる情報共有を行っていることから、国立研究開発法人と同じ役割を担う地独法をあえて作る必要性は感じていない。
- ・ 首長の交代により政策の方向性も変わるため、首長の任期である4年を大幅に超える目標期間を設定することは難しいのではないかと。

(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項

【地独法制度における見直しの方針(案)】

「国立研究開発法人」のマネジメントを参考とした特例規定は設けないこととする。

(理由)

- ・ 試験研究機関型の地独法は、研究開発業務も行っているが、基礎研究に重点を置く国立研究開発法人と異なり、各地域の中小企業等の技術・製品開発支援等に重点を置いているため、短期の市場動向の変化に柔軟に対応する必要があることから、長期目標に基づいた法人運営にはそぐわない。
- ・ 試験研究機関型の地独法は、高度な基礎研究を行う国の研究開発法人と、情報交換や共同開発等の連携を行っており、長期の目標期間を設けて対応すべき研究開発を自ら行う必要はない。
- ・ 地独法は、設立団体の政策の実施主体という位置づけであり、設立団体の首長の任期である4年を大幅に超える目標期間を設定することは不相当と考えられる。
- ・ 研究開発の評価等に必要な専門性は、既存の評価委員会の人選を工夫すること等で確保可能である。

(別案)試験研究機関型の地独法の特例として、国立研究開発法人に係る規定のうち、中長期目標期間の特例のみを地方独法にも導入し、設立団体の判断で、最長7年までの目標期間を選択的に適用できることとする。

(理由)

- ・ 現時点では設立団体及び地独法にニーズや必要性は無いが、将来的に必要となる場合に備えて改正する。

【案:現行制度】

	ガバナンス
地独法	・目標期間:3~5年 ・理事長の任期:目標期間等
公営企業型法人	・財務運営等に関する特例
公立大学法人	・目標期間の特例:6年 ・学長の任命等に関する特例

【別案】

	ガバナンス
地独法	・目標期間:3~5年 ・理事長の任期:目標期間 ・試験研究を行う法人について、特に必要な場合には、目標期間を5~7年とすることができる等
公営企業型法人	・財務運営等に関する特例
公立大学法人	・目標期間の特例:6年 ・学長の任命等に関する特例

- 公務員型の地独法について、単年度の目標期間や設立団体の関与等、国の「行政執行法人」のマネジメントを参考とした特例規定を設け、個別法人の業務分野に関わらず、一律に適用する見直しが必要か。

(1) 独法通則法における公務員身分付与の考え方

【「行政執行法人」分類の創設趣旨】

- 国の行政事務と密接に関連した事務・事業を、国の相当な関与の下に正確・確実に執行することを目的とする独法は、政府から独立した法人格を有する法人として自主性・自律性を発揮した業務運営を行うが、その裁量性は中期目標管理法や国立研究開発法人と比べて小さく、単年度の目標管理、国家公務員の身分付与を前提とした人事管理等、特別のマネジメントを行うことが必要である。

【「中期目標管理法」と「行政執行法人」の主な相違点】

目標期間	【中期目標管理法】 3～5年(中期目標) 【行政執行法人】 1年(年度目標)。年度目標には、中期的な観点から参考となるべき事項についても記載する。
法人の長の任期	【共通】 任命の日から中期目標期間の末日まで。 【行政執行法人】 個別法で定める。
目標の策定	【中期目標管理法】 主務大臣は、中長期目標の策定・変更を行おうとするときは、あらかじめ独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 【行政執行法人】 年度目標の策定・変更にあたり、独立行政法人評価制度委員会の意見聴取は不要。
実績評価	【共通】 法人は、主務大臣の評価を受けようとするときは、自己評価に関する報告書を主務大臣に提出・公表する。 【行政執行法人】 3年以上5年以下の期間で主務省令で定める期間の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない。
目標を達成するための命令	【中期目標管理法】 主務大臣は、業績評価の結果に基づき必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。 【行政執行法人】 主務大臣は、年度目標を達成するためこの法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
役職員の身分	【中期目標管理法】 非公務員 【行政執行法人】 国家公務員

(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項

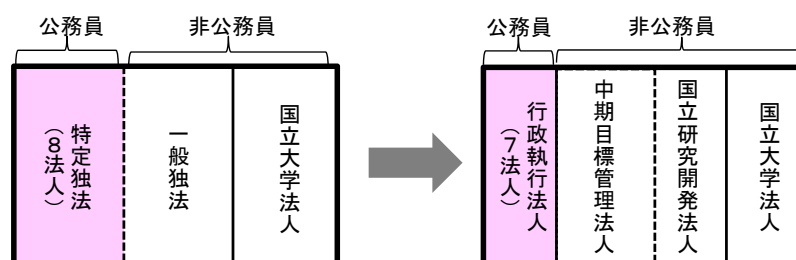
【改正前の公務員身分付与の要件】

次のいずれかに該当するとして個別法で定める独法を「特定独立行政法人」とし、その役職員に対しては国家公務員身分を付与することとされていた(改正前の独法通則法第2条第2項)。

- ① 独法の業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと考えられるもの
- ② その他当該独法の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるもの

【改正後の公務員身分付与の要件】

- 上記の特定独法の要件に関する規定は廃止し、新たに設けた法人分類のうち、「行政執行法人」の役職員に限り、国家公務員身分を付与することとした。
- 行政執行法人が行う事務・事業は、国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められるため、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しいサービスを適用するため、その役職員を国家公務員とすることとしたものである。
- 改正前に8法人あった特定独法のうち、国立病院機構以外の7法人を、行政執行法人とした。
- 他方、改正前は特定独法であった国立病院機構は中期目標管理法とし、役職員身分は非公務員化するが、職務上の公益性・公共性が極めて高いことから、みなし公務員に係る所要の措置を講ずることとした。



(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項

- 行政執行法人は、いずれも法律の規定に基づき、国の行政事務と密接に関連して業務を実施するものである。これらの法人が行う業務は、その業務の完了のみで特段の価値を有するものではなく、国の行政事務と相まって行われることによって、法人業務の最終的な成果が発現されるという特性がある。

行政執行法人の名称	主な業務
造幣局	貨幣の製造、販売及び鋳つぶし
印刷局	銀行券の製造、官報の編集・印刷及び普及等
農林水産消費安全技術センター	農薬取締法に基づく農薬に関する安全性の検査等
製品評価技術基盤機構	製品安全関連業務(製品事故分析・原因究明)等、安全・基準行政に係る法執行業務
統計センター	国勢調査等の製表
駐留軍等労働者労務管理機構	在日米軍で勤務する駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施等
国立公文書館	特定歴史公文書等を保存し、一般の利用に供すること

(2) 地独法制度における検討

【特定型とする要件(地方独法第2条第2項)】

- 次のいずれかに該当する法人を「特定地方独立行政法人」とし、役職員に地方公務員身分を付与
- ① 業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと考えられるもの
 - ② その業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があること

【特定型に関する考え方】

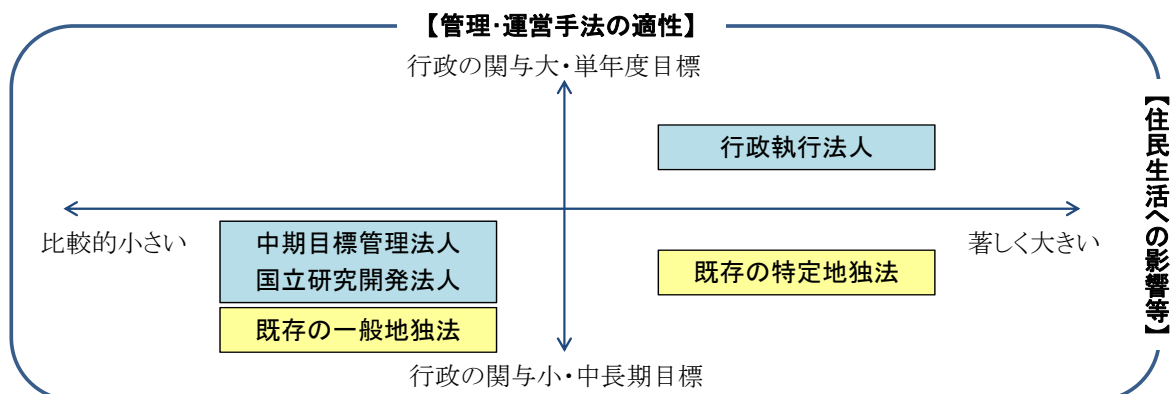
- 地方公共団体における地方公務員の身分は法律上の要件に基づいて付与されるものであることから、地独法職員に公務員身分を付与する場合も、各設立団体の自由裁量とするのではなく、特定型の要件となる業務の性質を明らかにする定義規定を設け、要件に該当すれば特定型とする法規裁量の制度とした。
- また、特定地独法か否かは、業務内容と一対一対応になっている訳ではなく、法人ごとに個別に決定されるため、同一の業務を行う地独法でも、地域によって特定か一般かが異なっている。これは、地域の実情に応じて、地独法が担う役割が異なる結果、当該法人の業務が法定要件に該当するかどうかの判断も異なるためである。

(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項

[これまで設立された特定地独法と、特定とされた理由]

法人		特定地独法とした理由
試験研究型地独法	岩手県工業技術センター	県内企業の当該法人に対する依存度、周辺代替施設の欠如を勘案した結果、必要と判断
	鳥取県産業技術センター	
	山口県産業技術センター	
公営企業型地独法	三重県立総合医療センター	医師不足県の認定を受けていること、災害発生の蓋然性の高さから災害対策基本法に基づく職員派遣義務を課す必要性等、三重県特有の事情を勘案 医療観察法に基づく指定入院医療機関として指定される際の要件として必要であること等を勘案 (※)設立当時は特定型だったが、既に一般型へ移行した法人。
	山梨県立病院機構	
	岡山県精神科医療センター(※)	
	大阪府立病院機構(※)	

- 国の行政執行法人に属する各独法は、業務内容は多様であるが、単年度目標管理や行政の強い関与に適した特性を持つ点で一致する。他方、地独法には、行政執行法人と類似する業務特性を持つ法人は現時点で存在しないため、仮に特定地独法に対し、行政執行法人のようなマネジメントを一律に適用する場合、公営企業型法人や試験研究法人に、その特性にそぐわない単年度目標等のマネジメントを適用することになる。



(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類に関わる検討事項

【地独法制度における見直しの方針(案)】

- 公務員身分を付与する特定地独法とするための要件は見直さず、現行のままとする。
- 現行制度において認められている業務類型の地独法については、特定型も含め、行政執行法人の規定を参考としたマネジメントの特例規定を、設けないこととする。今後、地独法制度において、国の行政執行法人類の業務が追加された場合は、行政執行法人の規定を参考としたマネジメントの特例規定を追加するかどうか検討する。

(理由)

- ・ 独法通則法の改正において、行政執行法人の役職員に対して公務員身分を付与すべきこととした理由は、行政執行法人の業務には、国の行政事務と一体的な進行管理により确实・正確な執行が求められるため、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすためである。
- ・ 地独法制度においては、法人に公務員身分を付与するか否かを、地方公共団体の自由裁量とはせず、法文上、特定型の要件を定めたが、その要件該当性は、個別の地独法の業務の性格によるため、同一の業務を行う法人でも、地域の実情等により差異が生じることはありうるものとして、制度設計されている。
- ・ 既存の特定地独法の中には、行政執行法人と同様の業務特性を持ち、単年度目標管理等の特別なマネジメントに適した法人は存在していないため、行政執行法人を参考としたマネジメントは適用しないこととする。ただし、これらの特定地独法が認可された理由に鑑みれば、今後も、法人の業務に関わらず、各地域の個別の実情等に応じて、法人が地域において果たす役割が特定地独法の要件に該当し、役職員に公務員身分を付与することが必要となる場合はありうる。
- ・ したがって、特定地独法の制度は引き続き必要であると考えられる。

(2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みに関わる検討事項

- 地独法の目標設定・業績評価を行う過程において、設立団体の長と評価委員会が果たす役割のあり方を見直す必要があるか。
- 各地独法の目標設定および業績評価について、総務省が、設立団体の枠を超えて適用される目標・評価の統一的な指針を策定する必要があるか。
- 設立団体の長と評価委員会の役割分担の下で、PDCAサイクルを実効的に機能させるために、目標の具体化、業績評価の実施時期等の見直しを行う必要があるか。

(2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みに関わる検討事項

- 地独法の目標設定・業績評価を行う過程において、設立団体の長と評価委員会が果たす役割のあり方を見直す必要があるか。

(1) 独法制度における主務大臣の役割の見直し

【改正前の制度と問題点】

- 法人の中期目標は、主務大臣が策定することとしていた。
- 法人の業績評価は、評価の客観性・中立性の担保の観点から各府省評価委員会が一次評価を実施し、政府全体の評価の厳格性・信頼性等の確保の観点から総務省に設置する政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」)が二次評価を実施しており、中期目標の設定者である主務大臣は評価に関与しない仕組みとなっていた。
- 各省評価委員会は、業績評価の結果に基づき、業務運営の改善等を勧告できることとしていた。
- このような仕組みであった結果として、以下のような問題が生じたと指摘された。
 - ・ 不明確な目標設定により、事後の適正な評価ができず、非効率な業務運営を行っている一方で、業績が高く評価されるケースが散見されることについて、各府省や主務大臣の責任の所在が不明確。
 - ・ 主務大臣が評価に関与しないため、政策の実施段階における問題点などを新たな政策立案に反映しにくい。
 - ・ 各府省評価委員会は、行政や法人部内の政策立案・実施に係る情報を十分に得られない場合がある。
 - ・ 主務大臣には評価結果を受けた法人の業務運営を改善するための手段がなく、法人の自主性に委ねられる。

【見直しの概要】

- 評価主体を各府省評価委員会から主務大臣に変更した。
- 各府省に設置されていた評価委員会を廃止した。
- 主務大臣は、業績評価の結果に基づき、業務運営の改善等を命ずることができることとした。

(2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みに関わる検討事項

(2) 地独法制度における設立団体の長の役割

【現行制度】

- 中期目標は設立団体の長が定める。
- 業績評価については、評価委員会が行い、評価結果を設立団体の長に報告することとされている。
- 評価結果に基づき、評価委員会が改善勧告を行うこととなっている。

【地方公共団体の意見等】

- 地独法の業務は高い専門性を要するため、当該分野の専門知識を持たない地方公共団体の首長や執行部局職員が業績評価を行うことは困難である。
- 評価の透明性や公平性を確保するためには、第三者機関が評価する現行制度が望ましい。
- 地方議会において説明責任を果たす仕組みが整っており、責任の所在は明確である。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

- 法人の業績評価の主体を現行の評価委員会から設立団体の長に変更する。
- 設立団体ごとに設置される評価委員会は存続するが、必要な役割を整理する(詳細は次項)。
- 設立団体の長は、評価結果に基づき、法人に対して業務運営の改善等を命ずることができることとする。
- 公立大学法人については、評価委員会が評価を行う現行の仕組みを維持する。

(理由)

- 独法通則法の改正の趣旨は、
 - ・ 目標設定者である主務大臣が評価を行わないことにより生じる問題を解消し、法人の目標と評価の最終的な責任の所在を明らかにすること
 - ・ 目標設定者が自ら法人の評価もすることについて公平性や客観性を担保するために、第三者機関による評価の妥当性の点検の仕組みも確保すること
 であった。
 目標設定者が評価を行わないことにより生じる問題は、地独法においても起こりうるため、設立団体の長を評価主体とすることで、中期目標を基礎としたPDCAサイクルをより実効的なものにするに資すると考えられる。
- ただし、公立大学法人については、教育研究の特性を踏まえ、大学の教育研究や運営に関する評価は、設立団体の長とは異なる専門的な評価機関が行うことが適当であることから、評価委員会が評価を行う現行制度を維持することが適当と考えられる。

(2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みに関わる検討事項

(3) 独法制度における評価委員会の役割の見直し

【改正前の制度】

- 改正前の制度では、各省におかれる評価委員会は、独法の業績評価を行うとともに、主務大臣による処分等の適正を期する観点から意見を述べる事ができた。
- 総務省に設置された政独委は、各省評価委員会の評価を前提に、二次評価を行っていた。

【見直しの概要】

- 各府省に設置されていた評価委員会を廃止し、評価の主体を主務大臣に一元化した。
- 主務大臣が設定する中期目標案や中期目標期間に係る評価結果の点検等を行う「独立行政法人評価制度委員会」(以下、「新委員会」という。)を、総務省に設置した。

改正前の制度で見直し対象となった権限事項		改正後
各省評価委員会	中期目標の設定・変更の際に意見を述べる	新委員会が実施
	各事業年度の業績評価の実施	(主務大臣が実施)
	各事業年度の評価に基づく業務運営の改善に係る勧告を行う	(主務大臣が実施)
	中期目標期間の業績評価の実施	(主務大臣が実施)
	中期目標期間終了時の見直しの際に意見を述べる	新委員会が実施
	主務大臣が以下の認可・承認をしようとする場合に意見を述べる ・中期計画の認可・業務方法書の認可・財務諸表の承認・剰余金の利用の承認 ・限度額超の借入れ及び借入金借換え認可・不要財産納付の認可・重要財産処分の認可	廃止
法人役員の報酬等の支給の基準について意見を述べる	廃止	
政独委	各省評価委員会が行った事業年度に係る評価結果の点検・意見	廃止
	各省評価委員会が行った中期目標期間に係る評価結果の点検・意見	廃止
	中期目標期間終了時の見直しにおける主務大臣への勧告	新委員会が実施

- ※ 新委員会は、上記のほか、次の業務を行う。
- ・ 中期目標期間終了時の業務・組織の見直しに係る総務大臣への意見具申
 - ・ 総務大臣が定める目標及び評価の指針の点検
 - ・ 評価制度及び評価の実施に関する重要事項の調査審議

(2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みに関わる検討事項

(4) 地独法制度における評価委員会の役割

- 現行の地独法制度における評価委員会は、設立団体ごとに設けることとされ、改正前の独法制度における各省評価委員会と同様の役割を担う。また、旧政独委に相当する二次評価を行う機関は設けられていない。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

- 設立団体ごとに評価委員会を設置する仕組みは維持し、国独法における新委員会に相当する組織は設けない。
- 設立団体の長を評価主体へと変更することに伴い、評価委員会の役割を整理する(下記表を参照)。
- 独法制度において評価委員会の関与が廃止となった項目について、地独法制度においても、評価委員会の関与の必要性を精査し、必要性の低い項目については評価委員会の関与を不要とする方向で見直す。

(理由)

- ・ 設立団体の長が法人の業績評価を行うようにすることとの整合性をとる。
- ・ 独法制度が新委員会の意見聴取の仕組みを維持した項目に加え、地独法制度において、現在評価委員会の意見を聴いている項目のうち、議会の議決を要するものは、評価委員会の意見を聴く仕組みを残すべきと考えられる。

現行制度 (注)太字は議会の議決が必要な項目	見直し(案)
中期目標の設定・変更の際に意見を述べる	引き続き実施
各事業年度の業績評価の実施	(設立団体の長が実施)
各事業年度の評価に基づく業務運営の改善に係る勧告を行う	(設立団体の長が実施)
中期目標期間の業績評価の実施	(設立団体の長が実施)
中期目標期間終了時の見直しの際に意見を述べる	引き続き実施
設立団体の長が以下の認可・承認をしようとする場合に意見を述べる ・中期計画の認可 ・業務方法書の認可 ・財務諸表の承認 ・剰余金の利用の承認 ・限度額超の借入れ及び借入金の借換え認可 ・ 不要財産納付の認可(※) ・ 重要財産処分の認可(※)	原則廃止し、 (※)は引き続き実施
特定地独法から一般地独法へ移行するための定款変更に係る意見を述べる	引き続き実施
合併を行おうとする場合の意見を述べる	引き続き実施
法人役員の報酬等の支給の基準について意見を述べる	廃止

今回の見直し後の評価委員会制度の運用イメージ①

資料20

- ・ 各設立団体が自らの判断で、法律の規定に反しない範囲で条例を定めることにより、目標設定や評価等のPDCAサイクルの各過程に、評価委員会を積極的に関与させることは可能。

(参考) 地方独立行政法人法 (抄)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

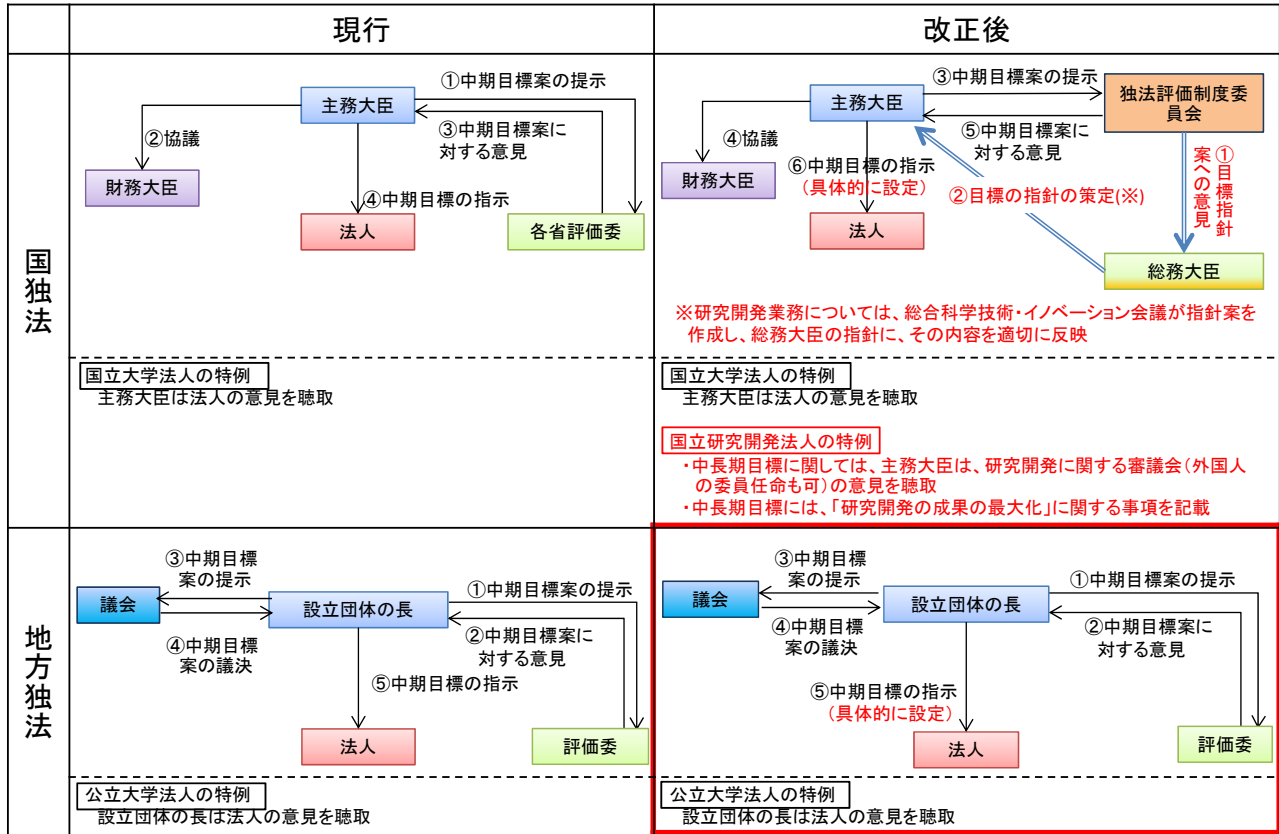
【見直しの前後における目標・評価管理の仕組みの比較】

	現行法	改正後(事務局案)
中期目標の策定・変更	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで策定・変更	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで策定・変更(現行制度を維持)
法人の長が作成した中期計画の認可	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで認可	設立団体の長が認可
各事業年度の業績評価	委員会が実施	設立団体の長が実施
中期目標期間終了時に見込まれる業績評価	委員会が実施	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで実施。
中期目標期間終了後の見直し内容	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで決定	設立団体の長が、委員会の意見を聴いたうえで決定(現行制度を維持)

これらの事項についても、条例を定めることにより、委員会が設立団体の長に対して意見を述べられるものとする事は可能。

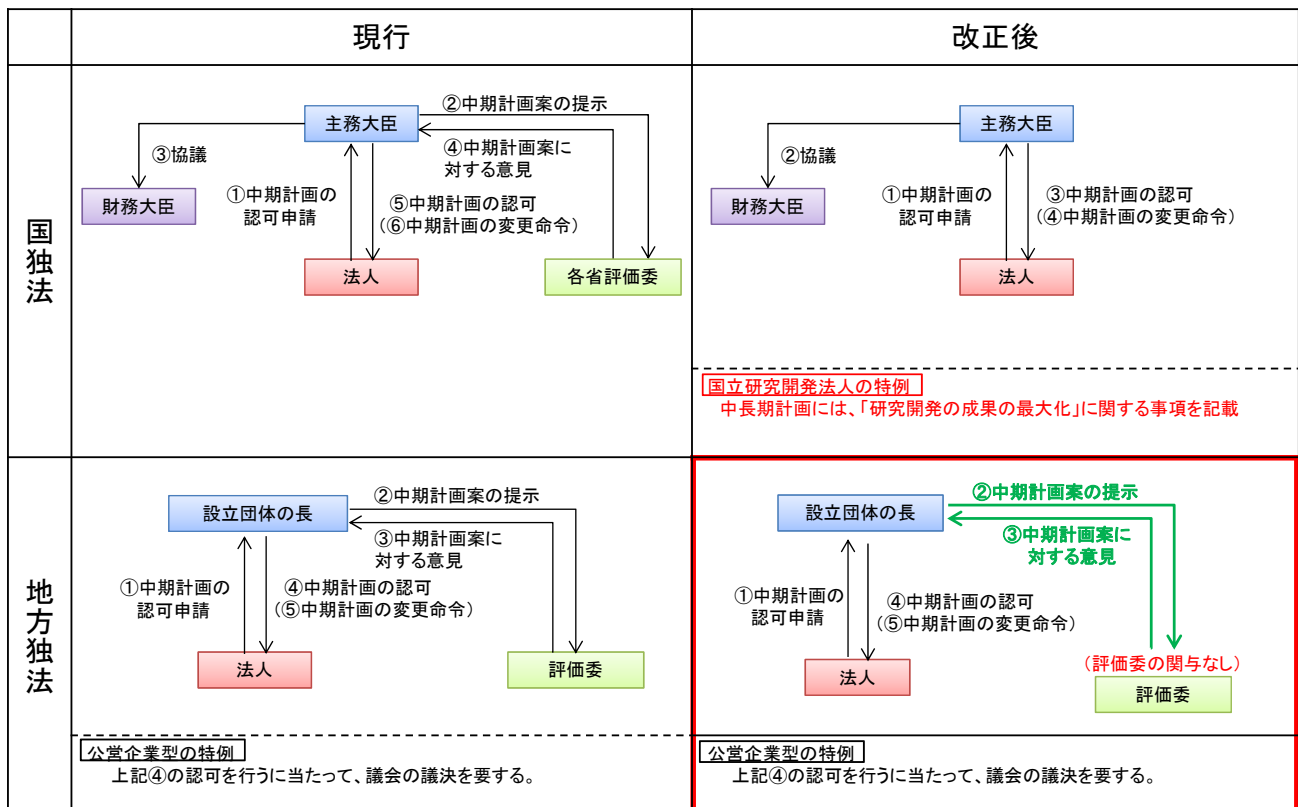
今回の見直し後の評価委員会制度の運用イメージ②

中期目標(中長期目標、年度目標)の設定 赤字:法改正事項



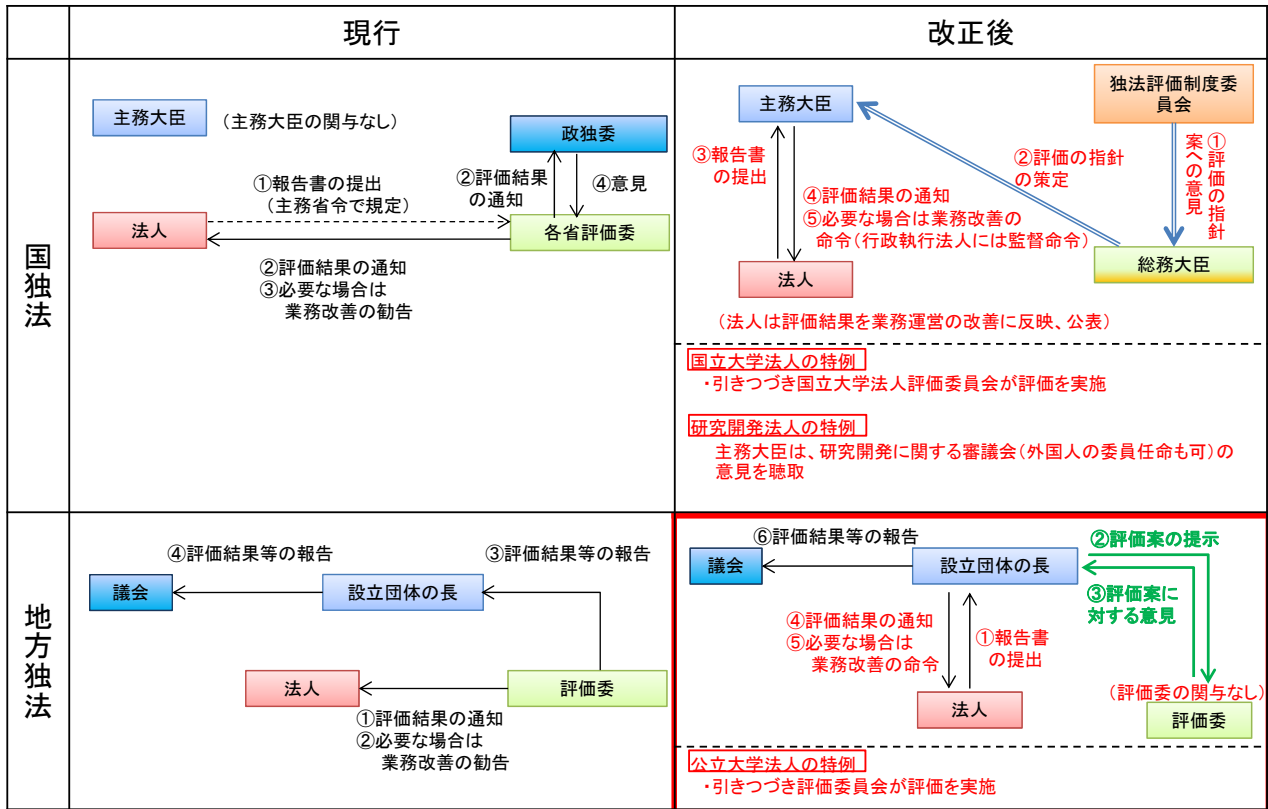
今回の見直し後の評価委員会制度の運用イメージ③

中期計画(中長期計画、事業計画)の認可 赤字:法改正事項 緑字:条例で追加可能な事項の例



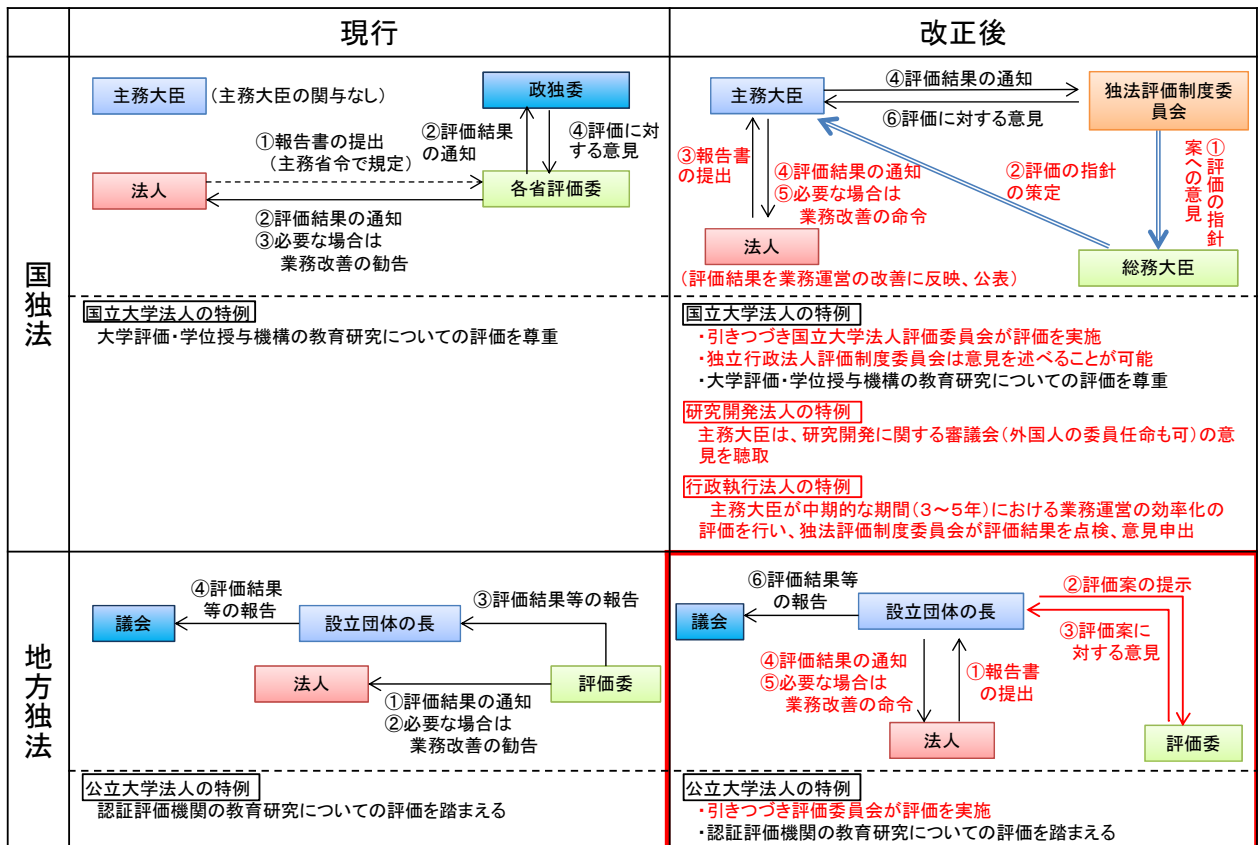
今回の見直し後の評価委員会制度の運用イメージ④

毎事業年度終了後の業績評価 赤字: 法改正事項 緑字: 条例で追加可能な事項の例



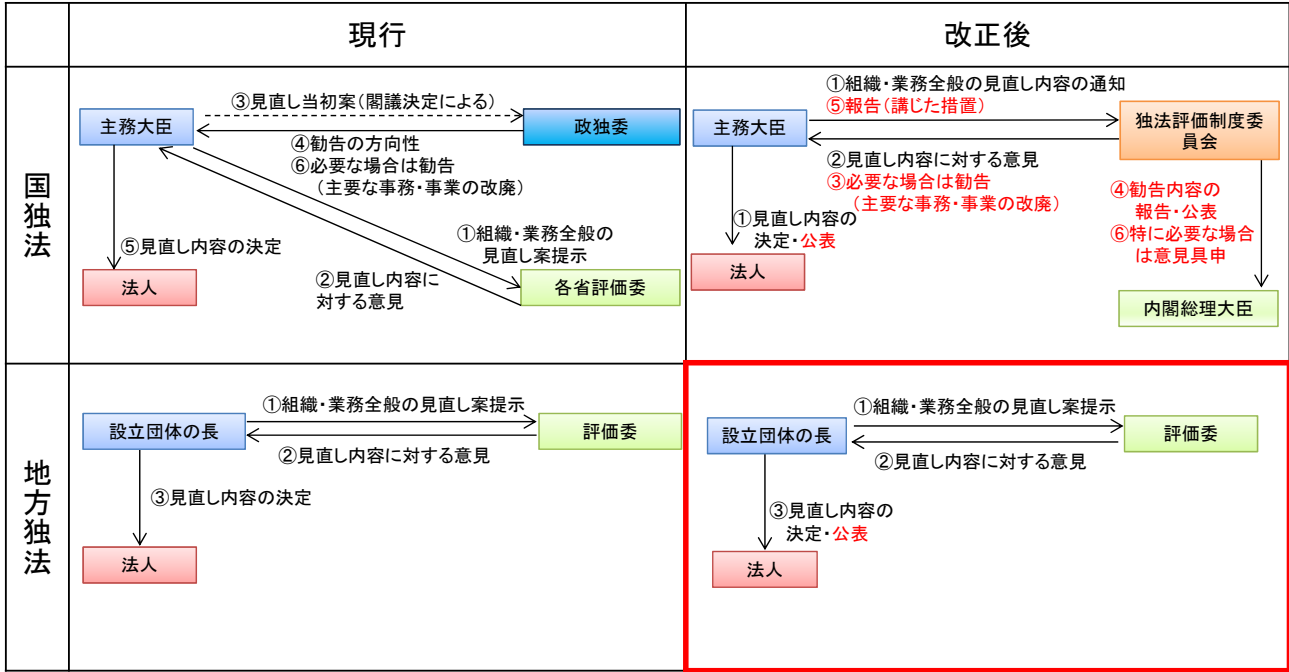
今回の見直し後の評価委員会制度の運用イメージ⑤

中期(中長期)目標期間終了時に見込まれる業績の評価 赤字: 法改正事項



今回の見直し後の評価委員会制度の運用イメージ⑥

中期目標期間終了後の検討 赤字:法改正事項



(2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みに関わる検討事項

資料21

- 各地独法の目標設定および業績評価について、総務省が、設立団体の枠を超えて適用される目標・評価の統一的な指針を策定する必要があるか。

【独法通則法改正の趣旨】

- 改正前の制度は、業績評価に関する基準は各府省の評価委員会が個別に作成しているため、評価の内容にばらつきがあり、また、法人の目標設定に関する指針がないため、評価の実効性が欠けているとの指摘がなされていた。
- 実効的で一貫性のある目標設定・評価の仕組みを構築するとともに、主務大臣による恣意的な目標設定や評価を防止するために、目標設定や業績評価に係る府省横断的・政府統一的な指針を総務大臣が定めることとした。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

地独法制度においては、目標設定や評価に関する統一的な指針は策定しないこととする。

(理由)

- ・ 国においては各主務大臣が所管独法を分担管理するのに対し、地独法の運営は各設立団体の責任の下で行うものであり、地独法の目標設定や評価は設立団体の長が行うため、各設立団体が設立した複数の法人間における統一性を担保する仕組みを設ける必要はないと考えられる。
- ・ 地方分権推進の観点から、地方公共団体に対し必要以上の統制を行うことは不要ではないか。

- 設立団体の長と評価委員会の役割分担の下で、PDCAサイクルを実効的に機能させるために、目標の具体化、業績評価の実施時期等の見直しを行う必要があるか。

(1) 具体的な中期目標の設定

【独法通則法改正の趣旨】

- 定性的で達成水準が曖昧な中期目標を策定した結果、法人の効率的な業務執行や、評価委員会が目標の達成度を評価することが困難となっている事例があった。
- 法人が政策実施機能を十分に発揮するとともに、主務大臣が事後の評価を適正かつ厳正に行うため、中期目標の設定に当たっては、定量的な指標も用いながら、その内容が具体的かつ明確なものとなるようにすることとした。

(2) 中期目標に係る業績評価の時期の見直し

【独法通則法改正の趣旨】

- 改正前の制度では、中期目標期間が終了し、次期中期目標期間に入ってから、前の中期目標期間における業績評価を行う仕組みとなっているため、中期目標の評価結果を待たずに、法人の組織及び業務の見直しや次期中期目標の策定、予算要求を行わざるを得ない状況になっていた。
- このため、中期目標に係る業績評価の時期を1年前倒しして、中期目標期間の最終年度に見込みによる評価を行うこととし、中期目標期間の業績評価の結果を次期中期目標の策定、法人の組織・業務の見直し、予算要求に適切に反映させることを可能とすることにより、中期目標管理の実効性を高めることとした。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

- (1) 地独法制度においても、具体的な中期目標を設定すべきことを明記することとする。
(理由) PDCAサイクルを効果的に機能させるために有効であると考えられるため。
- (2) 地独法制度においても、中期目標期間の最終年度に中期目標に係る業績評価を行うこととする。
(理由) 設立団体の長及び評価委員会による中期目標管理と法人運営への反映のプロセスを、より実効的にすることに資すると考えられるため。

(3) 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入に関わる検討事項

(3-1) 法人の内部からの業務運営改善に関わる検討事項

- 内部統制の体制について、業務方法書上に明確化することについてどう考えるか。
- 監事及び会計監査人の権限や役割等を明確化することについてどう考えるか。
- 法人役員の任期を、中期目標期間と一致させることについてどう考えるか。
- 法人役員の職務忠実義務・損害賠償責任を明確化することについてどう考えるか。
- 一般型地独法の役員の再就職規制についてどう考えるか。
- 役職員の報酬・給与等の基準についてどう考えるか。

(3-2) 法人の外部からの業務運営改善に関わる検討事項

- 設立団体の長が役員を登用する際、適材適所の人材を登用するために公募・推薦等の適切な手法を用いることについてどう考えるか。
- 現行制度では地独法が違法行為を行った場合のみ、設立団体の長は是正措置を行うことができるが、違法ではないが著しく不適切な法人運営等についても一定の是正措置を行うことについてどう考えるか。

(3-1) 法人の内部からの業務運営改善に関わる検討事項

- 内部統制の体制について、業務方法書上に明確化することについてどう考えるか。

【独法通則法改正の趣旨】

- これまで、法人の業務方法書に内部統制体制の構築を記載することについて特段の規定はなかった。
- 一部の独法における不祥事を踏まえ、独法における役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制の向上を図るため、内部統制体制について業務方法書に記載することを義務付けることとした。

(参考)会社法における内部統制の例

- ・ 会社の業態に応じて生ずる可能性が高い法令違反行為の把握
- ・ 典型的な法令違反の監視・予防体制
- ・ 法令違反行為が生じた場合の対処方法・対処期間に関する事項

【地独法制度における検討】

- 地方公共団体からの意見
 - ・ 不祥事防止のためのコンプライアンス事項や組織の内部統制事項について、実態としては地独法の内部規則等で定めている事例が多く、業務方法書以外の手法によって既に担保されている。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

- 地独法の業務方法書において、内部統制の体制について明確化することとする。

(理由)

- ・ 業務方法書は設立団体の長の承認を得る必要があることから、法人の自主判断で内部規則によって定める場合と比べて、より確実に、法人の適正な業務運営を担保することができるものと考えられる。

○ 監事及び会計監査人の権限や役割等を、明確化することについてどう考えるか。

【独法通則法改正の趣旨】

- 改正前の独法通則法において、監事は、独法の業務の能率的かつ効果的な運営を確保するため、専門的な知識を要する財務内容等の監査を含む業務監査全般を行うこととしていたが、監事の調査権限を具体的に定めた規定はなかった。
- また、一定以上の規模の法人については、財務諸表等について、監事の監査に加えて会計監査人の監査を受けることとされていたが、会計監査人の調査権限についても特段の具体的な規定がなかった。
- このような中、実際に制度を運用する際に、
 - ・ 談合、架空取引、預けといった不祥事が多発
 - ・ 存在意義が低下した業務や組織が法人内に温存される
 などの問題が生じ、監事等の役割が十分に機能していないことが問題となっていた。
- このため、監事や会計監査人が役割を果たすための報告徴収や調査に係る権限や、役員の不正行為に関する報告や監査報告書等の作成等を明文化することとした。

【地独法制度における検討】

- 地方公共団体からの意見
 - ・ 法人の適正な運営に資するガバナンスの強化という方向性には賛成だが、監事や監査人に、現在の報酬や勤務条件に見合わない過大な権限や義務を課せば、なり手の確保が難しくなるため、権限の明確化を行うに際しては、業務量や責任が必要以上に増大しないよう配慮して欲しい。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

国の独法制度における改正と同様、監事や会計監査人の権限や義務を明確化する。

(理由)

- ・ 公共性の高い事務・事業を行う地独法の適正な運営に資すると考えられるため。

○ 法人役員の任期を、中期目標期間と一致させることについてどう考えるか。

(1) 法人の長の任期の見直し

【独法通則法改正の趣旨】

- 改正前の独法通則法では、役員任期は個別法で定めることとされており、法人の長の任期については、「4年」とする法人が大半であったが、「2年」や「中期目標期間の末日まで」とする例も見られた。
- 中期目標管理法人の長の責務は、主務大臣から指示された中期目標の達成であると考えられるところ、長の任期が中期目標期間の途中から始まり次期中期目標期間の途中で終わるような場合には、中期目標の達成に責任を持つことができないこととなっていた。
- このため、中期目標管理法人については、中期目標の達成という法人の長の責任を明確化するため、法人の長の任期を「任命の日から中期目標期間の末日まで」とした。

(2) 監事の任期の見直し

【独法通則法改正の趣旨】

- 監事の任期については「2年」とする例が多数あり、法人の業務を監査する監事の任期が法人の長の任期に比べて短く、財務諸表の監査業務を考慮した任期となっていなかった。
- この点、会社法や一般社団財団法人法では、監査役や監事の任期は「選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会・定時社員総会の終結まで」とされており、計算書類の監査業務を考慮した任期となっているところ。
- このため、法人の長の任期の見直しに併せ、監事の任期を「任命の日から中期目標期間の最終事業年度の財務諸表承認日まで」とした。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

○ 法人の長及び監事の任期について、国の独法制度と同様の見直しを行うこととする。

○ 公立大学法人については、国立大学法人と同様、大学の自治を保障する観点から、現行制度を維持する。

(理由)

- ・ 中期目標を基本としたPDCAサイクルによる事業実施を実効的なものにする上で効果的だと考えられるため。
- ・ 大学の自治を保障する観点から、大学の役員の人事は大学の自主的な決定に委ねることが適当であり、この趣旨については、公立大学にも引き続き妥当することから、現行制度を維持することが適当と考えられるため。

○ 法人役員の職務忠実義務・損害賠償責任を明確化することについてどう考えるか。

(1) 役員の職務忠実義務

- 役員の職務忠実義務に関する規定は、一般社団法人法や会社法には規定されているが、これまでの独法通則法においては、独法の役員の職務忠実義務に関する規定はなかった。
- 独法制度においても、以下の理由から、役員の職務忠実義務に関する規定を置くこととした。
 - ・ 違法行為を行った役員や法人に損害を生じさせた役員について、その責任の所在を追求する根拠となること
 - ・ 役員の違法行為等に対する抑止効果が期待できること

(2) 役員の損害賠償責任

- これまでの独法制度において、役員がその職務を行うに当たり第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については次のとおりであった。

	独法の責任	役員の責任
公権力の行使の場合	第三者に対する損害賠償責任(国賠法1条1項)	法人は故意・重過失の役員に対して求償権(国賠法1条2項)
上記以外の場合	第三者に対する損害賠償責任(通則法11条による一般社団法人法78条の準用)	特段の規定なし

- 公権力の行使以外の一般的な業務に関しては規定がなかったところ、以下の理由から新たに規定を設けた。
 - ・ 公権力の行使が伴う業務については個人責任を負う場合があることとの均衡
 - ・ 他の法人制度(一般社団法人法、会社法)において、役員個人の損害賠償責任が明記されている
 - ・ 現に、独法において不適切な資金の支出事例が発生しており、法人に損害を与えている実態がある
- 併せて、総務大臣との協議を経て主務大臣の承認を得た場合、役員の損害賠償責任の免除も可能とした。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

役員の職務忠実義務及び損害賠償責任を負うことについて、地方公共団体におけるガバナンスの見直し状況を踏まえ、明確化することとする。

(理由)

- ・ 法人の適正な業務運営を担保するための組織規律の強化に資すると考えられるため。
- ・ 地方公共団体へのヒアリングの結果、国と同様の不祥事等の具体的な事例は無かったが、今後の問題事例の発生を防止するためには、ガバナンス強化の規定を置くことは有用であると考えられるため。

○ 一般型地独法の役職員の再就職等規制についてどう考えるか。

【独法通則法改正の趣旨】

- これまでの独法制度においては、特定独法の役職員に対して、再就職規制等の退職管理の規制が課されている一方、一般独法の役職員については規制の対象外となっていた。
- しかしながら、一般独法についても、法人と資本関係等において密接な関係がある営利企業等(ファミリー企業)との間での随意契約や天下りが指摘されているほか、天下り先企業との間で独法OBが主導した官製談合が発生したことなどを踏まえ、非公務員型の法人(中期目標管理法人・国立研究開発法人)についても再就職等規制を課することとした。
- ただし、非公務員型の法人は、労働法制の適用があり、その運営のあり方は民間企業と同様の性質を有すること、また、職業選択の自由や営業の自由を考慮すべきことから、規制の範囲については公務員型の法人より狭めることとした。

	国・行政執行法人	中期目標管理法人・国立研究開発法人
再就職あっせん規制	営利企業等に対する再就職のあっせん行為の禁止	ファミリー企業に対する再就職あっせん行為の禁止 法令・内規の違反行為の見返りとして行う営利企業等に対する再就職あっせん行為の禁止
在職中の求職の規制	利害関係企業等への求職活動及び不正行為の見返りに行う営利企業への求職活動の禁止	法令・内規の違反行為の見返りに行う営利企業等への求職活動の禁止
再就職者による働きかけ規制	離職後2年間、再就職者による離職前5年間の職務に係る契約等事務についての働きかけの禁止 等	離職後2年を経過していない再就職者から、離職前5年間の職務に係る契約等事務に関する法令・内規への違反行為についての働きかけ等を受けた役職員に対する届出義務 等
現職職員の再就職の約束の届出	職員は、営利企業等と再就職の約束をした場合、任命権者への届出義務(任命権者に任用上の配慮義務あり)	役職員は、営利企業等と再就職の約束をした場合、法人の長への届出義務(法人の長の人事管理上の措置義務あり)
再就職情報の届出	管理職職員であった者が、再就職をする場合の事前事後の届出義務	特段の規定なし
監視体制	再就職等監視委員会による監視・調査(規制違反に係る届出の受付・調査の実施、任命権者への調査要求・懲戒処分等の勧告)	再就職規制違反への法人の長の監督上の措置 働きかけに係る届出を受けた場合における法人の長の法令違反行為を抑止するための措置 主務大臣への措置状況の報告義務(毎年度)
罰則	不正な行為を伴うあっせん、求職、働きかけ規制違反→刑事罰 働きかけ規制違反、再就職の届出違反→過料	罰則なし

(3-1) 法人の内部からの業務運営改善に関わる検討事項

【地独法制度における見直しの方針(案)】

一般地独法についても、特定地独法の役職員に対する規制の内容より限定して、再就職等規制を導入することとする。

(理由)

- ・平成26年の地方公務員法及び地方独法法の改正により地方公務員に対する再就職等規制が導入され、平成28年度から特定地独法の役職員に対しても地方公務員と同様の規制が課されることとなる。
- ・規制内容は、地方公共団体の実態等を踏まえ、国家公務員に対する規制と異なる部分がある。例えば、再就職のあつせんや求職活動について一律に規制せず、各地方公共団体が退職管理の適正確保に必要な措置を講じることがされている。
- ・一般地独法については、制度改正後においても再就職等規制の対象とはなっていないが、特定地独法と同様に地域において確実に実施される必要のある事務事業を行う法人であり、業務運営における透明性、公正性、適法性に関する住民の信頼に応えることが重要であることを踏まえると、再就職等規制を導入することが適当である。
- ・一般地独法に対する再就職等規制の導入に当たっては、法人の役職員が非公務員であることから、特定地独法の役職員に対する規制の内容より狭めることが適当である。

	地方公共団体・特定地独法	一般地独法(案)
再就職あつせん規制	退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずる。	退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずる。
在職中の求職の規制		
再就職者による働きかけ規制	離職後2年間、再就職者による離職前5年間の職務に係る契約等事務についての働きかけの禁止 等	離職後2年を経過していない再就職者から、離職前5年間の職務に係る契約等事務に関する法令・内規への違反行為についての働きかけ等を受けた役職員に対する届出義務 等
現職職員の再就職の約束の届出	退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずる。	退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずる。
再就職情報の届出	元職員で条例で定める者に届出義務を課することができる。	特段の規定なし
監視体制	人事委員会又は公平委員会による監視(規制違反に係る届出の受付、任命権者への調査要求)	再就職規制違反への法人の長の監督上の措置 働きかけに係る届出を受けた場合における法人の長の法令違反行為を抑制するための措置 設立団体の長への措置状況の報告義務(毎年度)
罰則	不正な行為を伴うあつせん、求職、働きかけ規制違反→刑事罰 働きかけ規制違反、再就職の届出違反→過料	罰則なし

(3-1) 法人の内部からの業務運営改善に関わる検討事項

資料29

○ 役職員の報酬・給与等の基準についてどう考えるか。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

一般地独法については、国独法の改正も踏まえ、以下のとおり見直すこととしてはどうか。

		国改正前(一般独法) / 地方現行制度	国改正後(中期目標管理・研究開発) / 地方改正案
独法制度	役員	○報酬、退職手当 ・業績を考慮した報酬等 ・支給基準を主務大臣に届出、公表 ・主務大臣は評価委員会に支給基準を通知(評価委員会は意見を申し出ることができる) ・支給基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、法人の業務の実績その他の事情を考慮	[改正点] ・報酬等の支給基準について、考慮事項に国家公務員の退職金を追加した。
	職員	○給与、退職手当 ・勤務成績を考慮した給与 ・支給基準を主務大臣に届出、公表 ・支給基準は、業務の実績を考慮、社会一般の情勢に適合	[改正点] ・職員の給与等の支給基準は、国家公務員の給与等、民間企業職員の給与等、法人の業務実績、職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮することとした。
地独法制度	役員	○報酬、退職手当 ・業績を考慮した報酬等 ・支給基準を主務大臣に届出、公表 ・設立団体の長は評価委員会に支給基準を通知(評価委員会は意見を申し出ることができる) ・支給基準は、国・地方公務員の給与、他の特定地独法及び民間企業の役員の報酬等、法人の業務の実績その他の事情を考慮	[見直し案] ・独法通則法と同様、報酬等の支給基準について、考慮事項に国・地方公務員の退職金を追加することとする。
	職員	○給与、退職手当 ・勤務成績を考慮した給与 ・支給基準を地方公共団体の長に届出、公表 ・支給基準は、業務の実績を考慮、社会一般の情勢に適合	[見直し案] ・職法通則法と同様、職員の給与等の支給基準について、国・地方公務員の給与等、民間企業職員の給与等、法人の業務実績、職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮することとする。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

特定地独法については、国独法の改正も踏まえ、以下のとおり見直すこととしてはどうか。

		国改正前(特定独法)／地方現行制度	国改正後(行政執行法人)／地方改正案
独法制度	役員	<ul style="list-style-type: none"> ○報酬、退職手当 ・業績を考慮した報酬等 ・支給基準を主務大臣に届出、公表 ・主務大臣は評価委員会に支給基準を通知(評価委員会 は意見を申し出ることができる) ・支給基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績、中期計画の人員費の見積りその他の事情を考慮 	<p>[改正点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬等の支給基準について、国家公務員の給与・退職手当については、「参酌」することとした。 ※「参酌」は「考慮」と比較して「事情をくみ取り、組み入れる」という意味合いが強い。 ・その他の事項(民間企業の役員の報酬等)については、引き続き「考慮」することとした。
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ○給与 ・職務給の原則、職員が発揮した能率を考慮 ・支給基準を主務大臣に届出、公表 ・支給基準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該法人の業務の実績及び中期計画の人員費の見積りその他の事情を考慮 	<p>[改正点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与の支給基準について、国家公務員の給与を「参酌」することとした。 ・その他の事項(民間企業の従業員の給与等)については、引き続き「考慮」することとした。
地独法制度	役員	<ul style="list-style-type: none"> ○報酬、退職手当 ・業績を考慮した報酬等 ・支給基準を設立団体の長に届出、公表 ・設立団体の長は評価委員会に支給基準を通知(評価委員会は意見を申し出ることができる) ・支給基準は、国・地方公務員の給与、他の特定地独法及び民間企業の役員の報酬等、法人の業務の実績その他の事情を考慮 	<p>[見直し案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬等の支給基準について、国・地方公務員の給与・退職手当を「参酌」することとする。 ・その他の事項(民間企業の役員の報酬等)については、引き続き「考慮」することとする。
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ○給与、退職手当 ・職務給の原則、職員が発揮した能率を考慮 ・支給基準を地方公共団体の長に届出、公表 ・支給基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、他の特定地独法の職員並びに民間事業の従業員の給与、業務の実績、中期計画の人員費の見積りその他の事情を考慮 	<p>[見直し案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与の支給基準について、国・地方公務員の給与を「参酌」することとする。 ・その他の事項(民間企業の従業員の給与等)については、引き続き「考慮」することとする。

- 設立団体の長が役員を登用する際、適材適所の人材を登用するために公募・推薦等の適切な手法を用いることについてどう考えるか。

【独法通則法改正の趣旨】

- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る」とこととされた。
- これを受けて、主務大臣は、法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募や推薦等の必要な措置を講ずるよう努めることとされた。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

- 地独法制度においても、独法通則法と同様の人材登用に関する規定を設けることとする。
- 公立大学法人については、国立大学法人と同様、大学の自治を保障する観点から、現行制度を維持する。

(理由)

- ・ 公募や推薦等の手続を経ることにより、より適切な人材を役員に任命することができるようになると考えられるため。
- ・ 大学の自治を保障する観点から、大学の役員の人事は大学の自主的な決定に委ねることが適当であり、この趣旨については、公立大学にも引き続き妥当することから、現行制度を維持することが適当と考えられるため。

- 現行制度では地独法が違法行為を行った場合のみ、設立団体の長は是正措置を行うことができるが、違法ではないが著しく不適切な法人運営等についても一定の是正措置を行うことについてどう考えるか。

【独法通則法改正の趣旨】

- 現行制度においては、主務大臣は、法人又はその役職員の行為が法令に違反し又は違反するおそれがある場合に、法人に対し、その是正を求めることが可能であった。
- しかしながら、法令違反又はそのおそれがあるとまでは言えないものの、著しく不適切な状況があるにもかかわらず、法人による自律的な改善に期待できない状況がある場合が考えられる。

(例) 特定の契約先と長年にわたり随意契約により取引を行っており、その取引に合理性が見られない場合

- このため、法人運営や役職員の行為が、著しく不適正で、それを放置すると公益を害することが明白な場合において、特に必要があると認めるときにも、主務大臣が是正・改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされた。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

地独法制度においても、独法通則法と同様の是正措置に関する規定を設けることとする。

(理由)

- ・ 法人の業務運営の適正性を確保するうえで有効であると考えられるため。
- ・ 「特に必要な場合」に限定することで、法人の業務運営の自主性が損なわれることはないものと考えられるため。

公立大学法人による出資について①

要望事項

1. 東京都からの要望

- 平成19年12月に内閣官房に設置された「国と東京都の実務者協議会」において、当面の「首都東京の重要施策」リストに基づく協議事項リストが作成され、東京都の要望事項である全13項目28施策について関係省庁と東京都が個別に協議が行われた。
- 当該協議事項リストの中に地方独立行政法人制度の改正が含まれ、現在認められていない公立大学法人の技術移転機関(TLO)及び大学発ベンチャーへの出資について東京都と協議を行った。

2. 大阪市からの要望

- 現在、構造改革特区(第26次)の提案として、大阪市(及び大阪市立大学)から、大学発ベンチャー企業等への出資を認めるよう、規制緩和要望が提出されているところ(過去にも類似の要望あり。)
- ※ あわせて、公立大学法人が、大学発ベンチャー企業等から、ライセンスの対価として株式又は新株予約権を取得することの可否について、明確化するよう要望があった。

1 大学統合について

- 今後、さらなるグローバル人材の育成が期待され、ますます国内外の大学間競争の厳しさが増す中、大阪の発展を牽引する次世代の公立大学として、新大学の実現をめざし、大阪府立大学と検討を進めているところである。
- 両大学の統合により、文系から理系・医学・獣医学分野までを持ち、総合性があり突出した規模を持つ公立大学が誕生する。両大学の有するリソースを最大限に活かすことにより、教育力、研究力及び地域貢献力の向上が図られ、新たな公立大学のモデルとして、大阪の発展を牽引することができる。

◆統合によるシナジー効果により、様々な大学ランキングでさらに上位をめざすことができる。

シナジー効果

教育力

○多彩な分野を網羅し高い学術性と広い学際性を併せ持つ、公立大学では類を見ない総合大学が誕生することにより、多様な人材が育成できる。

研究力

○両大学のこれまでの研究領域を統合することにより、領域の強化や広がりとともにこれまで以上に領域の垣根を越えた融合研究が展開できる。

貢献力

○教育力及び研究力の向上・拡大を通じて、大阪のシンクタンク機能や、地域課題解決力の強化が図られる。

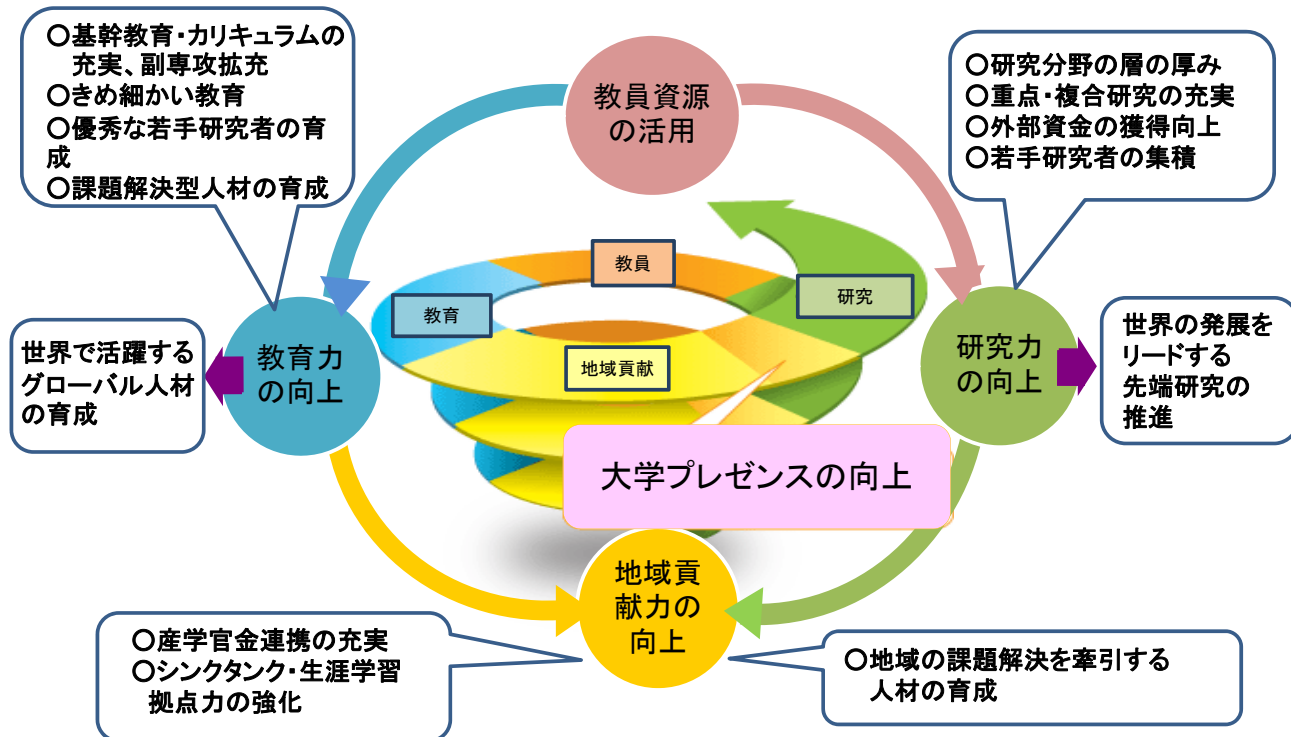
両大学

	両大学	備考
学生数	約16,000名	公立大学では突出した規模。神戸大学に匹敵
教員数	約1,400名	
	両大学	備考
外部資金総額	約81億円	平成25年度実績

	両大学	備考
科研費	約800件	全国16位 平成25年度文科省調査
共同研究	約450件	全国10位 平成24年度文科省調査
受託研究	約350件	全国12位 平成24年度文科省調査

大学統合の効果

●統合による教員資源の活用により、教育、研究のさらなる向上が図られ、それらが地域貢献の向上につながる好循環が期待できる。



新大学がめざすもの

新大学の理念：大阪の発展を牽引する『知の拠点』

教育

＜大阪を牽引するグローバル人材の育成を行う＞

- 複雑・多様化し、急速に変化する社会に対応し、世界で活躍できる柔軟な構想力と行動力を備えた人材を育成する。
- カリキュラムの多様性や総合性の拡大を図り、基幹教育（全学共通教育）の充実を図る。

研究

＜先端研究、異分野融合研究に重点的に取り組む＞

- 大阪が強い分野（グリーン関連、ライフサイエンス関連等）の先端研究、異分野融合研究を重点的に取り組む。また、大型プロジェクト研究に取り組む。
- 企業、他大学、試験研究機関、自治体と連携し、イノベーション創出拠点の形成をめざす。

世界に展開する高度研究型大学

■地域貢献を最大の使命とする公立大学において、地域から世界を展望する視点を重視した国際通用性のある教育研究を推進する。

地域貢献

＜大阪の課題に積極的に取り組む＞

- 地域に軸足を置き、地域課題を解決する教育プログラムの実施など、地域で活躍する人材の育成を強化する。
- 行政へ積極的な提言を行い、大阪のシンクタンクとして地域活性化のプロデュース機能を担う。
- 高等教育機関としての機能を積極的に開放し、生涯教育の「学びの場」を提供するとともに、社会ニーズに沿った社会人教育を展開し、大阪を支える社会人の専門力を強化する。

2 公立大学として発展していくために

☆ 大阪の発展を牽引する次世代の公立大学

- 国の施策の最重点課題として地域活性化の推進が行われている中、地方創生に果たしうる公立大学の役割が注目されている。また、大阪の公立大学として都市大阪の国際化の進展に寄与していく役割も求められており、新大学として教育・研究・地域貢献のあらゆる面で発展していく必要がある。

グローバルキャンパスの設置

- 大阪の都心部に、国内外に開かれたグローバルキャンパスを展開し、世界へつながる交流ネットワークを広げる。
- 大学が少ない大阪の都心部に、国内外の若者や研究者が集い交流する拠点が生ずることにより、大阪の活性化に寄与する。



想定規模
2万㎡～4万㎡

これまでに類を見ない新しい公立大学が誕生

しかし、公立大学には国立大学にはない地独法上の制約がある

公立大学のポテンシャルを発揮するためには、この制約の解消が必要(出資ができない、長期借入れができない等)

★法人化の意義として、迅速かつ柔軟な意思決定と事業実施ができることが挙げられるが、現状では公立大学として財政面でのメリットが活かしきれない。

★法改正が実現すれば、そのメリットを最大限活かすことができ、公立大学がより発展し、大阪の発展を牽引することができる。

3 公立大学法人による大学発ベンチャー企業への出資について

公立大学法人としてのベンチャー支援

国立大学法人のベンチャー支援の状況

- 承認TLOなどへの出資等を通じて、ベンチャーへの技術移転等が可能。
 - ・大学等技術移転促進法(H10)、国立大学法人法
- 大学が出資した投資事業有限責任組合(LPS)を通じて、ベンチャーへの出資が可能。
 - ・産業競争力強化法(H26)

※ライセンス等の対価として株式取得可能
・文科省17年通知

公立大学法人のベンチャー支援の状況

- 現状では、法律上、出資は不可。

〔
・地方独立行政法人法により「業務の範囲」が「大学の設置及び管理」及び「これらの業務に附帯する業務」に限定。
・公立大学法人による出資は規定がない。
⇒公立大学法人の業務に当たらないものとして、出資は認められないと解釈されてきた。〕

※明文化された規定なし 取扱不明確

・大学での研究成果をベンチャー企業を通して実用化することにより、それを社会に還元

する際に、現状では公立大学は積極的な支援ができない。
(国立大学に比べ、公立大学は積極的な社会貢献ができない)

・地方創生の為、地域の大学がやれることを実現すると、地域の経済は活性化する。
公立大学は地域経済と密着しており、効果大。

要望事項(1)

国立大学並みのベンチャー支援ができるようにしてほしい。

⇒ 公立大学としても国立大学と同じような社会貢献が可能となる。

①承認TLOなどへの出資等を通じて、ベンチャーへの技術移転等を可能にしてほしい。



②大学が出資した投資事業有限責任組合(LPS)を通じて、ベンチャーへの出資を可能にしてほしい。

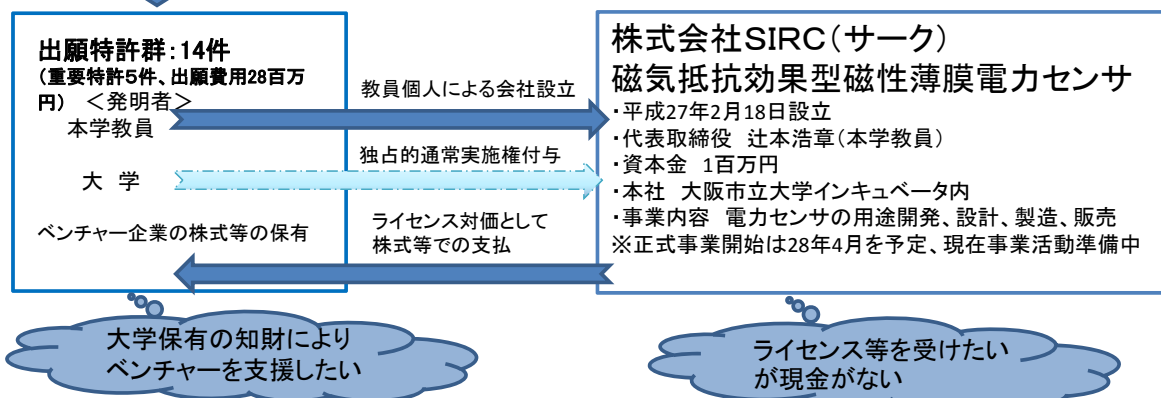


要望事項(2)

ライセンス等の対価としての株式取得の取扱いを明確にしてほしい。

<例>

大阪市「イノベーション創出支援補助金」・文部科学省「START事業」



公立大学法人による出資について②

現行制度(地方)

- 地方独立行政法人法においては、公立大学法人の業務は、「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理」及び「これらの業務に附帯する業務」に限定されている。
- これまでは、公立大学法人による他の法人等に対する出資については、明文の規定は置かれておらず、公立大学法人の業務に当たらないものとして、認められないと解されてきたところ。

【参考】地方独立行政法人法

(業務の範囲)

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 (略)
- 二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。
- 三～五 (略)
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(他業の禁止)

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

公立大学法人による出資について③

現行制度(国)

- 国立大学法人法においては、国立大学法人の業務として、以下が規定されており、国立大学法人による出資が明文で認められている(文部科学大臣の認可が要件)。
 - ・ 「当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者(大学等技術移転促進法第4条第1項に基づく承認を受けて特定大学技術移転事業を実施する者(承認TLO))に対し、出資を行うこと」
 - ・ 「産業競争力強化法第二十二條の規定による出資(特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けたベンチャーキャピタル等に対する出資)を行うこと」

【参考】国立大学法人法

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一 国立大学を設置し、これを運営すること。
- 二～五 (略)
- 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。
- 七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二條の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 (略)

※ 国立大学法人においても、大学発ベンチャー企業等への直接出資は認められていないが、ライセンス料の対価を現金で支払うことが困難な大学発ベンチャー企業等から、ライセンスの対価として、株式又は新株予約権を取得することは、そもそも出資に該当せず可能なものと解されており、文部科学省の通知でその具体的な取扱いが明らかにされている。

公立大学法人による出資について④

現状

- 地方独立行政法人法の解釈上、出資は公立大学法人の業務にあたらな^いとして認められていない。(明文の規定はない)

国立大学法人における取扱い

- 国立大学法人法においては、明文の規定で国立大学法人の業務として、以下が規定されている。

○国立大学法人法
(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一 国立大学を設置し、これを運営すること。

二～五 (略)

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。

七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

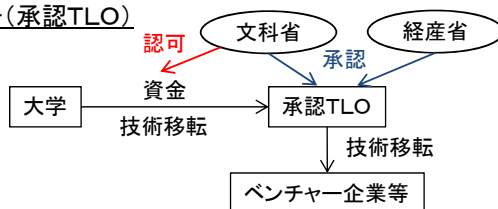
3 (略)

○国立大学法人法施行令

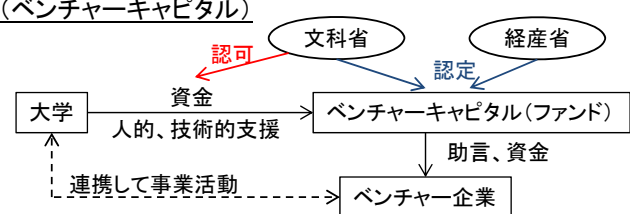
第三条 法第二十二条第一項第六号及び第二十九条第一項第五号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業とする。

【制度のスキーム】

6号(承認TLO)



7号(ベンチャーキャピタル)



公立大学法人による出資について⑤

資料37

論点

- 国の独立行政法人制度では、独立行政法人の業務が国民のニーズと無関係に自己増殖的に膨張することを防止するため、独立行政法人による出資等は、個別法令に定めのある場合に限って認めるとの考え方の下、法整備がなされている(国立大学法人のほか、一部の試験研究法人(情報通信研究機構など)において、出資が認められている。)

- 国立大学法人において、承認TLOやベンチャーキャピタル等に対する出資が認められているのは、大学の教育研究の活性化や新産業の創出等に寄与することが求められていることに鑑み、産学官連携推進に大きな役割を果たす承認TLOやベンチャーキャピタル等への出資を可能とすることが適当と考えられたためである。

- 一方で、大学発ベンチャー企業等への直接出資については、その経済的なリスク等を考慮し、国立大学法人においても認められていない。



- 大学の教育研究の活性化や新産業の創出等への寄与は、国立大学のみならず、公立大学に対しても同様に求められていると考えられるか。

※ 大学発ベンチャー企業等から、ライセンスの対価として株式又は新株予約権を取得することについて、国立大学法人における取扱いを踏まえ、公立大学法人における取扱いをどのように考えるか。

制度の運用状況

(1) 承認TLOへの出資

- 全国で36機関が経済産業大臣及び文部科学大臣より承認されている。
(※ うち、株式会社 13、合同会社・有限会社 3、財団法人 4、学内組織 16)
- 承認は、両省告示に従い、特定大学技術移転事業の趣旨に沿った運営を図ることが可能な者であるか、事業の実現可能性等の観点からの、大学における技術に関する研究成果の評価及び選別等が行われるかといった事項について審査。
- 現時点で赤字となっているものもあるが、大学側としてはあくまでも出資の限度で責任を負うこととなるため、それを超えて大学側に損失が生じた例はないとのこと。
(※ 外部型のTLOの場合。なお、学内組織としてTLOを設けている場合については、TLO単体での赤字やTLOへの出資という概念がそもそもない)
- ◎ 承認TLOの「関連大学」として名を連ねている公立大学法人が複数あり、現金出資は行われていないが、技術移転(及びそれに伴うライセンス料の受取)は、現状でも行われている模様。

(2) ベンチャーキャピタルへの出資

- これまでに3つのベンチャーキャピタル(阪大、東北大、京大)と2つのファンド(阪大、東北大)が経済産業大臣及び文部科学大臣より認定されている。
- 認定は、両省告示に従い、役員等の能力及び実績、資金回収の蓋然性の見込み、適切な分散投資が行われるか、民業圧迫にならないか等を審査。
(ベンチャー事業としての成算や民業との役割分担等について厳密に審査している)
- なお、産業競争力強化法上、「特定研究成果活用支援事業計画」の認定期限は、平成29年度までとされている。

論 点

1. 基本的考え方

- 大学の教育研究の活性化や新産業の創出等への寄与は、公立大学においても国立大学と同様に求められていると考えられるか。
- 制度改正の検討の対象としては、国立大学法人において出資可能とされているTLOとベンチャーキャピタルの2つが考えられるか。

2. TLOへの出資

(1) 可否

- TLOについては、大学側に損失が生じるリスクが少ないという国立大学法人の実態を踏まえ、どう考えるか。

(2) 出資対象として認められるTLOの範囲

- 国立大学法人では、大学等技術移転法の規定により経済産業大臣・文部科学大臣から承認を受けたTLOにのみ、出資可能とされていることを踏まえ、公立大学法人の場合にどのように考えるか。
- TLOの承認に際して行われる審査(事業の円滑な実施見込み等)について、どの程度の専門性が求められると考えるか。
- 大学等技術移転法の規定に基づく承認TLOに対して講じられている支援(特許料の減免等)の取扱いについて、どのように考えるか。

公立大学法人による出資について⑧

(3) 大学からTLOへの出資を行う際に求められる手続要件

- 国立大学法人では、国民のニーズと無関係にその業務が自己増殖的に膨脹することを防止するため、出資にあたっては文部科学大臣の認可を要件としていることを踏まえ、公立大学法人の場合どのように考えるか。
- なお、現行の地独法において、議決事項とされている事項は以下のとおり。

[参考]地独法上、設立団体の議会の議決を要する手続き

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ・地方独立行政法人の設立(7①) | ・条例で定める重要な財産の譲渡・担保提供(44②) |
| ・定款の変更(8②) | ・公営企業型地方独立行政法人における中期計画の作成(83③) |
| ・料金の上限の設定(23②) | ・地方独立行政法人の解散(88①) |
| ・中期目標の設定(25③) | ・地方独立行政法人の吸収合併(108③、④) |
| ・出資等に係る不要財産の出資等団体への納付(42の2⑤) | ・地方独立行政法人の新設合併(112③、④) |
| ・出資等に係る不要財産の譲渡(42の2⑤) | |

3. ベンチャーキャピタルへの出資

- 国立大学法人でもまだベンチャーキャピタルやファンドの認定にとどまり、事業の成果や大学の財務への影響が不明確である現段階において、公立大学法人の取扱いについてどのように考えるか。
- また、国立大学法人における出資のための国による予算措置の状況や、産業競争力強化法における認定期限(平成29年度まで)を踏まえ、公立大学法人の取扱いについてどのように考えるか。

要望事項

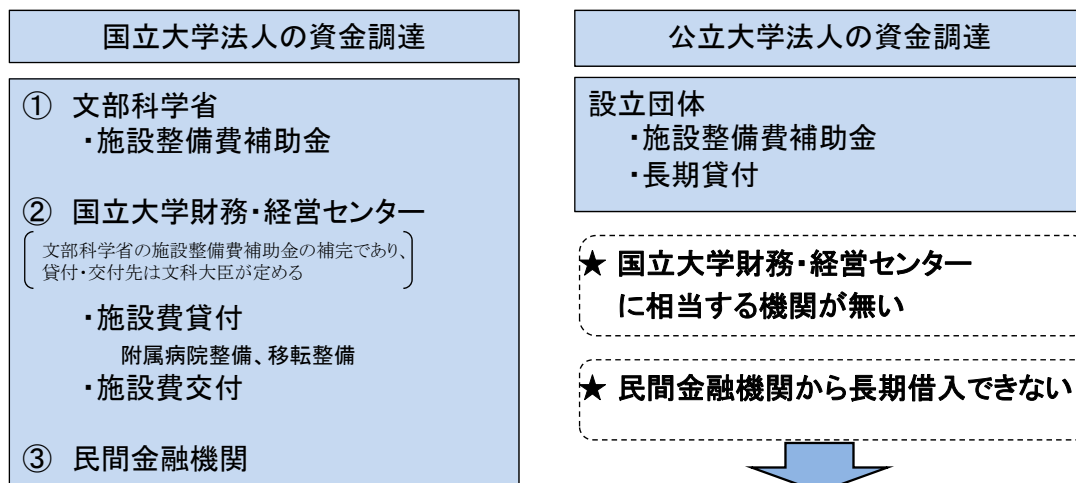
- 平成23年度に、大阪府から、公立大学法人が施設整備を行う際に、設立団体の認可を得た上で、長期借入を行うことができることとするよう、規制緩和の特区要望（構造改革特区第20次）があった（全国公立大学設置団体協議会からも同様の要望）。

論点

- これまでは、公立大学法人による長期借入については、特に、公立大学法人が解散した際に残余の債務が設立団体の負担となることが課題となり、認められてこなかったところ。
 - 一方、国立大学法人においては、上記の課題に対して、以下のように対応している。
 - ① 文部科学大臣の認可を受けることを前提とすること
 - ② 長期借入・債券発行の対象となる土地の取得・施設整備等を、料金収入や処分収入により償還財源をまかないうるもの等に限定すること
- ↓
- 大学自らのイニシアティブによる施設整備や設立団体の財政事情に左右されない財源確保の必要性については、公立大学法人も同様と考えられるか。
 - 国立大学法人と同様の手法によることを前提とすれば、上記のような公立大学法人における長期借入に当たっての課題も、解消することができるのではないか。
- ※ また、国立大学法人が「(独)国立大学財務・経営センター」から低利の借入が可能となっていることを踏まえ、公立大学法人による長期借入を認める場合における、金利を抑制するための措置について、どのように考えるか。

4 公立大学法人による民間金融機関からの長期借入について

(1) 公立大学法人における資金調達の課題



設立団体からの長期借入、施設整備費補助金は、設立団体の財政状況に左右され(大学ではなく小中高等学校、生活福祉等他業種との競争となる)、長期借入では上限額もあり、公立大学法人として必要な資金調達が十分でなく、タイムリーにできない。

国立大学と同様に民間金融機関から長期借入れできるようにしてほしい。

(2)-1 本学における民間金融機関から長期借入を期待する事業 ～グローバルキャンパス等整備～

新大学の象徴となる
グローバルキャンパス
の実現



国内外の優秀な
学生・研究者獲得

グローバルキャンパスの土地・教育研究施設の整備費

〔 大学による ・ 設立団体の債務負担行為による施設整備費補助金を返済財源とする。
一括支払い ・ 不要土地・施設の売却益(担保)を返済財源とする。 〕

グローバルキャンパスを実現するための国際関連宿泊施設整備費

〔 国際交流宿舎、ゲストハウスなどの宿泊料等を返済財源とする。 〕

参考 国立大学法人における民間金融機関からの借入による整備の具体例

- ・入居者からの寄宿舎料を償還財源とした
学生寄宿舎・職員宿舎・留学生宿舎等(神戸大学、山口大学、愛媛大学、富山大学等)
 - ・診療報酬を償還財源とした動物病院の整備(東京農工大学)
 - ・施設使用料を償還財源としたインキュベーション施設等の整備
 - ・不要土地を財源とした教育研究施設の整備(九州大学)
 - ・段階的な取得よりも一括取得が有利な場合の土地取得
- 返済財源は文科省からの運営費交付金(筑波大学、奈良先端科学技術大学院大学)

(2)-2 本学における民間金融機関から長期借入を期待する事業 ～医学部附属病院医療機器整備について～

医療機器は年々高度化・高額化

新しい治療法・手技が次々と開発

大学病院の使命として、タイムリーに医療機器を導入し
先進的・高度な医療を提供することが必要

民間金融機関からの借入を活用すれば
大型機器を戦略的に一括導入できる。

<活用例>一括購入に適した高額かつ収益が期待できる機器
・放射線治療装置(リニアック)関連システム一式
・放射線治療ロボット(サイバーナイフ)
・陽子線治療装置 等

両輪として活用

設置団体からの
借入れは、
既存機器の計画的
更新に活用

大学病院としての使命である
高度な教育の提供・優秀な医師の育成・
高度先進医療の提供を実現

現行制度(地方)

- 地方独立行政法人法においては、公立大学法人が解散した場合、残余の債務は、すべて設立団体が負担することとされている。

【参考】地方独立行政法人法
(費用の負担)

第五十五条 設立団体は、地方独立行政法人が解散した場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

- そのため、地方独立行政法人は、同法において、設立団体からの長期借入を除き、長期借入及び債券発行をすることができないこととされている。
- 実務上は、施設整備など、公立大学法人が長期借入を行う必要が生じた場合には、設立団体が代わって地方債を発行し、当該公立大学法人に貸し付ける等の方法によって、対応している。
- この場合、設立団体が地方債を発行するためには、地方自治法に基づき適切に予算に計上するとともに、地方財政法に基づき協議・届出等の手続きを経る必要がある。

【参考】地方独立行政法人法
(借入金等)

第四十一条 (略)
2～4 (略)

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

現行制度(国)

- 一方、国立大学法人法においては、主に以下の理由から、文部科学大臣の認可を受けることを前提に、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるための長期借入及び債券発行を認めている。
 - 各大学等自らのイニシアティブによる施設整備の取組への機運が高まってきたこと
 - 国の厳しい財政状況の中、施設整備を確実に実施していくため、国の財政事情に左右されない安定的な財源が必要となったこと
- ただし、長期借入・債券発行の対象となる土地の取得・施設整備等は、政令において、当該施設等の料金収入や処分収入により償還財源をまかないうるもの等に限定されている。
- 長期借入に当たっては、「(独)国立大学財務・経営センター」(財政融資資金からの長期借入又は同センターの債券発行による資金の借入により資金調達。)から借入を行うことが可能。

【参考】国立大学法人法
(長期借入金及び債券)

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 ～7 (略)

現状

- 公立大学法人を含め、地方独立行政法人は、以下の理由から設立団体からの長期借入を除き、長期借入及び債券発行をすることができないこととされている。(地独法41⑤)
 - 設立団体を通じた地方債計画の中で確保された資金を活用することが合理的であること
 - 解散した場合の残余債務は設立団体の負担となること

国立大学法人における取扱い

○ 国の独立行政法人も、個別法に定めがある場合を除き、長期借入をすることができないこととされている(独法通則法45④)が、国立大学法人については、個別法の定めがあり、長期借入が可能。

- 国立大学法人法
(長期借入金及び債券)
第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券(以下「債券」という。)を発行することができる。
2～7 (略)
(償還計画)
第三十四条 前条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 国立大学法人法施行令
(土地の取得等)
第八条 法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置(以下「土地の取得等」という。)は、次に掲げるものとする。
 - 一 国立大学の附属病院の用に供するために行う土地の取得等
 - 二 国立大学法人等の施設の移転のために行う土地の取得等
 - 三 次に掲げる土地の取得等であつて、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券(法第三十三条第一項に規定する債券をいう。以下この条において同じ。)を償還することができる見込みがあるもの
 - イ 学生の寄宿舎、職員の宿舎その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等
 - ロ 当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等
 - ハ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)の用に供するために行う土地の取得等
 - 四 前三号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得(毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地のすべてを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地のすべてを取得する行為をいう。)を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの

制度の運用状況

○ 附属病院の施設等整備のための借入と、その他の借入とで、大きく区別されている。

	附属病院の施設等整備のための借入	その他の借入 (大学の施設移転、収入で償還できる見込みの宿舍等、段階的取得より有利と認められる土地の取得)
資金の借入先	(独)国立大学財務・経営センター	民間金融機関
借入の認可時の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省は、償還期限、償還方法、資金の算出根拠、事業規模、収入見込み等をチェックした上で認可。 ・(独)国立大学財務・経営センターにおいても同センター貸付規程に基づき審査。 ・なお、文部科学省の施設整備補助金(1割)とセンター貸付金(9割)で賄うスキームとなっている。(設備整備費については、10割がセンター貸付金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省は、償還期限、償還方法、資金の算出根拠、事業規模、収入見込み等をチェックした上で認可。 ・民間金融機関においても厳格な審査。
担保	貸付けに当たり、担保として不動産を徴する。〈国立大学財務・経営センター貸付規程〉 また、国立大学法人は不動産を担保に供する場合はその旨を中期計画に記載。	国立大学法人等の資産を担保等に供しないこと。(ただし、当該認可対象業務のために取得した土地若しくはその土地に付随する施設又は当該認可対象業務のために取得した設備を除く)〈文部科学省の認可基準〉
借入実績	平成27年度は 34国立大学法人に対して認可 また、 43国立大学法人が償還中 平成26年度末時点の債務残高 約8000億円	平成27年度は 5国立大学法人に対して認可 また、 23国立大学法人が償還中 (学生等宿舍33、家畜病院2、施設移転3、一括取得2) 平成26年度末時点の債務残高 約400億円

論 点

1. 基本的考え方

- 国立大学法人において、長期借入が認められている理由(大学自らのイニシアティブによる施設整備の取組への機運の高まり及び国の財政事情に左右されない安定的な財源確保の必要性)は、公立大学法人にも基本的に同様にあてはまると考えられるか。
- 制度改正を行った場合、現行であれば設立団体の起債で行われる施設等整備が、大学法人による借入に替わることになるが、自治体財政の健全性及び地方債制度の信頼性を引き続き確保するために求められる手続要件や法人の財務状況のチェックの仕組みについてどのように考えるか。
- なお、現行の地独法において、法人の財務諸表等を財政状況の把握・開示に関する制度は以下のとおり。

○地方独立行政法人
(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(略)を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十五条 地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2. 病院以外の施設整備等

(1)対象事業

- 国立大学法人では事業収入や移転後の土地売却収入で償還財源を賅える施設整備等に限り長期借入が認められていることを前提としたうえで、公立大学法人における取扱いについてどのように考えるか。

(2)手続要件

- 国立大学法人では、長期借入にあたって文部科学大臣の認可を要件とし、また、毎年度の償還計画についても文部科学大臣の認可を要件としていることを踏まえ、公立大学法人の場合どのように考えるか。
- なお、現行の地独法において、議決事項とされている事項は以下のとおり。

[参考]地独法上、設立団体の議会の議決を要する手続き

- ・地方独立行政法人の設立(7①)
- ・定款の変更(8②)
- ・料金の上限の設定(23②)
- ・中期目標の設定(25③)
- ・出資等に係る不要財産の出資等団体への納付(42の2⑤)
- ・出資等に係る不要財産の譲渡(42の2⑤)
- ・条例で定める重要な財産の譲渡・担保提供(44②)
- ・公営企業型地方独立行政法人における中期計画の作成(83③)
- ・地方独立行政法人の解散(88①)
- ・地方独立行政法人の吸収合併(108③、④)
- ・地方独立行政法人の新設合併(112③、④)

3. 病院の施設整備等 (大学附属病院と公営企業型地方独立行政法人としての公立病院共通の整理が必要)

- 病院の施設整備等について、長期借入の対象とするかは以下のような論点がある。
 - 病院事業は、施設・設備投資の規模が大きいため借入額が多額で期間も長期となるケースが多く、また、診療報酬の見直しや医療制度改革の方向性、他の医療機関との再編など、事業環境の変化により返済が困難となるリスクも高いことに鑑み、自治体としてどのような関与が必要か。
(地方公共団体の病院は、規模や採算性が様々であることも踏まえ、どのように考えるか。)
 - 現行では、予算の支出を伴う一般会計からの貸付という形でチェックが行われていることを踏まえ、どのように考えるか。
(国立大学法人の附属病院においては、国からの補助金と(独)国立大学財務・経営センター貸付金とを合わせた形での施設整備が行われていることを踏まえ、どのように考えるか。)
 - 公立病院(大学附属病院)の施設整備については、現行では、自治体において病院事業債(交付税措置あり)を発行して財源を措置していることとの関係をどのように考えるか。
 - 仮に病院の施設整備等についても法人自らの借入を認める場合、安易な借入が行われないことを担保するためにどのような手続要件が必要か。
- 以上の論点については、引き続き慎重な検討が必要ではないか。

公立大学法人の余裕金の運用方法について①

資料49

要望事項

- 平成24年度以降、全国公立大学設置団体協議会からの要望書において、余裕金の運用方法を、社債や外国債にも拡大するよう要望が出されている(提案者:名古屋市)。

論点

- 地方独立行政法人法が余裕金の運用対象を限定的に定めているのは、公金を財源として運営される地方独立行政法人に対しては、業務を安定的に運営することの要請が強く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することは不適切であると考えられたため。
- 一方で、国立大学法人は、各国立大学法人の自助努力を促し、経営基盤の強化を図る観点から、安全資産の範囲内で、より幅広い有価証券を運用の対象としている。



- 国立大学法人が余裕金の運用の対象となる有価証券を広く定めた際の理由である、「大学の自助努力を促し、経営基盤の強化を図ることの必要性」については、公立大学法人においても同様と考えられるか。

公立大学法人の余裕金の運用方法について②

資料50

現行制度(地方)

- 地方独立行政法人の余裕金の運用の対象となる有価証券は、地方独立行政法人の業務の財源が公金である運営費交付金であることに鑑みて、業務を安定的に運営することの要請が強く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することは不適切であることから、限定的に定められている。

【参考】地方独立行政法人法
(余裕金の運用)

第四十三条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他総務省令で定める有価証券の取得
- 二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)への金銭信託

【参考】地方独立行政法人法施行規則
(有価証券)

第二条 地方独立行政法人法(以下「法」という。)第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次に掲げる金融機関が発行する債券とする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
- 二 信金中央金庫
- 三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
- 四 農林中央金庫

- なお、地方公共団体の歳計現金については、地方自治法で「最も確実かつ有利な方法」によりこれを保管しなければならないとされている。

【参考】地方自治法

(現金及び有価証券の保管)

第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2・3 (略)

現行制度(国)

- 国立大学法人については、地方独立行政法人法と同様、余裕金の運用の対象となる有価証券が国債、地方債及び政府保証債のほか、主務大臣が指定するものに限定されている。
- 一方で、各国立大学法人の自助努力を促し、経営基盤の強化を図る観点から、文部科学省の告示においては、特別の法律により法人の発行する債券、金融債、社債等が指定されており、安全資産の範囲内で、より幅広い有価証券が対象とされている。

【参考】独立行政法人通則法
(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

【参考】国立大学法人等の業務上の余裕金を運用することができる有価証券を指定する件(平成二十年文部科学省告示第三十二号)

国立大学法人等(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)に係る同法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十七条第一号の文部科学大臣の指定する有価証券は、次のとおりとする。

- 一 特別の法律により法人の発行する債券
- 二 金融債
- 三 社債
- 四 貸付信託の受益証券
- 五 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの

※ 株式会社商工組合中央金庫、信金中央金庫、長期信用銀行又は農林中央金庫が発行する債券は、金融債に該当。

制度の運用状況

- 文部科学省は告示と同時に通知を発出しており、運用上の取扱いとしてそれぞれの有価証券について格付投資情報センター等により一定の格付けがなされているものに限ることを示している。

※ 例えば、「社債」においては、以下のような要件となっている。

金融機関以外の株式会社等が発行する債券であって、担保付き普通社債のうち、当該社債の長期債格付け又は当該社債を発行する株式会社等の発行体格付けが、適格格付機関のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付けを取得しており、どの適格格付機関においても「BB」相当以下の格付けがないものとする。

- 資産運用は大学法人の判断で実施。有価証券の保有状況は、毎事業年度、財務諸表に記載され、文部科学大臣の承認、会計監査人の監査を受ける等の手続きに服する(国立大学法人法35条で準用する独法通則法38条、39条)
- 特に損失が発生したケースは把握されていない。
- 例えば東京大学において、国債及び地方債のほかにも、財投機関債や東日本高速道路の社債、政府保証スペイン開発金融公庫債等により運用。なお、国立大学法人全体における有価証券総額は平成24年度末で約2,700億円。

論 点

- 各法人が、安全資産の範囲内で、自助努力により経営基盤の強化を図る必要性は、公立大学法人においても国立大学法人と同様と考えられるか。
- 国立大学法人においては、運用対象が「特別の法律により法人の発行する債券」等に限定されていることを踏まえ、公立大学法人についてはどのように考えるか。
- 運用にあたっての手続きについては、有価証券の取引における迅速な意思決定の必要性や、国立大学法人における制度を踏まえ、どのように考えるか。

（なお、現行の地独法において、有価証券の保有状況については国立大学法人と有価証券の保有状況について国立大学法人と同様の事後チェックの仕組みが講じられている（地独法34条、35条）。

公立大学法人による附属学校の設置について①

資料54

要望事項

- 構造改革特区の第24次提案(平成25年)において、兵庫県から、附属中高も公立大学法人が設置できることとするよう、規制緩和の特区要望があった。
- このほか、新潟県からも、附属幼稚園の設置を認めるよう、要望書が提出されている。

論点

- 公立大学法人による附属学校の設置については、学校教育法上の観点から、以下のような課題があり、法制定時に整理がつかなかったことから、当分の間、地方独立行政法人制度の対象とせず、慎重に検討していく必要があるとされたもの。

【主な課題点】

- 教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の問題(公立大学法人が設置することとなると、制度上、教育委員会の所管から外れる)
- 人事上の問題(教員が非公務員の扱いとなり、教育委員会の通常の採用・異動では対応できない)



- これらの課題点が解消されれば、学校教育法等を改正し、あわせて、義務教育費国庫負担法等の関連法令を整備できれば、公立大学法人による高等専門学校以外の附属学校の設置を認めることも可能となるのではないかとされている。

公立大学法人による附属学校の設置について②

資料55

現行制度

- 地方独立行政法人法制定時には、公立大学法人による附属学校の設置については、学校教育法上の観点から、以下のような課題があり、整理がつかなかったところ。

【主な課題点】

- 教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の問題
- 人事上の問題

- そのため、学校教育法においては、附則第5条で、公立大学法人は、当分の間、大学、高等専門学校以外の学校を設置することはできないこととしている。

【参考】学校教育法

附 則

第五条 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができない。

- なお、制定当初は、公立大学法人が高等専門学校を設置することも認められていなかったが、東京都からの要望を受け、平成19年に、地方独立行政法人法や学校教育法を改正し、高等専門学校についても、公立大学法人が設置できることとされた。

- 一方、国立大学法人法においては、文部科学省令で規定することにより、附属学校を設置することが認められている。

【参考】国立大学法人法

(大学附属の学校)

第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

公立大学法人による附属学校の設置について③

現 状

- 学校教育法の附則において、公立大学法人は、当分の間、大学、高等専門学校以外の学校を設置することはできないこととされていることを受け、地独法において業務の範囲を大学と高等専門学校の設置・管理に限定。

○学校教育法

第二条 学校は、国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。)及び私立学校法第三条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

附 則

第五条 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができない。

○地方独立行政法人法

(業務の範囲)

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

一 (略)

二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。

三～五 (略)

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

国立大学法人における取扱い

- 国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することが認められている。(国立大学法人法23条)

公立大学法人による附属学校の設置について④

資料56

第189回国会 参・総務委 5月12日 寺田典城議員質問及び答弁

(※総務省自治財政局財務調査課作成概要メモ)

(寺田委員)

地方独立行政法人法第21条2号には大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこととあり、附属的なものは持てないとある。教育をより良いものにしていくために、総務省として新たに制度改革の可能性等があるか。

あわせて公立大学が、附属小学校、中学校を持つことができないのは学校教育法附則第5条にある。その規定には当分の間設置できないとあるが、どれくらいの期間を指しているのか。

(総務省自治財政局長)

ご指摘の公立大学法人による附属学校の設置の制限については、地方独立行政法人法にも規定があるが、元になっているのは学校教育法上の制限である。総務省としては学校教育法上の規制がなくなるのであれば、公立大学が附属学校を設置することに特段問題があるとは考えていない。

現在構造改革の特別区域の提案において、公立大学法人の業務範囲の拡大についてのものがあり、文部科学省の方で対応を検討されていると聞いておりその結果を待ちたいと思う。

(文部科学省初等中等教育局長)

ご指摘のように、地方独立行政法人法、公立大学法人制度が作られたときに、関係者間で事務的に検討したが、義務教育との国庫負担金との関係をどう考えるか、あるいは教育委員会の制度の趣旨が教育における政治的中立性・継続性・安定性とあるため、これとの関係をどう考えるかなど問題が残ったため、当時の考え方としては、法人化などできるところから法的に整備をしていこうと。それで当分の間といった考え方になっている。

現在4つの公立大学が、別法人として設立しているわけではないが、附属の中学校、小学校、高等学校、幼稚園を持っているところがある。そのうちの1つからは附属学校を公立大学法人として設置できないかと提案をいただいている。

そちらと現在やりとりをしており、どのような形が一番良いかすりあわせの質問をして検討していただいている。よくすりあわせをして一番良い方向に進めていきたいと思う。

制度的には詰めなければならない問題はたくさんあるが、実際に附属学校を設置したいという方向の話もあるので、地域の特性に照らした一番良い方向に向けて取り組んでいきたいと思う。

要望の実現に向けて整理が必要な事項(文部科学省検討事項)

(1)教育委員会の問題

- 地方公共団体が直接設置する「通常の公立学校」との役割の違いなど、「公立大学法人立」の公立学校としての位置づけの整理
- 公立大学法人における教育・研究を進める上での、公立大学法人による附属学校設置の必要性の整理
- 「公立学校」として中立性・安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の確保(「公立大学法人立」となれば、教育委員会の所管から外れることとなる)

(2)人事・財政上の問題

- 地方公共団体から独立した法人となるため、法人が教員を非公務員として独自に採用する(教育委員会からの教員派遣等を含む)ことが必要
- (1)の公立大学法人が設置する附属学校の位置づけを踏まえた、財政支援の在り方の検討(国立大学法人は運営費交付金で附属学校を運営)

論 点

- これらの課題が解消されるのであれば、公立大学法人による附属学校の設置は認めることも考えられるか。

① 公営企業型地方独立行政法人の出資について

公営企業型地方独立行政法人(43法人すべて病院事業)を対象に、出資・長期借入・余裕金運用について、具体的なニーズを調査。

《現状》

国立大学法人は法律上出資可。独立行政法人通則法において、出資できる旨の明文の規定はなく、独立行政法人国立病院機構法等も同様。地方独立行政法人は不可。

《調査結果》

- ① 出資できた方がよい…5法人 ② 現状のままでよい…38法人

《具体的な要望内容》

- 出資については、上記5法人についても、具体的に想定されるニーズはない。
- ただし、第189回通常国会において成立した医療法の一部を改正する法律により創設される地域医療連携推進法人(一般社団法人という位置付け)に設置される基金(参加法人への貸付等の原資)への拠出を行いたい旨、回答があったところ(2法人)。
- ※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)における一般社団法人への金銭等の拠出は、営利を目的とした「出資」という形式ではなく、当該法人が拠出者に対して返還義務を負う「基金への拠出」と整理されているところ。



《整理の方向性》

- 出資については、独立行政法人通則法及び独立行政法人国立病院機構法等は明文の規定がなく、地方の具体的なニーズもないことから、引き続き認めない。
- 地域医療連携推進法人の基金への拠出については、国立病院機構等国の独立行政法人、医療法人等他類型の法人の取扱い等を踏まえ、引き続き検討することとする。

② 公営企業型地方独立行政法人の長期借入について

《現状》

地方独立行政法人は不可。国の独法は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか不可。国立大学法人及び国立病院機構等は個別法の規定により長期借入等が可能。但し、いずれも主務大臣の認可が必要。

《調査結果》

- 〔① 設立団体以外からも長期借入等ができた方がよい … 14法人 ② 現状のままでよい … 29法人 計43法人 〕

《具体的な要望内容》

- 資金調達に柔軟性ができると、設立団体との協議において調達希望額に達しないことがあり、整備時機を逸する場合があること等から、法人独自の長期借入ができた方がよい旨、回答があったところ。
- 一方で、現状のままでよいとした法人からは、
 - ・ 金融機関から借り入れた借入金の返済が滞った場合、最終的に設立団体が債務を弁済することとなり、設立団体の財政悪化に繋がる恐れがあること。
 - ・ 金融機関等から借入れた場合、設立団体からの借入金に比べ、条件が不利となる可能性が高いこと。
 などの懸念材料が挙げられ、地独法自らが行う資金調達について慎重な意見も寄せられているところ。

《整理の方向性》

公営企業型地方独立行政法人による独自の長期借入については、以下の理由から、引き続き慎重な検討が必要ではないか。

- (理由) ① 病院事業は借入れ規模が大きく、借入期間も長いことから、リスクが大きい。
 ② 安易な借入れを招かないよう、現在の方式の方が厳しいチェックが可能。
 ③ 公立病院は規模・採算性が様々であり、国より厳格な手続が必要。
 ④ 借入の償還に一般会計の負担(交付税措置)あり

※ 他の公営企業地独法(水道、工水、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス)も同様。

《現状》

余裕金の運用対象となる有価証券について、国債、地方債、政府保証債の他に認められているのは、地方独立行政法人においては、商工中金等が発行する金融債(総務省令)。国の独法においては、主務大臣の指定する有価証券とされ(独法通則法)、国立病院機構においては、特別の法律により法人の発行する債券、金融債(大臣指定)、国立大学法人においては、特別の法律により法人の発行する債券、金融債、社債、貸付信託の受益証券、外国政府等の発行する債券(大臣指定)。

《調査結果》

- ① 余裕金の運用手段がより幅広い方がいい…3法人 ② 現状のままでよい…40法人

《具体的な要望内容》

より効率的な資産運用等が期待できるため、財投機関債等(特別の法律により法人の発行する債券に該当)、安全性の高いものについては、余裕金運用の対象としてほしい旨、回答があったところ。

一方で、下記の理由等から現状のままでよいという回答が多数を占めている。

- ・住民生活等の安定等の公共的見地から業務の確実な実施が求められていることや、設立団体からの運営費交付金があること等からリスクを負うべきでないこと
- ・運用先の当否を判断する能力がないこと
- ・運用のリスクを最終的に設立団体が負うこととなる可能性があること

《整理の方向性》

- 財投機関債等は、元本保証はないものの、財政融資資金を利用する公共的機関が発行する債券であること、多くの独立行政法人が運用対象としていることから、比較的確実性の高い債券として、公営企業型地方独立行政法人の運用対象とすることができるのではないか。
- 国立大学法人が運用対象としている社債、貸付信託の受益証券、外国政府等の発行する債券については、国立病院機構等についても対象としておらず、他の独法も必ずしも運用対象としていないこと、公営企業型地方独立行政法人が実施する病院事業などは、住民生活や地域社会に欠くことのできないサービスであり、事業を確実に実施することがより強く求められることを踏まえ、対象とすべきではないのではないか。

- 指定管理者制度、指定法人制度と比較して、地方独立行政法人（以下「地独法」という。）は窓口関連業務等に係る公権力を行使する主体として適切か。

【地独法】

- 学説においては、制定法上特に行政主体としての地位を与えられ、特別の規律に服する「特別行政主体」においては、設立の趣旨に適合的である範囲内での、公権力の行使の付与が認められるとされており、地独法も「特別行政主体」に含まれる。

【出典】「行政法Ⅲ」（塩野宏）p. 91, p. 116-117より

一 序説

…本書においては、国および地方公共団体のごときいわば普通行政主体とは異なった、制定法上特に行政主体としての地位を与えられ、したがって、特別の規律に服する特別行政主体と、制定法により行政権限を委任されている法人（委任行政）と、公益上の必要から、制定法上の規律に服するものとの三分類の下に、考察をすすめていくこととしたい（最後のものは、行政組織とは直接の関係をもたないので、以下の考察から除外する）。

一〇 特別行政主体概念の機能

独立行政法人、国立大学法人、政府関係特殊法人、公共組合、地方公社、地方独立行政法人は、認識上の問題として、行政主体たる地位をもつと考えられる。

…（中略）…

③ 公権力の行使は国・地方公共団体に与えられた特権である。それは、主権の発動の一形態であるが、必ずしもこれらの普通行政主体に排他的に独占されるものではない。現に委任行政においても、公権力の委任の例が制定法上みられる。しかし、それはあくまでも、例外であって、公権力の行使の必要性だけでなく、委任の合理的根拠が厳密に検証される必要がある。また、委任行政においては、委任される公権力の側にも限界があるように解される。これに対して、特別行政主体においては、当該行政主体の設立の趣旨に適合的である範囲内での、公権力の行使の付与が認められる（かつての日本国有鉄道における鉄道公安職員の業務）。

設立団体・議会による地独法への関与

- 地独法制度においては、具体的な業務執行を法人の自律性・自主性にゆだね、弾力的・効率的なサービス提供を行いつつ、透明性の高い運営を確保する趣旨から、設立団体の長及び議会の関与として以下の規定を定めている。

【設立団体又は設立団体の長が行う事務】

- ・ 理事長、幹事、会計監査人の任免（法 § 14, 17）
- ・ 中期目標の作成、変更（法 § 25）
- ・ 中期目標期間の終了時の事業報告書の議会への報告（法 § 29②）
- ・ 中期目標期間の終了時の検討（法 § 31）
- ・ 運営費交付金の交付（法 § 42）
- ・ 報酬等の支給基準の届出の評価委員会への通知（法 § 49）
- ・ 特定独立行政法人の職員数の議会への報告（法 § 54②）
- ・ 法人に承継される権利、義務の閲覧、催告、信託（法 § 66②, ③, ⑦）
- ・ 法人からの報告徴収、法人の検査、所要の措置（法 § 121）
- ・ 法人への是正措置命令（法 § 122）
- ・ 法人の設立、定款変更、解散、合併（法 § 7, 8, 88, 108, 112）

【設立団体の長の認可、承認事項】

- ・ 業務方法書の認可（法 § 22）
- ・ 料金の上限の認可（法 § 23）
- ・ 中期計画の認可、変更命令（法 § 26）
- ・ 財務諸表の承認（法 § 34）
- ・ 剰余金の使途の承認（法 § 40③） ※公営企業型は承認不要（法 § 84）
- ・ 限度額を超えた短期借入、借換の認可（法 § 41）
- ・ 不要財産納付の認可（法 § 42の2）
- ・ 重要財産の処分の認可（法 § 44）

【議会の関与事項】

- ・ 設立団体の長による定款・中期目標の作成・変更、解散、合併の際の議決（法 § 7, 8, 25, 88, 108, 112）
- ・ 設立団体の長による以下の認可の際の議決
料金の上限（法 § 23）、不要財産納付（法 § 42の2）、重要財産の処分（法 § 44）、中期計画（法 § 83※公営企業型のみ）

【指定管理者制度】

- 指定管理者制度は、公の施設の管理という、民間事業者が提供するサービスと比較しても、内容、質において大きな差が認められない業務に限定して、指定管理者に行わせる制度であり、ガバナンスの仕組みについても、それを前提に簡素なものとして構築されている。

【参考】指定管理者制度創設時（平成16年地方自治法改正）法制局資料より

公の施設の利用関係の設定の法的性格について

- 地方自治法に規定する「公の施設」とは、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられる施設であり、次の各要件に合致するものである。
 - ・住民の利用に供されるための施設であること
 - ・当該地方公共団体の住民の利用に供されるための施設であること
 - ・住民の福祉を増進する目的を持って設けるものであること
 - ・地方公共団体が設けるものであること
 - ・物的施設であること
- 具体的な「公の施設」は多種多様であるが、主たる例をあげれば次のとおりである。公園、運動場、道路、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、公会堂、病院、公営住宅、公益質屋、保護施設、保育所、墓地、給水事業、下水道事業、自動車運送事業
- これらの「公の施設」の利用関係の法的性格が、行政処分該当するか、契約関係に当たるかについては、当該公の施設について規律する法令や当該公の施設の目的、利用の態様等に照らして、個々に判断されるものである。

例えば、

 - ・水道利用関係は水道法上は契約関係として明文で規定されている。水道法第十五条
水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。
 - ・バスなど一般の便益施設に類似の施設については、利用関係は契約として理解される。
 - ・公立の文化会館、市民会館等の利用関係の設定・廃止は、判例上、処分であるとされている。
 - ・公立病院の使用関係については、契約関係とするのが通説である。
 - ・公営住宅の使用関係については、入居決定は行政処分であり、入居後の法律関係は私法上の契約として規律されるとするのが判例である。
- 近年では、例えば、スポーツジムなどの体育施設、集会スペース、福祉施設など、公的主体が住民に提供するサービスと、民間事業者が提供するサービスとを比較しても、内容、質においてほぼ差が認められなくなっている分野も増加しており、これらの施設の中には、その利用関係が、これまでの判例や学説では「処分」とされるものも含まれるため、利用関係が「処分」であるものと「契約」であるものとの差をことさら強調する意味合いが薄れてきているものと考えられる。

- 指定管理者による公権力の行使の範囲については、以下のとおり整理されている。

○地方自治法の一部を改正する法律の公布について（平成15年7月17日付け自治行政局長通知）

第2 公の施設の管理に関する事項

1 指定管理者に関する事項

(2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の3第3項関係）

- さらに、学校、公営住宅等、公の施設の中には、行政主体としての判断が必要である等の理由から、個別法の制約により、指定管理者にその管理の全部又は一部を行わせることができないものもある。

【指定管理者にその管理の全部又は一部を行わせることができない公の施設の例】

1. 学校

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）抄

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

【指定管理者にその管理の全部又は一部を行わせることができない公の施設の例】（続き）

2. 公営住宅

○ 公営住宅の管理と指定管理者制度について（平成16年3月31日付け国土交通省住宅局長通知）

1 指定管理者制度の適用

公営住宅の管理については、公営住宅法上事業主体が行うこととされている管理に関する事務のうち、入居者の募集や収入審査など及び修繕、清掃等の事実行為について管理委託制度により地方公共団体が出資している法人等に委託している実態が多いところである。（後略）

2 委任の範囲

公営住宅の管理については、住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適切な家賃設定など、公平な住宅政策の観点からの行政主体としての判断が必要である。このため、公営住宅の入居者の決定その他の公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務を指定管理者に委任して行わせることは適当ではない。したがって、公営住宅の管理について指定管理者が行うことができる事務の範囲は、従前の管理委託制度により受託者が行うことのできるものと同じものである。（後略）

指定法人制度

資料65

【指定法人制度】

○ 指定法人に対する民主的コントロールという点について、学説において以下のとおり解されている。

○ 行政法Ⅲ（塩野宏著）

p. 110, 111

(2) 指定法人

指定法人は行政実務上の用語であって、一般的には、特別の法律に基づき特定の業務を行うものとして行政庁により指定された民法上の法人と理解されている（中略）その際、特定の業務を指定するのに、その業務が行政事務であるがこれを民間に行わしめる場合（行政事務代行型指定法人）（中略）この種の法人の行為の効果が、国に帰属するという点に着目すると、行政事務代行型指定法人と国との基本的関係は委任行政とみることができるように思われる。（後略）

p. 124

④ 行政組織法の基本原則からすれば、受任者の組織構成についても、民主的コントロールが及ぶべきである。しかし（中略）法人の場合においても、過度に当該組織構成に国家が介入することは、委任行政という手法をとった趣旨に反することもあり得る。ここに、委任行政の限界があることに注意しなければならない。

⑤ 国と受任者の関係 国の行政を国に代わって行わしめる点において、国と受任者は、行政組織法上の関係にある。ただ、そのことは、それが、行政機関相互としての行政組織内の関係となることを意味するわけではない。受任者は個人であれ、法人であれ、もともと自由な活動を憲法上保障された人格であるから、当該受任の関係においても、法律に定められた限度で、委任者の指揮監督に服するにすぎない。ただ、その監督権の行使に際して、一般の規制法上の監督よりも、介入の程度が密であったり、その手続について別に扱うことは認められる。（後略）

	地独法制度	指定管理者制度	指定法人制度	建築基準法に基づく指定確認検査機関制度	火薬類取締法に基づく指定試験機関制度
制度概要	地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人（＝地独法）を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。	地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせる。	特別の法律に基づき特定の業務を行うものとして行政庁により指定された私法上の法人に業務を行わせる。	国土交通大臣又は都道府県知事の指定した者が行った確認を、建築主事が行った確認とみなす。	経済産業大臣が指定した者が、保安責任者試験に関する事務を行う。
業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> 試験研究 大学の設置・管理 公営企業相当事業 社会福祉事業 公共的な施設の設置・管理 	公の施設の管理 (道路・学校等、個別法において地方公共団体に管理者を限定している施設については対象外)	個別法による	建築確認	保安責任者試験事務
公権力の行使	法律上の根拠が必要	施設の使用許可を行うことが可能	個別法による (法律上の根拠が必要)	建築確認を行うことが可能	保安責任者試験事務に関する処分を行うことが可能
職員の身分 (公務員/非公務員)	特定地独法：公務員 (ただし、特定地独法職員には地公労法が適用され、地方公共団体の一般の行政職員と比較して、給与・勤務条件について団体交渉で決定する等の違いがある) 一般型地独法：非公務員 (みなし公務員等の規定あり)	非公務員 (みなし公務員等の規定なし)	非公務員 (みなし公務員等については個別法による)	非公務員 (みなし公務員等の規定あり)	非公務員 (みなし公務員等の規定あり)

地独法制度、指定管理者制度、指定法人制度の比較 ②

	地独法制度	指定管理者制度	指定法人制度	建築基準法に基づく指定確認検査機関制度	火薬類取締法に基づく指定試験機関制度
ガバナンスの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 設立・認可・指定の手続 ○設立団体の議会の議決 ○定款の制定 ○総務大臣又は都道府県知事の認可 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者の指定に係る条例(指定の手続、管理の基準、業務の範囲等)、利用料金に係る条例の制定 ○議会の議決 ○指定管理者の指定 ○利用料金の承認 	個別法による	<ul style="list-style-type: none"> ○事業を行おうとする者の申請 ○特定行政庁からの意見聴取 ○国土交通大臣又は都道府県知事の指定 ○指定確認検査機関の名称・主たる事務所の所在地等の公示 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業を行おうとする者の申請 ○経済産業大臣の指定 ○指定試験機関に試験事務を行わせることとした旨の公示
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○目標による管理と評価の仕組み ・中期目標は、設立団体の長が議会の議決を経て定める ・中期計画は、法人が作成し、設立団体の長が認可 ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表 ・中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し ○財務・会計 ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認 ○定款変更、解散及び合併に当たっては、総務大臣又は都道府県知事の認可等が必要 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○設立団体の議会の議決 ○定款の制定 ○総務大臣又は都道府県知事の認可 	個別法による	<ul style="list-style-type: none"> ○業務区域の変更、確認検査業務規程の作成・変更について、国土交通大臣又は都道府県知事の認可が必要 ○5年以内に指定の更新を受けなければ指定の効力を失う ○国土交通大臣又は都道府県知事に監督命令等の権限あり 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○以下について、経済産業大臣の許認可が必要 ・試験事務規程の制定、変更 ・試験事務の休廃止 ・事業計画等の作成、変更 ・役員の選任・解任 ○経済産業大臣に適合命令、立入検査等の権限あり 等

- 窓口関連業務等の民間委託における課題を解決するためには、公権力の行使に係る事務 について、一連の事務処理の過程から切り出すことなく、事実上の行為や補助的業務とともに包括的に地独法に行わせることが適当ではないか。その場合、どのように地独法に権限を付与することが適当か。

(窓口の中心業務のひとつである住民基本台帳関係事務を一例に検討する。)

【参考】住民基本台帳制度における市町村（長）の事務

条文	内容
(1) 住民基本台帳等の備付け、作成	
5条	住民基本台帳の備付け
6条	住民基本台帳の作成
16条	戸籍の附票の作成
(2) 住民票の写し等（戸籍の附票の写しを含む。）の交付	
12条	本人等の請求による住民票の写し等の交付
12条の2	国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付
12条の3	本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付
12条の4	住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付
20条	戸籍の附票の写しの交付（市町村間）
(3) 住民基本台帳の写しの閲覧	
11条	国又は地方公共団体の機関請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
11条の2	個人又は法人の住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(4) 住民異動届	
22条	転入届
23条	転居届
24条	転出届
24条の2	転出地市町村長への通知（住基台帳カード所有者の転出入）
25条	世帯変更届
27条	届出に関する説明要求
30条の46	中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届
30条の47	住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出
30条の48	外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出

条文	内容
(5) 住民票等の記載等	
8条	住民票の記載、削除又は記載の修正
9条	住民票の記載等のための市町村長間の通知
18条	職権による戸籍の附票の記載、削除又は記載の修正
19条	戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知
30条の2	住民票コードの記載等
30条の3	住民票コードの記載の変更
30条の5	住民票の記載等についての都道府県知事への通知
(6) 住基カード関連業務	
30条の44	住民基本台帳カードの交付
(7) その他窓口業務遂行に関連する業務	
14条	住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置
15条	選挙管理委員会への通知
30条の6	他の市町村への本人確認情報の提供
33条	関係市町村長の意見が異なる場合の措置
34条	記載事項の調査等
36条の2	住民票に記載されている事項の安全確保等
36条の3	苦情処理
37条	国の行政機関又は都道府県知事に対する資料の提供

公権力の行使に係る事務の取扱い・権限の付与 ②

- 住民基本台帳は住民に関する各種行政の基本となる重要な公簿であり、住民の個人情報記録を記録することから、住民基本台帳法において、住民基本台帳の整備及びその記録の正確性の確保並びに住民記録の適正な管理については、市町村長に責任があるとされている。

【参照条文】

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第十三条の二 市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律八十一号）

（市町村長等の責務）

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

3・4 （略）

- このことから、市町村（長）が行うこととされている事務を地独法に行わせるためには、業務の権限は市町村（長）にあることとしたままで、当該市町村（長）の名において地独法が業務を行うこととする必要があるのではないか。

公権力の行使に係る事務の取扱い・権限の付与 ③

- 地独法は、他の法人と比べても、設立団体である市町村のガバナンスが強く働く法人であることから、市町村（長）の名において地独法に事務を行わせることは一定の妥当性があるのではないかと。
- 普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該地方公共団体の名において他の主体に行わせることができる制度として、地方自治法上の協議会や事務の代替執行の制度があるが、これらの制度と同様に、地独法が行う事務の法律効果を法律上明確化すれば、業務の権限そのものは市町村（長）に留保し、当該市町村（長）の名において地独法に行わせることは可能ではないかと。
- ただし、住民基本台帳法において、条例の制定等、本来市町村（長）が行うべきものについては、引き続き市町村（長）が行うこととすべきではないかと。
その他、このように市町村（長）が自ら行うべき事務はあるかと。

【（例）住民基本台帳法において、市町村（長）が条例等において定めることとされているもの】

- ①住民票の記載事項（市町村長が認めるもの）
- ②住民基本台帳の一部の写しの閲覧の目的（市町村長が定めるもの）
- ③他の市町村への本人確認情報の提供に関する事項（条例）
- ④住基台帳カードの使用目的、方法（条例）

等

公権力の行使に係る事務の取扱い・権限の付与 ④

【参考】事務の代替執行

① 根拠法令

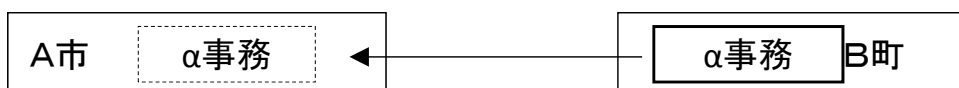
地方自治法第252条の16の2～第252条の16の4

② 制度の概要

事務の代替執行は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を代替執行させる。

普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない。



③ 財源

代替執行事務に要する経費は、すべて、事務を任せた普通地方公共団体が事務の代替執行をする普通地方公共団体に対する負担金として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

（平成26年7月1日現在）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行）により、創設された制度であるため、活用実績なし。

【参考】事務の委託

① 根拠法令

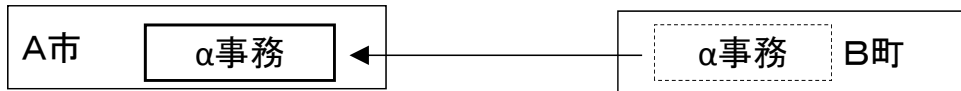
地方自治法第252条の14～第252条の16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて委託をした普通地方公共団体は受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、受託した普通地方公共団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行する。

④ 制度活用実績

(平成26年7月1日現在)

委託件数 5,979件

主な事務 住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%)

【参考】協議会

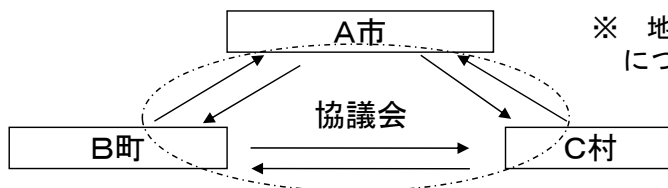
① 根拠法令

地方自治法第252条の2の2～第252条の6

② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。管理執行協議会が関係普通地方公共団体の長等の名においてした事務の管理執行は、関係普通地方公共団体の長等が執行したものであるものとしての効力を有する(地方自治法第252条の5)。



※ 地方自治法第252条の6の2に予告脱退についての規定がある。

③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

④ 制度活用実績

(平成26年7月1日現在)

設置件数 210件

主な事務 消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)

筑後地域消防通信指令事務協議会(福岡県)、他

帯広圏地方拠点都市地域協議会(北海道)、他

大垣地区視聴覚教育協議会(岐阜県)、他

※ 協議会の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごと件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

- 現行法上、地独法は自らの権限で自らの名において業務を行っているが、今回、窓口関連業務等を地独法に行わせるにあたって、業務の権限そのものは市町村（長）に留保し、当該市町村（長）の名において行うこととした場合であっても、当該法人は、地方独立行政法人法第1条の目的に反するものではなく、また、同法第2条第1項の地独法の定義規定に適合すると言えるのではないかと。

【参照条文】

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

（目的）

第一条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

ガバナンスのあり方等についての制度比較 ①

（凡例）

- A : 本来事務を管理・執行する立場にある普通地方公共団体
 A' : Aが設立した地独法
 B : 実際に管理・執行を行うことになる他の普通地方公共団体

資料68

○ 議会監査、監査委員による監査

	対象となる事務	地独法が設立団体（の長）の名において事務を管理・執行（案）	現行の地独法における事務の執行（病院、大学等）	事務の代替執行	事務の委託
議会による検査、監査請求、調査（地方自治法98条、100条）	・普通地方公共団体の事務	・Aの議会は、A'が実際に管理・執行するAの事務について権限行使可能	・Aの議会はA'の事務について権限行使不可（ただし、AのA'に対する出資、交付金の交付について権限行使可能）	・Aの議会は、Bが実際に管理・執行するAの事務について権限行使可能 ・Bの議会は、Bが実際に管理・執行するAの事務について権限行使不可（ただし、事務の代替執行に係るBの予算の執行について権限行使可能）	・Aの事務はBの事務となるため、Aの議会は、権限行使不可（ただし、Aの委託金の支出について権限行使可能） ・Aの事務はBの事務となるため、Bの議会は、Bの事務として権限行使可能
監査委員による監査（地方自治法199条①、②、⑦）	・普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理 ・普通地方公共団体の事務 ・普通地方公共団体が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの等	・Aの監査委員は、A'が実際に管理・執行するAの事務について権限行使可能	・AがA'に対して交付金の交付又は1/4以上の出資をしている場合、Aの監査委員は、A'の事務のうち出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて権限行使可能	・Aの監査委員は、Bが実際に管理・執行するAの事務について権限行使可能 ・Bの監査委員は、Bが実際に管理・執行するAの事務について権限行使不可（ただし、事務の代替執行に係るBの予算の執行について監査可能）	・Aの事務はBの事務となるため、Aの監査委員は、監査不可（ただし、Aの委託金の支出について監査可能） ・Aの事務はBの事務となるため、Bの監査委員は、Bの事務として権限行使可能

ガバナンスのあり方についての制度比較 ②

(凡例)

A : 本来事務を管理・執行する立場にある普通地方公共団体
 A' : Aが設立した地独法
 B : 実際に管理・執行を行うことになる他の普通地方公共団体

○ 住民監査請求、情報公開等

	対象となる事務	地独法が設立団体（の長）の名において事務を管理・執行（案）	現行の地独法における事務の執行（病院、大学等）	事務の代替執行	事務の委託
住民監査請求 （地方自治法242条）	<ul style="list-style-type: none"> 違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担 違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 	<ul style="list-style-type: none"> Aの住民は、Aの監査委員に対して請求可能 	<ul style="list-style-type: none"> Aの住民は、Aの監査委員に対して請求不可（ただし、AのA'に対する出資、交付金の交付について請求可能） 	<ul style="list-style-type: none"> Aの住民は、Aの監査委員に対して請求可能 Bの住民は、Bの監査委員に対して請求不可（ただし、事務の代替執行に係るBの予算の執行について請求可能） 	<ul style="list-style-type: none"> Aの住民は、Aの監査委員に対して請求不可（ただし、Aの委託金の支出について請求可能） Bの住民は、Bの監査委員に対して請求可能
情報公開、個人情報保護 （条例）	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等が保有する情報 	<ul style="list-style-type: none"> A'の保有する情報について、Aの情報公開条例、個人情報保護条例等におけるA'の規定が適用 	<ul style="list-style-type: none"> Aの情報公開条例、個人情報保護条例等におけるA'の規定が適用 	<ul style="list-style-type: none"> Bの保有する情報について、Bの情報公開条例、個人情報保護条例等が適用 	<ul style="list-style-type: none"> Bの情報公開条例、個人情報保護条例等が適用

ガバナンスのあり方についての制度比較 ③

(凡例)

A : 本来事務を管理・執行する立場にある普通地方公共団体
 A' : Aが設立した地独法
 B : 実際に管理・執行を行うことになる他の普通地方公共団体

○ 行政不服審査・国家賠償請求

	対象となる事務	地独法が設立団体（の長）の名において事務を管理・執行（案）	現行の地独法における事務の執行（病院、大学等）	事務の代替執行	事務の委託
行政不服審査 （行政不服審査法1条②）	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為 	<ul style="list-style-type: none"> 処分に不服のある者は、Aの機関を処分庁として不服申立てを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 処分に不服のある者は、A'を処分庁として不服申立てを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 処分に不服のある者は、Aの機関を処分庁として不服申立てを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 処分に不服のある者は、Bの機関を処分庁として不服申立てを行う
国家賠償請求 （国家賠償法1条①）	<ul style="list-style-type: none"> 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に加えた損害 	<ul style="list-style-type: none"> 損害を受けた他者に対してA又はA'が賠償する責任を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 損害を受けた他者に対してA'が賠償する責任を有する（Aも費用負担者として責任を負う可能性がある） 	<ul style="list-style-type: none"> 損害を受けた他者に対してA又はBが賠償する責任を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 損害を受けた他者に対してBが賠償する責任を有する（Aも事務の委託者としての責任有り）

1 地独法における現行制度

①報告・検査

【参照条文】

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
（報告及び検査）

第二十一条 総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、地方独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、地方独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

②違法行為等の是正命令

【参照条文】

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
（違法行為等の是正） ※国の独法通則法改正を踏まえた改正案（下線部が改正部分）

第二十二條 設立団体の長は、地方独立行政法人若しくはその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、他の法令若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定による設立団体の長の命令があったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。
- 3～5 （略）

地独法に対する設立団体の関与 ②

- これらの制度は、設立団体の関与を必要最小限にすることにより、地独法の自主性・自律性を十分に発揮することができる仕組みとする一方で、その業務の安定的で適切な実施を確保する観点から、設立団体の長の関与が認められているものである。

【参考】地方独立行政法人法逐条解説

○百二十二条（違法行為等の是正）

地方独立行政法人制度は、国の独立行政法人制度と同様に、設立団体の関与を必要最小限にすることにより、法人の自主性・自律性を十分に発揮することができる仕組みとするものであるが、他方、地方独立行政法人の担う業務は「地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業」（第二条第一項）であることから、その業務の安定的で適切な実施が確保されなければならない。

そこで、第一項では、地方独立行政法人又はその役職員の行為が本法、他の法令、設立団体の条例・規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときには、設立団体の長が、当該法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

- 今回、地独法に新たに窓口関連業務等を行わせるにあたって、

- ① 窓口関連事務等には、住民に関する各種行政の基礎となる事務が含まれており、従来地独法が行ってきた病院、大学等の業務とは性質が異なることから、業務の安定的で適切な実施を確保する必要があること
- ② 従前の設立団体によるガバナンスという観点のみならず、設立団体が本来の事務の権限を持つ者としての立場から、実際の事務の執行者である地独法に対して関与する必要があることから、設立団体から地独法への関与のあり方を見直す必要があるのではないかと。

地独法に対する設立団体の関与 ③

2 地独法に対する設立団体の長の関与のあり方

①監督命令

- 国の行政執行法人制度においては、国の判断と責任の下、国と密接な連携を図りつつその業務を行うという業務の特性に鑑み、広く法人の業務のあり方に関与しつつ、その自主性を尊重する趣旨から、従来の違法行為等の是正命令より広い監督命令の規定を定めている。

【参照条文】

- 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）
（監督命令）

第三十五条の十二 主務大臣は、年度目標を達成するためその他この法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、行政執行法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

【参考】独立行政法人通則法改正（平成26年）逐条解説

- 第三十五条の十二（監督命令）

(1) 行政執行法人は、国の判断と責任の下、国と密接な連携を図りつつその業務を行うものである。このような特性に鑑み、主務大臣が指示した年度目標を達成するためなど特に必要と認めるときは、広く法人の業務の在り方に関与できるようにする必要があることから、業務の監督上必要な命令を発することができる旨を規定するものである。

行政執行法人については、本規定によりその業務改善のために必要な措置を網羅できることから、中期目標管理型の法人とは異なり、評価結果に基づく業務運営改善命令や違法行為等の是正・改善命令は個別に規定しないこととする。

(2) 例えば日本郵政株式会社法案においては、その経営の自主性に配慮し、会社経営の合理性、妥当性を確保する観点から、監督手段として特に必要な場合に限り認められるものとするとの趣旨から、監督命令について「特に必要がある」場合に限り認めるものとしている。

行政執行法人についても、第2条第1項、第3条第3項及び第6条の規定に見られるとおり、業務の効率的・効果的な執行のために国とは別の法人として、その自主性を尊重するものであること、また、その権限の行使は、基本的に主務大臣から指示された年度目標を達成させる上で必要であることから行われるものであるので、監督命令については、「年度目標を達成するため」、「特に必要がある」場合に認めるものとするのが適当である。

地独法に対する設立団体の関与 ④

②事務の直接執行

- 地独法が市町村（長）の名において事務を執行することにより、その効果と責任が市町村（長）に及ぶことを踏まえると、例えば地独法が不当に業務を停滞させている等の場合、市町村（長）は自らの訴訟リスク等を回避するため、自らの持つ権限に基づいて、直接事務を執行することを可能とする必要があるのではないかと。
- 一方で、地独法制度においては、その業務の安定的で適切な実施の確保という観点のみならず、地独法の自主性・自律性への配慮が必要であることを踏まえると、設立団体の長に広範な直接執行権を認めるのではなく、明文の規定により、一定の条件の下、必要な場合に限り行うこととすることが適当ではないかと。

【直接執行の要件の例】

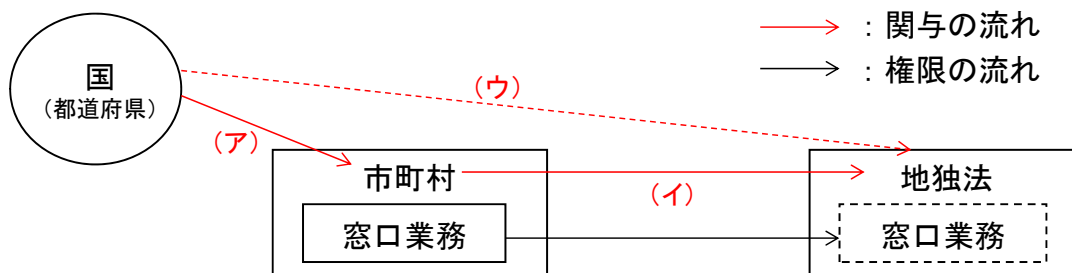
〔例1〕

- ・地独法の事務の処理が法令若しくは設立団体の条例若しくは規則の規定に違反していると認めるとき又は
- ・地独法の事務の処理が著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき

〔例2〕

- ・正当な理由がなく、所定の期限までに、設立団体の長による監督命令（違法行為等の是正命令）に従わないとき

※ 例1は実体上の要件を限定する考え方であり、例2は手続上の要件を限定する考え方であることから、両者を併用することも考えられる。



○ 市町村の事務を地独法に行わせる場合、国(都道府県)からの関与について、市町村が自ら行った場合と同等の関与を制度上担保する必要がある。

※地方自治法上の関与規定

(自治事務)

- ・助言・勧告 (是正の勧告)
- ・資料の提出の要求
- ・協議
- ・是正の要求

(法定受託事務)

- ・助言・勧告
- ・資料の提出の要求
- ・協議・同意・許可・認可・承認
- ・指示 (是正の指示)
- ・代執行

※個別法上の関与規定の例

(戸籍法)

- ・基準の制定
- ・報告聴取、助言・勧告・指示

法定受託事務の取扱い ②

1 国・都道府県→市町村の関与 (ア)

- 地独法が設立団体 (の長) の名において窓口事務を行う場合においては、その対象となる事務の管理・執行に関する権限は、本来事務を管理・執行する立場にある設立団体から地独法に移るものではなく、地独法の業務の対象となる事務について規定する法律の適用関係に変動はない。
- したがって、国・都道府県から市町村への関与(ア)については、地方自治法・個別法に基づく国・都道府県から市町村への関与(市町村が直接窓口事務を行う際の、国・都道府県からの関与)がそのまま適用される。
- よって、事務の権限・責任は市町村(長)に残っており、現行の規定に基づき関与することができることから、新たな措置を講じる必要はないのではないか。

2 市町村→地独法の関与 (イ)

○ 現行制度

- 報告・検査
- 違法行為等の是正命令

○ 新しく導入を検討する制度

- 監督命令
- 事務の直接執行

(要件) [例1]

- ・地独法の事務の処理が法令若しくは設立団体の条例若しくは規則の規定に違反していると認めるとき 又は
- ・地独法の事務の処理が著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき

[例2]

- ・正当な理由がなく、所定の期限までに、設立団体の長による監督命令 (違法行為等の是正命令) に従わないとき

法定受託事務の取扱い ③

3 (ア) と (イ) の対応関係

- 設立団体である市町村が、国・都道府県からは是正の要求・勧告等の関与を受けた場合、それを受けて地独法における実際の業務執行を是正する手段が必要である。
- 地方自治法・個別法に基づく国・都道府県から市町村への関与（ア）と市町村から地独法への関与（イ）の対応関係について検討が必要。なお、地方自治法上の関与についての整理は、以下のとおり。
(市町村、地独法に対して法的拘束力のない関与については、明朝体で表記)

(ア) 国・都道府県→市町村の関与 (地方自治法)	(イ) 市町村→地独法の関与 (地独法)	検証
技術的助言・勧告、資料の提出の要求	(事実行為としての助言・勧告、資料の提出の要求)	対応可能
是正の要求	監督命令（新設規定）／違法行為等の是正命令	対応可能（注）
	事務の直接執行（新設規定）	[例1] 対応可能 [例2] 監督命令（違法行為等の是正命令）を行い、地独法が応じなかった場合しか権限行使できない。
	(事実行為としての助言・勧告)	対応可能
是正の勧告	(事実行為としての助言・勧告)	対応可能
是正の指示	監督命令（新設規定）／違法行為等の是正命令	対応可能（注）
	事務の直接執行（新設規定）	[例1] 対応可能 [例2] 監督命令（違法行為等の是正命令）を行い、地独法が応じなかった場合しか権限行使できない。
	(事実行為としての助言・勧告)	対応可能
代執行	・都道府県が事務の直接執行権を有する市町村に代わって事務を行うもの ・（代執行の前段階の）勧告・指示・裁判に対しては、市町村において上記に準ずる対応が可能 ・裁判の被告は市町村	

（注）違法行為等の是正命令について、一部要件に差有り

- 市町村から地独法への関与については、設立団体による監督命令や事務の直接執行を新設することとすれば、市町村が国・都道府県からの関与を受けた場合に適切に地独法に関与することが可能であり、法定受託事務に対応した追加的な措置を講じる必要はないのではないかと。

法定受託事務の取扱い ④

4 国・都道府県から地独法への関与（ウ）

- 地方自治法上の関与の制度においては、市町村に対する関与は原則として都道府県知事が行うこととしつつ、例外的に緊急を要するとき等には国から直接市町村に是正の指示・是正の要求を行うことができることとしている（地方自治法第245条の5④、第245条の7④）。本規定は、緊急時には国が直接市町村に関与することができることとすることによって、法令違反等の状況に対する早急な対応を可能としたものであると考えられる。

【参考】地方自治法逐条解説

（第245条の7） p. 1096-1097

国は、市町村の「第一号法定受託事務」については、都道府県の「是正指示」に関し、必要な指示ができる（3）とともに、上述したように緊急時等には自ら市町村に「是正の指示」をすることができるものである（4）。

このことは、地方分権一括法の基となった地方分権推進委員会の勧告において、助言・勧告等を除き、市町村に対する関与については、国と都道府県が重複して関与することがないように、一般的に都道府県が関与することとして緊急の場合等に限り国が関与することとするか、又は国が一般的に直接関与することとし都道府県は関与しないこととするか、を選択することとされていたことを踏まえたものである。

- 国・都道府県から地独法への直接的な関与については、
 - ① 設立団体による事務の直接執行等を新設することとすれば、法令違反等の状況に対する緊急的な対応が可能となること
 - ② 一義的には事務の権限・責任を有する市町村（長）に対して関与を行うべきであり、地独法に対しては市町村長を通じて間接的に関与できることから、新たな措置を講じる必要はないのではないかと。

○ 地方税徴収業務については、一定程度、民間委託が進んでおり、現時点では、民間委託導入課題にかかる課題について「特になし」と回答している団体が最も多い状況。

【地方税の収納・徴収対策等に係る調査】（平成27年2月）

調査主体：総務省自治税務局企画課
 調査対象：47都道府県、1,741市町村
 調査時点：平成26年7月1日現在

【調査結果】

① 主な民間委託の事例（複数回答）

	都道府県	市区町村
納税通知書の作成業務（税額等を印字する業務を含む）	47件	1,156件
納税通知書の封入・発送業務	45件	703件
催告・督促状の作成業務（滞納税額等を印字する業務を含む）	45件	553件
催告・督促状の封入・発送業務	44件	199件
電話による自主的納付の呼びかけ業務	13件	168件
電算処理システムの開発・維持管理業務	44件	1,519件
インターネットオークションによる入札関係業務	39件	596件
公売対象となる動産・不動産の鑑定業務	29件	515件
納税証明書の発行業務	6件	60件
固定資産の評価に関する補助業務	—	1,276件

② 民間委託導入にかかる課題（主なもの）

	都道府県	市区町村
特になし	24団体	855団体
費用対効果	12団体	540団体
個人情報の保護、守秘義務	15団体	470団体
システム改修に要する期間	4団体	172団体

※民間委託の件数を調査しているため、単位は件となっているが、団体数と同義。（注釈は事務局において作成）

地方税徴収に係る市町村間の連携の状況 ①

○ 地方税の徴収については、一部事務組合・広域連合等、既存の制度を活用した連携が進められている。

【地方税の収納・徴収対策等に係る調査】（平成27年2月）

調査主体：総務省自治税務局企画課
 調査対象：47都道府県、1,741市町村
 調査時点：平成26年7月1日現在

【調査結果】

○ 税務徴収について共同処理している一部事務組合（20団体）、広域連合（5団体）

都道府県	団体名	組織
北海道	渡島・檜山地方税滞納整理機構	一組
北海道	後志広域連合	広域
北海道	日高管内地方税滞納整理機構	一組
北海道	十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構	一組
北海道	釧路・根室広域地方税滞納整理機構	一組
北海道	上川広域滞納整理機構	一組
青森県	青森県市町村税滞納整理機構	一組
宮城県	仙南地域広域行政事務組合	一組
茨城県	茨城租税債権管理機構	一組
長野県	長野県地方税滞納整理機構	広域
静岡県	静岡地方税滞納整理機構	広域
三重県	三重地方税管理回収機構	一組
滋賀県	甲賀広域行政組合	一組
京都府	京都地方税機構	広域

都道府県	団体名	組織
和歌山県	和歌山地方税回収機構	一組
鳥取県	鳥取中部ふるさと広域連合	広域
岡山県	岡山県市町村税整理組合	一組
徳島県	徳島滞納整理機構	一組
香川県	大川広域行政組合	一組
香川県	中讃広域行政事務組合	一組
香川県	三観広域行政組合	一組
愛媛県	愛媛地方税滞納整理機構	一組
高知県	高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構	一組
高知県	幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構	一組
高知県	南国・香南・香美租税債権管理機構	一組

※「一組」：一部事務組合 「広域」：広域連合
 ※現在活動休止中の団体を除く。

地方税徴収業務に係る市町村間の連携の状況 ②

○ 税務徴収について共同処理している任意組織（19団体）

都道府県	団体名
北海道	東胆振地方税徴収対策本部
北海道	西胆振三町地方税徴収対策本部
岩手県	岩手県地方税特別滞納整理機構
宮城県	宮城県地方税滞納整理機構
秋田県	秋田県地方税滞納整理機構
福島県	福島県会津地域地方税滞納整理機構
栃木県	栃木県地方税滞納整理推進機構
新潟県	新潟県地方税徴収機構
石川県	石川県中央地区地方税滞納整理機構
石川県	南加賀地区地方税滞納整理機構
石川県	中能登地区地方税滞納整理機構
石川県	奥能登地区地方税滞納整理機構
福井県	福井県地方税滞納整理機構
愛知県	愛知県地方税滞納整理機構
大阪府	大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム
鳥取県	鳥取県地方税滞納整理機構
香川県	香川滞納整理推進機構
佐賀県	佐賀県滞納整理推進機構
長崎県	長崎県地方税回収機構

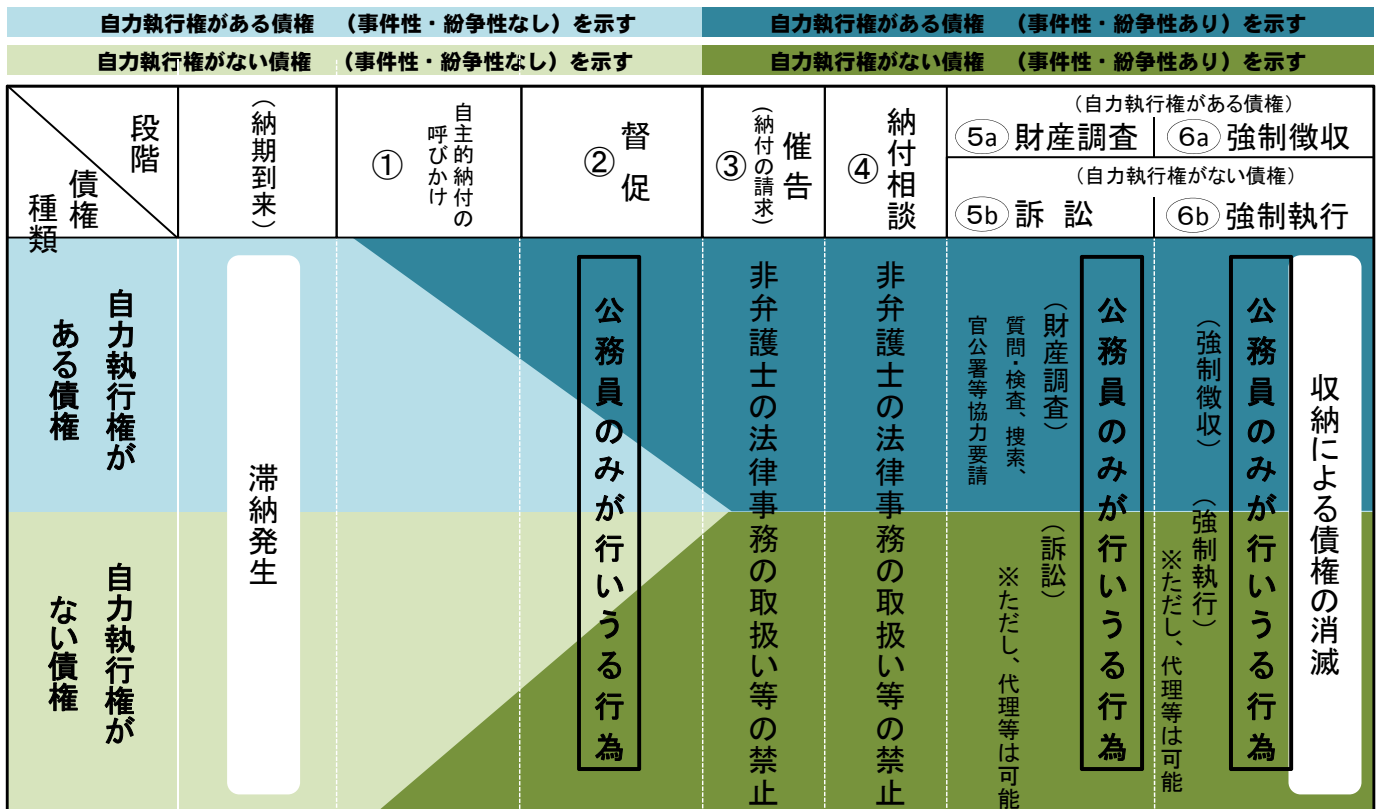
※一部事務組合又は広域連合とは異なり、組織に法的な根拠を持たないが、組織名を掲げ、各地方団体の職員間で併任等を発令すること等により、共同で徴収や滞納処分を実施している組織を調査対象としている。なお、上記調査対象の任意組織の他、共同で徴収や滞納処分は実施していないが、徴収目標の設定や徴収業務に関する研究事業等を共同で実施している任意組織がある。

○ また、民間委託が可能な範囲についても次ページのとおり整理されており、窓口業務と比較して、公務員のみが行いうる部分との切り分けが容易であると考えられる。

公金の債権回収業務の流れ

資料73

※「地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携に向けて～」(平成25年3月 内閣府公共サービス改革推進室)より抜粋、事務局により一部加工



「納付相談」とは、主に面談により納付計画の作成等を支援し、納付履行を促すものとする。(徴収停止・履行延期の特約等の公権力の行使を除く)
 公務員(非常勤職員を除く)は、全ての業務を担当しうる。公務員(非常勤職員)は、公権力の行使を除く業務を担当しうる。

- 地方独立行政法人法第2条第2項における特定地独法の要件との関係で法人類型（一般地独法、特定地独法）をどのように考えるか。

○ 地方独立行政法人法における特定地独法の要件

【参照条文】

○ 地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）
（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 （略）
- 二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと。
- 三～六 （略）

法人類型（一般地独法、特定地独法）について ②

- 地独法制度においては、法人に公務員身分を付与するか否かを、地方公共団体の自由裁量とはせず、法律上特定型の要件を定めているが、その要件該当性は、個別の地独法の業務の性格によるため、同一の業務を行う法人でも、地域の実情等により差異が生じることがありうるものとして、制度設計されている。

【参考】 逐条解説地方独立行政法人法より

地方公務員制度上、地方公務員の身分は法律上の要件に基づいて付与されるものであり、地方公共団体が任意に地方公務員の身分付与の可否を判断しうるものとはされていない。したがって、地方独立行政法人制度においては、国通則法第二条にあるような「……その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められる」か否かの判断を地方公共団体の自由裁量に委ねることは適当ではない。

そのため、法文上、特定地方独立行政法人であるか否かが客観的・一義的に判別されるよう、その要件に該当するものが特定地方独立行政法人、該当しないものがそれ以外の地方独立行政法人であることが明確になる規定ぶりとし、特定地方独立行政法人の定義規定においては、その要件となる業務の性質、類型を書き込むことにしたものである。

条文の規定ぶりについては、「地方独立行政法人のうち、……ものとして定款で定めるもの」とすることで、要件に該当すれば、設立団体の特段の判断を介することなく、特定地方独立行政法人とされることを明らかにするものとなっている。

要件該当性は、個別の地方独立行政法人の業務の性格によって決定されるものである。そのため、必ずしも事業毎に画一的に決まるものではなく、特定地方独立行政法人とするか否かにつき、地域の実情等により差異が生じることがありうるものである。

- ただし、公立大学法人については、法人の業務が特定地独法の要件に該当しないため、法律上、一般地独法に限定されている。

法人類型（一般地独法、特定地独法）について ③

○これまで設立された特定地独法と、特定型とされた理由

法人		特定地独法とした理由
試験研究型 地独法	岩手県工業技術センター	県内企業の当該法人に対する依存度、周辺代替施設の欠如を勘案した結果、必要と判断
	鳥取県産業技術センター	
	山口県産業技術センター	
公営企業型 地独法	三重県立総合医療センター	医師不足県の認定を受けていること、災害発生の際の蓋然性の高さから災害対策基本法に基づく職員派遣義務を課す必要性等、三重県特有の事情を勘案
	山梨県立病院機構	医療観察法に基づく指定入院医療機関として指定される際の要件として必要であること等を勘案 (※)設立当時は特定型だったが、既に一般型へ移行した法人。
	岡山県精神科医療センター(※)	
	大阪府立病院機構(※)	

- 複数自治体が共同で地独法を設立する際に簡易に手続を行うことができるよう、共同設立の手続において事務を簡素化できる余地があるか。

【共同設立に関する現行制度】

- 複数の地方公共団体が共同で地独法を設立する場合には、地独法第123条において、それぞれの事項に応じて、協議等の手続が定められている。設立の際の主な手続は以下のとおり。

	共同設立の特例、運用等
①設立認可申請	設立団体の長の連名による (ただし、定款作成についてそれぞれの設立団体において議決が必要)
②各種認可等 ・ 理事長、監事の任命 ・ 業務方法書の認可 ・ 料金の認可 ・ 中期目標の作成 ・ 中期計画の認可 ・ 会計検査人の選任	設立団体の長が協議して定める (ただし、料金の認可、中期目標の作成について、それぞれの設立団体において議決が必要)
③関係条例、規則の制定 〔条例〕 ・ 重要な財産 (出資等に係る不要財産) ・ 重要な財産 (財産処分制限に係るもの) 〔規則〕 ・ 業務方法書記載事項 ・ 中期計画の策定手続 ・ 中期計画記載事項 (その他業務運営に関する事項) ・ 年度計画の策定手続 ・ 中期目標に係る事業報告書の提出手続 ・ 財務諸表添付書類 ・ 財務諸表の閲覧期間 ・ 納付金納付・積立金処分手続 ・ 財務会計に関し必要な事項	設立団体が協議して定める (ただし、条例事項については、それぞれの設立団体において議決が必要)
④特定地独法の職員の身分等に関する条例	定款において、いずれの設立団体の条例を適用するかを定める
⑤その他 ・ 出資 ・ 債権者異議に関する手続	各設立団体において行う

共同設立による方法 ②

【共同設立の運用状況】

- 二以上の団体により共同設立されている地独法は全国で三法人(平成27年4月1日時点)。

法人名	設立団体	対象業務	特定/一般
山形県・酒田市病院機構	山形県、酒田市	公営企業(病院)	一般地独法
公立鳥取環境大学	鳥取県、鳥取市	公立大学	一般地独法
東金九十九里地域医療センター	東金市、九十九里町	公営企業(病院)	一般地独法

共同設立による方法 ③

- 既に設立された地独法が窓口関連業務等を実施している場合、他の市町村が設立団体として新たに加わることを可能とすべきではないか。

【現行制度】

- 既に設立された地独法に新たな設立団体が加わるためには、定款変更（これに伴う議会の議決、総務大臣又は都道府県知事の認可）が必要となる。この点、定款変更ができない事由は、第8条第3項の一般地独法から特定地独法への変更のみに限定されており、条文上は設立団体の変更は排除されていない。

○地方独立行政法人法
(定款)

第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一・二 (略)

三 設立団体

四 事務所の所在地

五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別

六～十一 (略)

2 (略)

3 第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）とする場合に限り、行うことができる。

4 (略)

- 一方、地独法の合併については、権利義務の承継、職員の引継ぎ、債権者の異議等について、平成26年改正で制度的な手当が講じられたところ。
- 既に設立された地独法に新たな設立団体が加わる場合にも、地独法の合併と同様の事項が想定されるが、制度的な手立ては講じられていない。そのため、仮に定款変更により設立団体を追加しようとする場合、地独法に新たな設立団体の権利義務が承継されない等の問題が生じることが想定される。

共同設立による方法 ④

- 上記の問題点を回避するため、既に設立された地独法に新たな設立団体が加わるためには、
(1) 既に設立された地独法を解散して新たに設立の процедуру踏む
(2) 新たな設立団体が単独で地独法を設立し、既存の地独法と合併する
 のいずれかの方法をとる必要がある。

(例) A市が設立したα地独法の設立団体に、B町が新たな設立団体として加わる

- (1) α地独法を解散して、A市・B町を設立団体とするα'地独法を新規に設立する場合

【問題点】

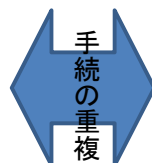
- ・ α地独法に係る個別の権利義務がα'地独法に承継されない
- ・ α地独法の解散に係る清算手続が必要となる
- ・ A市からα地独法への出資関係がα'地独法に引き継がれない

- (2) B町がβ地独法を単独設立した後、β地独法をα地独法に吸収合併する場合

【具体的な手続】

① β地独法の設立

①設立認可申請（要議決）
②各種認可等（一部要議決）
③関係条例、規則の制定（条例については要議決）
④特定地独法の職員の身分等に関する条例
⑤その他 ・ 出資（要議決） ・ 債権者異議に関する手続



② β地独法をα地独法に吸収合併

①合併認可申請（要議決）
②合併に係る各種変更認可等（一部要議決）※
③関係条例、規則の改正（条例については要議決）※
④特定地独法の職員の身分等に関する条例※
⑤その他 ・ 債権者異議に関する手続

※については、内容の変更に伴い実施が想定されるもの

共同設立による方法 ⑤

- 地独法の新規設立の手續と吸収合併の手續の重複を排除しつつ、必要な手續を規定することにより、新たな設立団体が加わることを可能とするための制度的な手当を講じることができるかどうか。

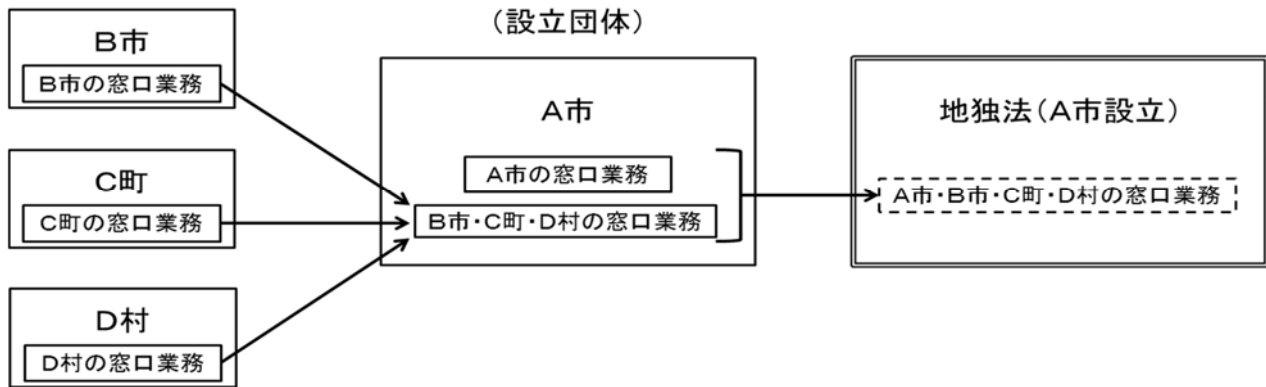
【想定される制度】（地独法の新規設立と吸収合併の規定を参考）

- 設立団体の追加に係る認可
 - ・ 地独法の設立団体及び新たに設立団体となる地方公共団体が、協議により、効力発生日、定款の変更等の事項を定め、設立の規定の例により総務大臣等の認可を受ける旨の関係規定の整備（議会の議決についても同様）
- 債権者の異議
 - ・ 関係書類を事務局に備える等、債権者異議の関係規定の整備
- 職員の引継ぎ
 - ・ 新しく追加される設立団体の職員が地独法に引き継がれるための関係規定の整備
- 権利義務の承継
 - ・ 新しく追加される設立団体が行っていた業務の権利義務が地独法に引き継がれるための関係規定の整備

- 共同設立以外の方法で、既存の市町村連携の手法を活用して、複数自治体が共同で地独法に窓口関連業務等を行わせることが考えられるか。

【事務の共同処理を活用した方法の例】

- 設立団体が事務の共同処理（事務の委託、事務の代替執行等）によりその他市町村の事務を行うこととし、設立団体とその他市町村の窓口関連業務について、まとめて地独法に業務を行わせる方法が想定されるが、この場合、どのような点が問題か。



- A市・B市間、A市・C町間、A市・D村間の事務の共同処理について、それぞれの議会の議決を経て、協議により規約を定めることが必要。

事務の共同処理を活用した方法 ②

- ただし、この場合、B市等は、規約に定める場合以外に地独法に関与することはできず、規約に基づく場合も、基本的にはA市を通じたガバナンスを行うこととなることをどのように考えるべきか。

【事務の共同処理と地方独立行政法人制度の比較】

	地独法制度 (行政執行法人類似の制度とした場合)	事務の共同処理 (事務の委託、事務の代替執行等)
設立・認可・指定の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・設立団体の議会の議決 ・定款の制定 ・総務大臣又は都道府県知事の認可 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係地方公共団体の議会の議決 ・規約の制定 (※) ・告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出等
目標による管理と評価の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・年度目標は、設立団体の長が議会の議決を経て定める ・事業計画は、法人が作成し、設立団体の長が認可 ・設立団体の長は、各年度の事業実績及び規則で定める期間の業務運営の効率化について評価。結果を法人、評価委員会に通知し、公表 	なし
財務・会計	<ul style="list-style-type: none"> ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認 	なし
定款（規約）変更、解散及び合併（廃止）	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣又は都道府県知事の認可等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・（規約の変更又は共同処理の廃止の場合）関係地方公共団体による協議及び議会の議決等が必要
監督命令	<ul style="list-style-type: none"> ・設立団体の長による監督命令 	なし
報告聴取・検査	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣・都道府県知事・市町村長による報告聴取・検査 	なし
違法行為等の是正等	<ul style="list-style-type: none"> ・設立団体の長による法人への違法行為等の是正命令 ・総務大臣・都道府県知事による設立団体への違法行為等の是正命令要求 ・総務大臣・都道府県知事による法人への違法行為等の是正命令等 	なし

※ ガバナンスについて規約に記載することは可能
 (例) ・事務の処理状況の定期的な報告の求め
 ・処理方法等についての定期的な協議の実施

複数の市町村が地独法に事務を行わせる方法として、現行の地方独立行政法人法上は、共同設立による方法のみが規定されているが、設立時の手続が煩雑であったり、設立後の意思決定が複雑化するなどの課題もある。

このような課題を解消するため、他の市町村が既に設立した地独法に、設立団体に加わることなく所要の手続を経た上で、窓口関連業務等を行わせることが考えられないか。

- ① 設立団体以外の市町村が、地独法に直接窓口関連業務等を行わせる方法について、制度上の手当てを講じてはどうか。
- ② その際、設立団体以外の市町村においては、当該市町村の名において業務が行われることから、本来の事務の権限を持つ者としての立場から、実際の事務の執行者である地独法に対して一定の関与をできるようにする必要があるのではないか。
- ③ 地独法が設立団体以外の市町村の事務を行うことについては、地独法の定義に反しないのではないか。

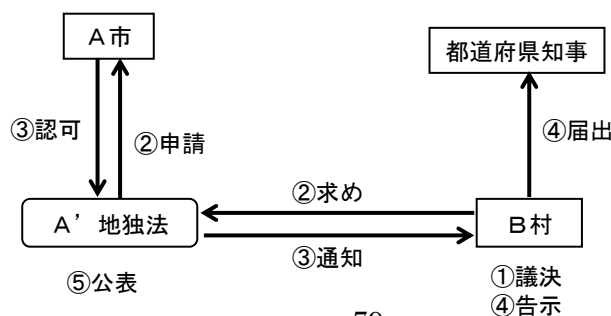
他の市町村が設立した地独法に事務を管理・執行させる方法 ②

- 設立団体以外の市町村が、地独法に直接窓口関連業務等を行わせる方法について、制度上の手当てを講じてはどうか。

(想定される手続イメージ)

- ① 設立団体以外の市町村の議会の議決
- ② 設立団体以外の市町村から地独法に対する求め
地独法から設立団体の長に対する認可申請
- ③ 地独法に対する設立団体の長の認可
地独法から設立団体以外の市町村に対する通知
- ④ 設立団体以外の市町村による告示、都道府県知事への届出
- ⑤ 地独法による公表

A市：設立団体
A'地独法：実際に事務の管理・執行を行う地独法
B村：本来事務を管理・執行する立場にある地方公共団体



他の市町村が設立した地独法に事務を管理・執行させる方法 ③

- 設立団体の長の認可に際して、設立団体の議会の議決の可否をどのように考えるか。

【参考】 ※：議決事項

- 地独法制度における設立団体の長の認可、承認事項（現行制度）

・業務方法書の作成、変更 ・余剰金等の使途 ・重要財産の処分 ※ ・財務諸表の作成
・中期計画の作成、変更 ・限度額を超えた短期借入、借換 ・料金の上限の設定 ※ ・不要財産納付 ※

- 地独法制度における設立団体の長が行う事項（現行制度）

・定款変更 ※ ・中期目標終了時の検討等 ・報告・検査 ・理事長・監事・会計監査人の任免
・中期目標の作成、変更 ※ ・解散・合併 ※ ・違法行為等の是正

- 現行制度において、設立団体の長の認可事項のうち、中期計画や業務方法書の作成・変更の認可に議会の議決を必要としていないことを踏まえると、設立団体以外の窓口関連業務等を行うことに係る認可についても、同様に議会の議決を不要とすべきではないか。

（考え方）

- 地独法の業務内容は設立団体の長が作成する定款や中期目標に記載されており、設立団体の議会は、定款・中期計画の作成・変更の議決を行うことで地独法の業務内容に関与する。
設立団体以外の窓口関連業務等を新たに地独法の業務に追加することに伴い、定款や中期目標の変更がなされる場合には、当該手続において議会の議決を要することとなる。
- ただし、事前に定款や中期目標に、設立団体以外の市町村の窓口関連業務等を行いうることを包括的に定めることも考えられる。この場合、地独法が設立団体以外の窓口関連業務等を行うことについては、既に議会の意思決定がなされているので、個別の市町村からの求めがある毎に、議会の議決をとる必要はないのではないか。

他の市町村が設立した地独法に事務を管理・執行させる方法 ④

設立団体以外の市町村においては、当該市町村の名において業務が行われることから、本来の事務の権限を持つ者としての立場から、実際の事務の執行者である地独法に対して一定の関与をできるようにする必要があるのでないか。

- 地独法が設立団体の名において窓口業務を行うに当たり、設立団体から地独法への関与について、
（ア）窓口関連事務等には、住民に関する各種行政の基礎となる事務が含まれており、従来地独法が行ってきた病院、大学等の業務とは性質が異なることから、業務の安定的で適切な実施を確保する必要があること
（イ）従前の設立団体によるガバナンスという観点のみならず、設立団体が本来の事務の権限を持つ者としての立場から、実際の事務の執行者である地独法に対して関与する必要があること
から、
①監督命令
②事務の直接執行
の新設が必要ではないかとされているところ。
- 設立団体以外の市町村についても、本来の事務の権限を持つ者としての立場から、実際の事務の執行者である地独法に対して関与しなければならない（上記（イ））という点については、設立団体と同様であることから、
①監督命令
②事務の直接執行
を認めることとしてはどうか。
- ただし、設立団体ではない市町村に対して広範に監督命令、事務の直接執行を認めることは、設立団体との均衡の観点から適切ではないため、設立団体以外の市町村の監督命令、事務の直接執行については、自らの名において地独法が行う事務に関するものに限ることとすべきではないか。

他の市町村が設立した地独法に事務を管理・執行させる方法 ⑤

地独法が設立団体以外の市町村の事務を行うことについては、地独法の定義に反しないのではないか。

○ 地方独立行政法人法上の地独法の定義

地独法が実施する事務及び事業は以下の要件を満たす必要がある。

- (i) 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要である
- (ii) 地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要がない
- (iii) 民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認める

【参照条文】

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号） ※（i）～（iv）は事務局追記
（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、⁽ⁱ⁾住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、⁽ⁱⁱ⁾地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、⁽ⁱⁱⁱ⁾民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより^(iv)地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)

○ 第2条の地独法の定義規定において、（iii）（iv）の「地方公共団体」に「当該」といった限定はなく、（ii）（iii）の「地方公共団体」には、設立団体（＝（iv）の「地方公共団体」）以外の地方公共団体も含まれるものと解される。

○ よって、設立団体以外の市町村の名において当該市町村の事務を行うことについて、地方独立行政法人法第2条第1項の定義規定に反しないと解釈することも可能ではないか。

他の市町村が設立した地独法に事務を管理・執行させる方法 ⑥

○ 法制定時の整理においては、地独法の活動範囲は設立団体の区域内に限定されておらず、必要に応じて設立団体の区域外で活動することも制限されていない。

【参考】地独法法制定時の想定問答より

(問)

都道府県知事が認可した地方独立行政法人の活動範囲は、当該都道府県に限定されるのか。

(答)

(中略)

地方独立行政法人の活動範囲が設立団体の区域内に限定されなければならない旨の明文規定はないことから、必要に応じて設立団体の区域外で活動することも制限されていないもの。

現実問題としても、地方独立行政法人の活動区域を限定することは、地方独立行政法人の活動を徒に阻害し、また、第三者との取引の安全を害することになりかねず、合理性がないものと思料。

(以下略)

○ 制度上、設立団体以外の地方公共団体からの出資が想定されていることから、地独法の事務が設立団体以外の地方公共団体に関連するものである場合も想定されている。

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
（財産的基礎）

第六条 (略)

2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。

3 設立団体（地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

4～6 (略)

○ 地独法が行う業務は、設立団体に由来する業務に限定されていない。

(考え方)

- 地独法制度上「移行型地方独立行政法人」とそれ以外を分けており、地独法が「その成立の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務」以外の業務を行うことについても制度上想定されている。

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

（職員の引継ぎ等）

第五十九条 移行型特定地方独立行政法人（特定地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。

2 移行型一般地方独立行政法人（一般地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

- 設立団体に由来する業務以外の業務を行う地独法として、以下の例がある。
 - ・東金市九十九里地域医療センター（設立団体：東金市、九十九里町）
廃止した千葉県立東金病院の機能を引き継ぐ。
 - ・徳島県鳴門病院（設立団体：徳島県）
廃止した（独）年金・健康保健福祉施設整理機構（RFO）保有の健康保険鳴門病院の機能を引き継ぐ。
 - ・桑名市民病院（設立団体：桑名市）
市立病院（桑名市民病院）と特別医療法人平田循環器病院を経営統合し設立。